# 池邊村 郷土誌 上

昭和九年版 復刻

# 池邊村 郷土誌(上)

昭和九年版 復刻

# 写本 池邊村郷土誌 上巻

# 池邊村郷土誌転写の辞

池邊村郷土誌は　昭和九年十一月池辺小学校より発行されたる「非売品」の限定版である　編輯は同校々長山幡庄平師外同校職員全員に依るもので　自筆の「ガリ版刷り」を以て上下二巻に製本されている

本誌は其の緒言に「澎湃たる日本精神の運動に伴ひ忠君愛国の念養成に全力を注がざるべからざるは言を俟たず　而して忠君愛国の念を涵養するには郷土をよく理解せしめ愛郷心を高調せしめざるべからず」と見られる如く　時恰も日本は国際聯盟を離脱し国際情勢の緊迫せる折から　国民精神作興に関する国の施策に伴い　教育者としての使命に鑑み編輯されたものであることが推考される　其れ故学校及び社会教育の章に多くのページを割く一方　村の沿革　自然関係　行政　其の他凡ゆる分野に亘つて　郷土池辺村の歴史及び現況を悉く誌して余すところなく　当に池辺村文化の一大宝典と言うべき歟

然し惜しい哉　本誌は「ガリ版刷り」の為その発行部数に限りがあり　且つ昭和三十四年二度に亘る大水害等により散逸せるものも少なからずして　現存せるものは極めて少く発行元の池辺小学校にすら所蔵されていない実状である

小生、かねて根古地天照寺先代の住職水谷達彦師と親交あり　同師が本誌を所蔵されあるを知り其の一部分を転写せる折　印刷の青インク褪せて判読困難なる文字多く見られ、やがては全く判読不可能になるやらんと危惧しつつも無為に歳月を経ること十数年に及ぶ　然して一昨年九月脳梗塞のため軽度の右半身不随意に陥り運筆意の如くならず　専ら之が「リハリビ」に努めありしが、本誌がやがて煙滅せんことを遺憾とし　本年二月一念奮起して之が転写を志し天照寺に請うて同誌を借受け　以来余暇のある限り拡大鏡片手に不如意の右手を駆使し　漸く茲に転写を完了するに至れり

本誌が編輯される当時　同校高等科二年生であった小生は、本誌の編輯又は印刷を手伝った記憶を今更に回顧するとき、戦前学校教育の在り方が　是であったか、非であったかはさて置き　本誌の編輯者たる恩師のひたむきな教育への情熱に深い感動を覚えると共に　茲に其の遺業の一端を継承し得たことを欣快とするものである

平成九年（一九九七）十一月

岐阜県養老郡養老町瑞穂

星田俊一識

池邊村郷土誌　上巻

# 転写の凡例

転写者　星田俊一

一、転写し易く且つ読み易くするため頁の枠を縦四糎横一糎拡幅して転写した
　但し行数及び字数に変りは無い
一、字数の都合に依り各表の内一部表の枠を拡幅又は縮小して転写した
　但し表の様式に変りは無い
一、漢字の使い方が一律でないため当用漢字　旧字　異体字が不規則に混在しているが、文意に影響は無いのでその儘転写した
　例　辺＝邊＝邉　国＝國＝囗　同＝仝　会＝會　団＝團
　但し次の漢字は正規の漢字に書直した
　イ、年齢を数えるのに使われている「才」は「歳」
　ロ、異体字の「戝」は「財」
　ハ、ガリ版書特有の便化文字
　例、間＝間　品＝品　鳥＝鳥

一、判読不可能の文字は　□で表示した
一、明らかに誤字　脱字　余り字と認められるものは　訂正或いは挿入又は削除して書直した、後日之が考証のため其の箇所を左に列挙す

記

〔・印＝訂正挿入削除〕

| 頁 | 行 | 原本 | 転写 | 附記 |
|---|---|---|---|---|
| 一二 | 八 | 含むも多く | 含むもの・多く | 一字挿入 |
| 八二 | 六 | 六ヶ年に渡・リ | 六ヶ年に亘・リ | 一字訂正 |
| 一五八 | 一二 | 事務・の執行 | 事業・の執行 | 〃 |
| 一七二 | 三 | 監時・三名 | 監事・三名 | 〃 |
| 〃 | 四 | 専務一名 | 専務理・事一名 | 二字挿入 |
| 〃 | 一〇 | 補・選を妨げず | 再・選を妨げず | 一字訂正 |
| 二〇六 | 九 | 觀請年代 | 勸請年代 | 〃 |
| 二一〇 | 二 | 其の時・ | 其の跡・ | 〃 |
| 〃 | 〃 | 明暦年月・ | 明暦年中・ | 〃 |
| 〃 | 一二 | 当村氏神・ | 当村氏子・ | 〃 |
| 二一二 | 四 | 庶幾此宿樂士庶人民 | 庶幾此宿樂普・士庶人民 | 一字挿入 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二一三 | 三 | 当時 | 一字訂正 |
| 二一四 | 一五 | 祭神 | 四字補記 |
| 二一九 | 一一 | 地よりも | 一字訂正 |
| 二二二 | 一〇 | 浄土眞宗東大谷派 | 一字削除 |
| 〃 | 一一 | 〃 | 〃 |
| 二二五 | 一一 | 御城跡なり | 一字訂正 |
| 二三〇 | 一五 | 丹羽國 | |
| 二三一 | 一〇 | 小笠原家に依り | |
| 二三四 | 一二 | 本佛尊像 | |
| 〃 | 一二 | 本像一躰 | |
| 二三六 | 一〇 | 佛道を創立し | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 当寺 | |
| | | 祭神應神天皇 | |
| | | 社よりも | |
| | | 浄土眞宗大谷派 | |
| | | 〃 | |
| | | 御蒼跡なり | |
| | | 丹波國 | |
| | | 小笠原家に傳り | |
| | | 木佛尊像 | |
| | | 木像一躰 | |
| | | 佛堂を造立し | |

（以上）

# 池邊村郷土誌　上巻

## 注釈

転写者　星田俊一

『池邊村郷土誌上巻』の転写に当り　同誌の記述中史実に相違せるもの或いは記述不足のものを散見す。依って之を注釈し後考の資とせんとす

記

(イ)一頁　七行目
「大字大巻」
注　小坪新田の開発年が記されてないが　『養老郡志』『養老町史』何れも次のように記されている
「小坪新田　承応二年（一六五三）開発」

(ロ)一頁　一一行目
「高柳古新田は寛文七年開発せられ」
注　養老町発行の『のびゆく養老町』には次のように記されている
「高柳古新田　一六五八年（明暦四年）開発」

(八)
二頁　一四行目～一六行目
「大字釜段　当地は明暦四年下多度志津の住民下池の東南方高三百八十三石九斗八升六合の原野を開発し寛文十年村高六百八十四石九升六合に増加せり」
注、『養老町史』（通史上）には釜段・駒野新田の開発について次のように記されている
「尾張藩士藤田大学（知行三千石）の子息は浪人して森半入また半斉といい明暦四年（一六五八）本阿弥又左衛門、佐野紹益を代理として、高須の多芸郡有尾村草場下池・駒野村草場・大垣領草場（後の釜段新田）の開発を出願した（中略）半入は駒野村に居を構えて着工し、有尾村の草場下池は土地がきわめて低く不成功に終ったが、他の二ヵ所は苦心の末ようやく一二年後の寛文一〇年（一六七〇）に検地をうけ釜段村六八四石九升六合、駒野新田三三〇石四斗二升二合となった」

(二)
五〇頁　五行目～六行目
「根古地新田根古地大場釜段は元より多藝郡に属し元禄年中は笠松領主の支配を受け明治維新当時は大垣御預となり居たり」
注、ハ「笠松領主」の呼称は誤りである　正しくは幕領（御料）笠松代官

所の代官又は郡代である
2、根古地・大場は寛延三年（一七五〇）大垣藩預となったが　根古地新田は依然として明治維新まで笠松代官所支配であった
3、釜段は元より大垣藩領で明治維新まで依然として変っていない
4、高柳新田・高柳古新田・小坪新田について記されてないが、根古地新田と同様である
5、駒野新田は元禄十三年（一七〇〇）高須藩領となった
6、大牧村・大牧新田は尾張領で今尾城主竹腰山城守の采地であった
（本誌第一章第三節「村高表」参照）

（ホ）五〇頁　七行目～一〇行目
「明治六年四月美濃国一圓を十二大區百七十五小區に分割せらる（中略）
仝十二年二月十八日大小區の制廃止せらる」
注、釜段の所属が記されてない
釜段は明治六年大小區制施行当時は志津新田に合村していたので、その所属は三大區十の小區であったが　明治七年分村して釜段村と称し三大區九の小區に組替られた
（養老郡志参照）

(ハ)
七七頁　四行目
「笠郷排水機」
注　この排水機は昭和五年池辺村北部耕地整理組合排水機（所在地大字瑞穂字枠池）が廃止されて、同組合の区域（二八五町歩）が笠郷排水機組合に加入したので、以後笠郷排水機（池辺排水機）（通称五三排水機）と称するに至った。従って昭和九年現在に於いては笠郷排水機の名称は無い

(ト)
七八頁　一〇行目～一四行目
「経費の賦課方法」
注　この経費の賦課方法は前記注釈のとおり、昭和五年池辺村北部耕地整理組合区域が加入前のもので、昭和九年現在のものではない
但し　昭和九年現在に於ける笠郷池辺排水機の地区反別の明細及び経費の賦課方法（基準）は不詳

(チ)
八二頁　五行目～六行目
「内務省は明治三十一年より三十六年の六ヶ年に亘り木曽長良揖斐の三川分流工事を完成したり」
注、三川分流工事は正しくは「木曽川下流改修工事」と称し、明治二十年

着工し明治四十五年完工した　勿論この工事は三川分流を主眼とするものであったが、之に伴って新川を堀り、或いは川幅を拡げ　或いは屈曲を直し、又は新に堤防を築き導水堤を出す等　三川の水行を抜本的に改良するものであって、そのための買収用地約二、九〇〇町歩（池辺村総面積の約三・二倍）移転家屋約一、八〇〇戸（池辺村全戸数の約三二倍）に及ぶ大工事であった

(リ)
八二頁　一一行目
「本邦に於ける機械排水の古き歴史と」
注、原本には「本縣に於ける」と記されてあるが「本邦に於ける」が正しいので訂正して転写した
（養老郡志及び養老町史参照）

(ヌ)
二〇六頁九行目～二〇七頁一二行目
「勧請時代」
注、池辺村々内の神社一八社を列記されているが　その勧請時の年次の内疑問のものが見られる
イ瑞穂神明神社の「慶安二年」は「正保二年」ではなかろうか
（後記、注釈(ワ)参照）

2、瑞穂嚴島神社の「明暦二年」は「勸請年不詳」ではなかろうか
（後記　注釈(カ)参照）

3、瑞穂金刀比羅神社の「元治二年」は「再建年」であって「勸請年不詳」である
（後記　注釈(ヨ)参照）

(ル)
二〇九頁一五行目～二一一頁五行目
「同地天照寺記錄に曰く・・・・（中略）・・・・自爾已來当院に寺号山号を新に加へて八幡山天照寺と名づく　云々」

注　この天照寺記錄は第八章第三節第六項の天照寺由緒にも記載されているが、当然同文であるべきものであるに、落筆と思われる部分が見られる　即ち天照寺由緒には次のように記載されている
二一〇頁四行目「佛法たちがたき」の次に「愚老あに是を思はざらんや」
二同頁八行目「願ひ申すべきこと候て」の次に「参列仕れりと云ふ、何條の事にかと云へば知し食して候」

(オ)
二一一頁六行目～九行目
「本傳へて曰く・・・・（中略）・・・・即ち瑞穂に鎮座の神明神社之なりと」

注、

右の記述（伝説）は『養老町史』（通史下）にも同様記載されているが、全く事実無根の流言飛語であって　当然後学のためにも郷土誌から抹殺さるべきものである

即ち、天明五年（一七八五）の『根古地新田願書留書』（瑞穂後藤有康氏所蔵）に次のように記されている

「　　乍恐以書付奉願候

根古地新田神明宮の儀　御新田開発正保二酉年勧請仕　其後慶安五辰年御検地水帳被下置候節　神田郷引御高五石御免地被仰付　其後寛文四辰年迄廿ヶ年之間村方に神明宮社壇建置　御免地作徳米を以相続仕候処　――（中略）――　天照寺境内は御堤切入候ても水乗不申程地高、右境内に氏神預け置度に付村方相談之上、根古地在屋中並に天照寺えも相願候えば納得被致　則社守之儀も天照寺相頼み、右境内に預置相続仕候処、十四、五年以前より当村惣百姓念願には、大切の氏神何卒当村地内神田引御免地之社跡に元形ち之通引戻し申度奉存罷在候処、村方困窮に取紛是迄延引仕候　当年よりは弥々引戻し申度村方一統存有に付、根古地村在屋中並に天照寺えも及対談

候処、元形ち通引戻之儀に候はば根古地村並に天照寺おいても何之故障も無之候えば　何分御願申上私共村方勝手次第引戻し候様に被申聞候、然共根古地村よりも大垣御預り御役所え一通故障無之段御届け申上由申聞、内輪内談落着仕候－－－－（中略）－－－－幾重にも引戻し之儀被仰付被下置候はば難有可奉存候　以上

巳（丑）三月

（天明五年）

根古地新田

庄屋　権　助

（外、高持百姓一五名連署）」

右願書に差出先の役所名が記されていないが　欄外に「右願書三月十五日佐溝様え差上申候」と記されていることからして、当時御料根古地新田の御預り役所であった今尾城主竹腰山城守え差出したものである。江戸時代幕府のキリスト教徒弾圧の政策に伴ひ、神社寺院の取締りは特に厳重を極め、之が新築は勿論のこと移転或いは修復すら寺社奉行の許可なくしては出来なかった当時に於て、夜密かに無断で神社を移転（遷宮）するが如きは到底有り得ない事である

(7)二一三頁　一行目

「由緒　慶安巳丑年正月十九日創建」

注、慶安巳丑（みうし）年は慶安二年（一六四九）であるから、根古地田開発の正保二年（一六四五）より四年後の年である

瑞穂神明神社の創建年について、各誌は次のように記している

イ、『養老郡神社明細帳』（明治期の岐阜県庁文書）『養老郡志』『養老町史』何れも右同様に記す

ニ、『多藝郡各町村誌』（明治一四年調製）は「創建年月未詳」と記す

ヨ前記(イ)の注釈の『根古地新田願書留書』には「正保二年勧請」と記す、

右記述各々不同なるも、慶安五年（一六五二）根古地新田検地繩帳（瑞穂後藤有康氏所蔵）に、次のように見られることからして、慶安五年以前の創建であることは間違いない

「弐拾六間　下田　宮のこし　壱反三畝歩　神田
拾四間　弐拾歩入
拾壱間半　下田　同所　弐畝廿壱歩　神田
七間　弐拾間　下田　壱反弐畝廿歩　神田
拾九間」

尚現在根古地の田の中(大場部落の東辺り)に、昭和三十年十月根古地氏子中により建立された「寛文甲辰年前宮跡」と題した碑が建っているが、その碑文に次のように記されている

「此処は産生神八幡(本田)神明(新田)両宮が寛文四年(一六六四)天照寺境内へ遷宮せらるゝまで鎮ありし地なり------(後略)」

右の碑文が如何なる根拠によって記されたかは不明であるが、瑞穂神明神社は前記(1)の注釈のとおり、根古地村に創建したものでは無い、根古地天照寺記録(根古地八幡神社の項参照)には「元より神明宮は新田の氏神、八幡宮は本田の氏神なれば、各々両田の西北に当つて鎮座し玉へり」と記されている

右後学のため茲に附記す

(カ)二一六頁　三行目

「由緒　明暦二丙申年二月領主小笠原土佐守守護神の旨其神躰を拝受して創建す」

注、瑞穂嚴島神社の由緒について、各誌は次のように記している

ハ、『養老郡神社明細帳』（明治期の岐阜県庁文書）『養老郡志』何れも右同様に記す

ニ、『養老町史』は「明暦二丙申（ひのえさる）年（一六五六）二月創建」とのみ記す

ホ、『多芸郡各町村誌』（明治一四年調製）は「創建年未詳」と記す

右各々その記述不同なるも「明暦二年創建」は疑問である

何んとなれば　右の嚴島神社は本来「弁才天」（河の女神）を祀ったものであったが、明治維新の際神仏判然令及び廃仏毀釈の風潮に依り祭神を市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）として嚴島神社と称するに至ったものである、根古地新田文書に「弁才天」と見えるのは『明治二年根古地新田差出明細帳』が初見である、それより五四年以前の『文化十三年根古地新田差出明細帳』には神明宮は記されてあるが「弁才天」の記事は見当らない、これよりして瑞穂嚴島神社の創建年は江戸時代末期と推定される

尚、同神社の鎮座する池（最近埋立られた）は通称「弁天池」と称し天明二年（一七八二）七月の洪水の節堤切入先が池になったもので、池成引として田五反九畝二四歩郷引されていた、恐らく「弁才天」は根古地新田百姓が累年の洪水を畏怖して勧請したものであらう

(ヨ)三一六頁　六行目～八行目

「由緒　創立年月不詳　寶暦年度洪水の節境内堤塘破壊し爾後絶社なりしが元治元年甲子年三月信徒有志を以て讃岐國那珂郡金刀比羅神社の神靈を受けて元社地の方位を卜して再建す」

注、瑞穂字枠池の堤防上に鎮座せる金刀比羅神社（昭和五七年堤防改修のため堤内に遷座した）の由緒について、各誌は次のように記している

イ『養老郡神社明細帳』（明治期の岐阜県庁文書）『養老郡志』『養老町史』何れも、右と略同様に記す

ロ『明治二年根古地新田差出明細帳』には「金比羅宮　但御堤通りに御座候」とのみ記す

ハ『多芸郡各町村誌』には「字枠池鎮座　創建年未詳」とのみ記す

右の記述何れも「創建年不詳」であることは同様であるが「寶暦年度洪水の節境内堤塘破壊し云々」の記述は疑問である。何となれば寶暦年度（一七五一～一七六三）根古地新田に入水したと見られる洪水が二～三度あるが、何れも津屋川堤の破堤に依るもので枠池の堤防が破壊した記録は無い（岐阜県治水史に依る）

又「爾後絶社なりしが、云々」と記されているが『多聞郡大場村文書』（東京都国立史料館所蔵）の同村庄屋の「寛政十午年四月七日洪水の留書」に次のような記述が見られる

「伊尾川通根古地村にては凡堤上壱尺七、八寸有之。根古地新田権現にては水壱升壱合余（約六、七メートル）有之　云々」

金刀比羅神社は明治維新以前は「金比羅権現」と称した。右に見える「権現」は明らかに金比羅権現のことである　これよりして、金比羅権現（金刀比羅神社）は宝暦年度より約四〇年後の寛政一〇年（一七九八）には鎮座しあって絶社ではなかったのである

又「讃岐國那珂郡金刀比羅神社の神璽を受けて、云々」と記されているが元治元年（一八六四）当時讃岐の金刀比羅神社（金比羅宮）は仏教の守護神であるインドの龍神金比羅を祀った松尾寺という真言宗の寺で神社では無かった。これも明治維新の際神仏分離及び廃仏毀釈の明治新政府の政策により、松尾寺の住僧が神官となり、大己貴命（大国主命）を祭神として金刀比羅神社となった。以後全国の末社も同様に「金比羅（こんぴら）」とは何んの関係も無い大己貴命（おおなむちのみこと）を祭神とした

讃岐（香川県）の金比羅宮は、標高五二一メートルの象頭山にあって、山が瀬戸内海からも航海の「めあて」となったので　航海の神として平安時代後期に祀られたという。以後金比羅宮は航海安全の神として広く尊崇され、全国津々浦々まで海浜の船着場や川湊に祀られるようになった。

根古地新田（瑞穂）字枠池地先の伊尾川（現在牧田川）には、古くから根古地湊があって多くの川舟が往来し、又根古地新田、外近在の幕領村の年貢米は此所から小舟に積込んで桑名まで下げ　それより大船に積替へて海路江戸蔵前まで運送した。枠池鎮座の金刀比羅神社（元金比羅大権現）は、こうした舟行の安全を祈願して勧請したものであろう

(ク)　二一九頁　八行目

「陸軍歩兵伍長　後藤賢三　三八、三、七」

注、原本には「陸軍歩兵伍長　後藤賢三　三七、一一、一九」と記されてあり
その戦死年月は誤りであるので、右の如く訂正して転写した

（天昭寺境内墓地の同氏の墓碑銘に依る）

(レ) 二一九頁 一一行目
「陸軍騎兵上等兵 光野助一」
注、原本には「陸軍騎兵一等卒 光野助一」と記されてあるが その階級は誤りであるので 右の如く訂正して転写した
(柳原の元同氏邸内に建立されていた同氏碑の銘に依る)

(ソ) 二二一頁 七行目
「継體天皇十六年(紀元一一八二年頃)」
注、原本には「継體天皇十六年(紀元一一七七年頃)」と記されてあるが その紀元年は誤りであるので、右の如く訂正して転写した

(ツ) 二二一頁 八行目~九行目
「欽明天皇十三年(紀元一二一二年頃)」
注、原本には「欽明天皇十三年(紀元一一七七年頃)」と記されてあるが その紀元年は誤りであるので 右の如く訂正して転写した

(ネ) 二二三頁 七行目
「第四世宗信に至り寛文元丑(うし)年大牧村へ易地」
注、智通寺の易地に付いて『平田町史』には次のように記されてある

「今尾元町に真宗大谷派智通寺と云うがあり、寛文十二子(ね)年大牧新田に引越す」

(十)二三二頁　一一行目～一二行目

「大永三年藤原亮道實如上人に歸依し薙髪して淨栄と稱す」

注、右、明圓寺の由緒について、各誌には次のように記している

イ、『養老郡志』は右同様に記す

ロ、『養老町史』は「大永三年(一五二三)創建」とのみ記す

ハ、『養老郡寺院明細帳』(明治期の岐阜県庁文書)には「創建大永三年　開基藤原亮道なる者蓮如法主に歸依し薙髪して淨栄と稱す」と記す

右各誌の記述略同様なるも　必ずしも明圓寺が大永三年(一五二三)根古地村に創建されたものであるとは考えられない　何んとなれば寺は本尊の下附を受け寺号の許可なつて始めて創建とするものであるからである。

元和年中(一六一五～)から寛永一一年(一六三四)まで約二〇年間根古地稱名寺が安八郡今尾村及び同郡中郷村え移基していた折　これ

に入替るが如く、駒野村の同宗同派徳永寺が堂宇焼失のため根古地村に寺基を移した（南濃町史に依る）当時根古地村に二ヶ寺の寺を維持するだけの檀家は無かったものと考えられることからして、明圓寺は其の頃根古地村に存在していなかったと思われる。根古地村に寺基を構えたのは、根古地新田（瑞穂）開発の正保二年（一六四五）前後と推定される

寛文五年（一六六五）『根古地新田宗門改帳』（東京都国立史料館所蔵）に「根古地村本願寺宗明圓寺」と見え、根古地新田家数五〇軒の内二九軒が明圓寺檀家として記載されている

(ラ)二三三頁　一二行目

「頼季の子久季弾正少弼従四位下となり」

注、右の久季は、歴史本の諸書に「下剋上」の代表的な人物として記されているところの松永弾正久秀その人である。天正五年（一五七七）十月織田信長に反旗を翻して、大和国信貴山城に立籠ったが、信長に攻められ抗戦叶わずして、同月十日城もろとも子久通と共に自爆して果てた

然るに如何なる訳か、根古地松永氏系図には「松永彈正少弼従四位下久秀」と記されていて「久秀」とは記されていない

(ム)二三四頁　六行目ー八行目

「善西の時本願寺實如上人御判なる本尊弥陀絵を大永三癸未(みずのとひつじ)年(一五二三)四月五日に願主となり下附を受け全く眞宗に歸し世襲とはなれり」

注、右稲名寺の眞宗改宗について、各誌には次のように記されている

イ、『養老郡寺院明細帳』(明治期の岐阜県庁文書)は「善西に至り教如(?)法主に帰依本宗に改宗」と記す

ロ、『岐阜県眞宗史』(林周教著)は「永正十二年善西創建、享禄年中(一五二八～三二)証如(本願寺第十代法主)代改宗」と記す

ハ、『養老郡志』は「享禄年中十一世善西に至証如法主に歸依し浄土眞宗に轉宗す」と記す

ニ、『養老町史』は「元天台宗であったが永正一二年(一五一五)改宗」と記す

右各誌の記述は大同小異であるが「善西代改宗」であることには同様である

(以上)

# 池邉村郷土誌

## 上巻



Z594—山·3

# 緒言

澎湃たる日本精神の運動に伴ひ忠君愛□の念養成に全力を注がざるべからざるは言を俟たず。而して忠君愛□の念を涵養するには郷土をよく理解せしめ愛郷心を高調せしめざるべからず。然るに本校には大正十四年五月発行の養老郡志及大正十五年四月編輯の本校施設要項の外本村を充分理解せしむるに足るべき研究調査物なし。職員一同深く之を遺憾とし昭和八年十二月七日職員会に於て満場一致郷土誌編輯を議決し爾来職員各項目を分担して校務の餘暇調査研究をなし本年九月漸く脱稿せり

本書の編輯に際しては養老郡志濃飛通史郷土年鑑等の書籍を参考とし本村役場学校の従来保存の記録研究物調査物の殆んど全部を系統的に調査し且つ本村役場吏員寺院有力者等に依頼し児童に嘱して調査材料を蒐集し之を秩序し之を分類せり。樗樔の材局識猶社撰あるを免れず。幸識者の高教を俟つや切なり。

終りに本書の編輯に絶大の援助を與へられ礼聲援を賜りし前記各位に深甚の敬意と感謝の意を表す

昭和九年十月三十日　教育勅語下賜記念日

編輯代表者　山幡庄平　識

本書編輯職員氏名

喜田千穎　細川　保　安田はるの　中島信男
藤塚傳右衛門　近藤賤夫　神田　穣　小寺直太郎
西　富士子　松永はさ枝　関口ちげ　永井武夫
岡田民二　小野清雄　鈴木行子

# 岐阜縣地圖

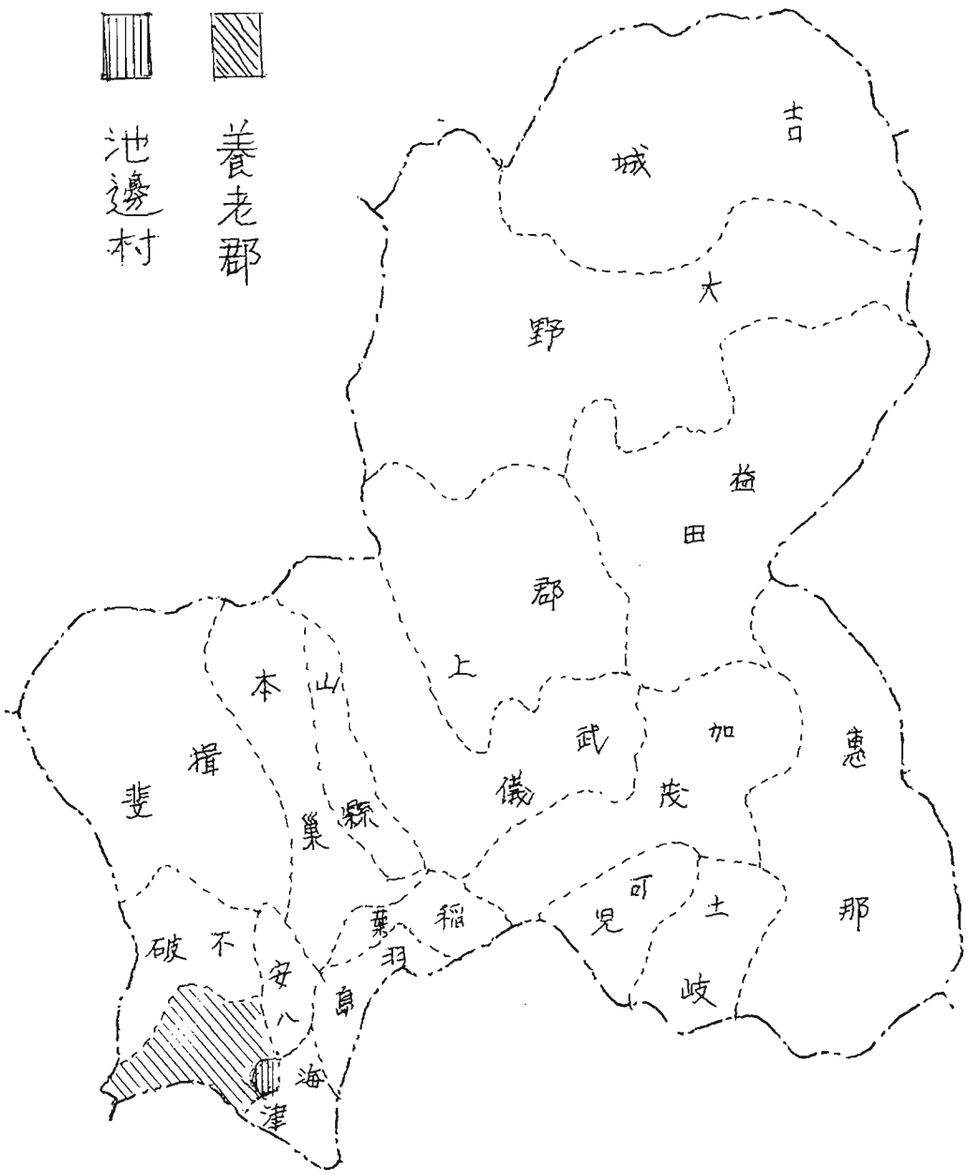

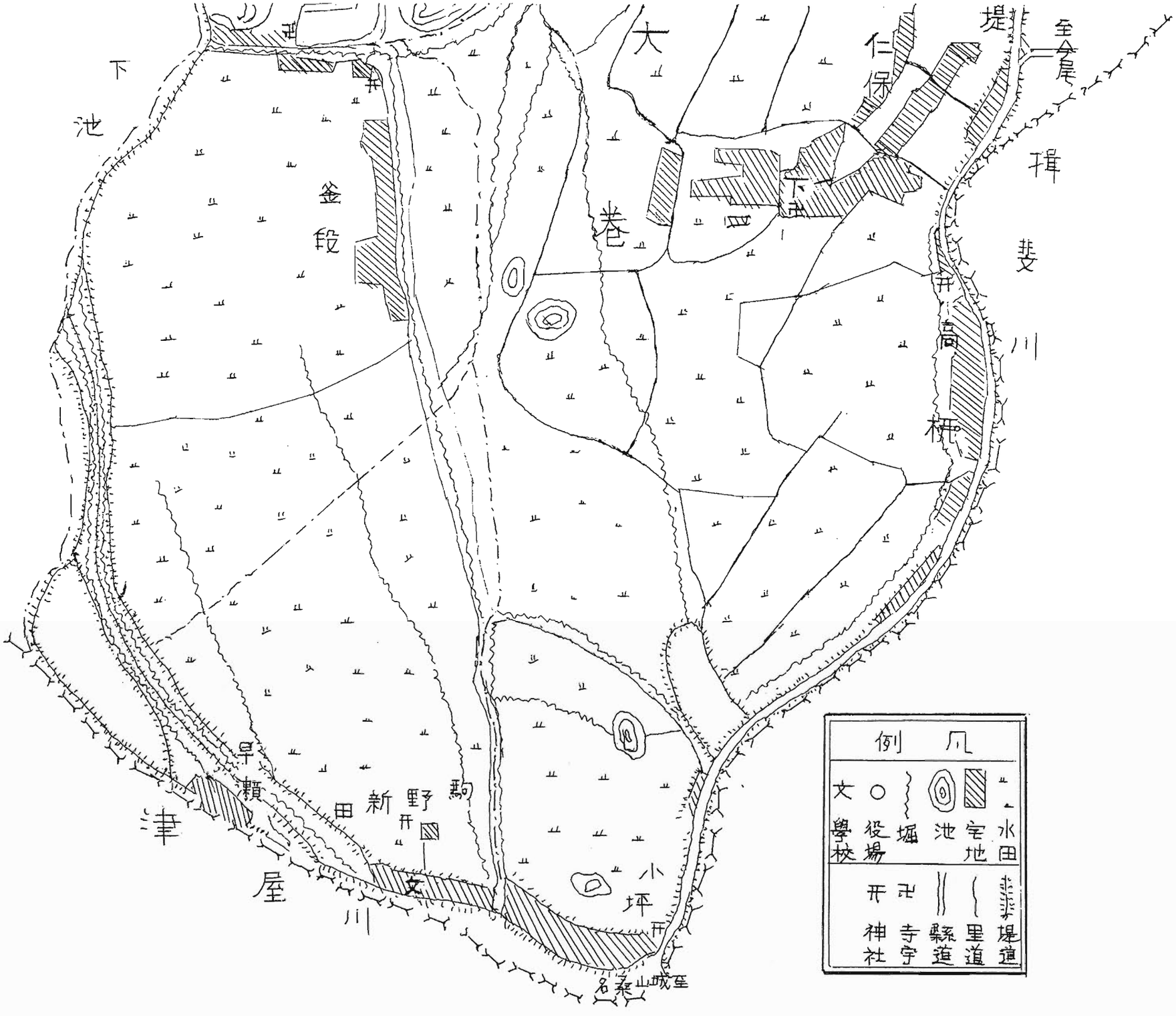

下池
釜段
大巻
仁保
堤
至今尾
揖斐川
高桝
早瀬
田
新野
駒
津屋川
文
小坪
至城山
名桑
例凡
水田
宅地
池
堀
役場
文學校
堤道
里道
縣道
寺宇
神社

# 池邊村地図

（交通路図）

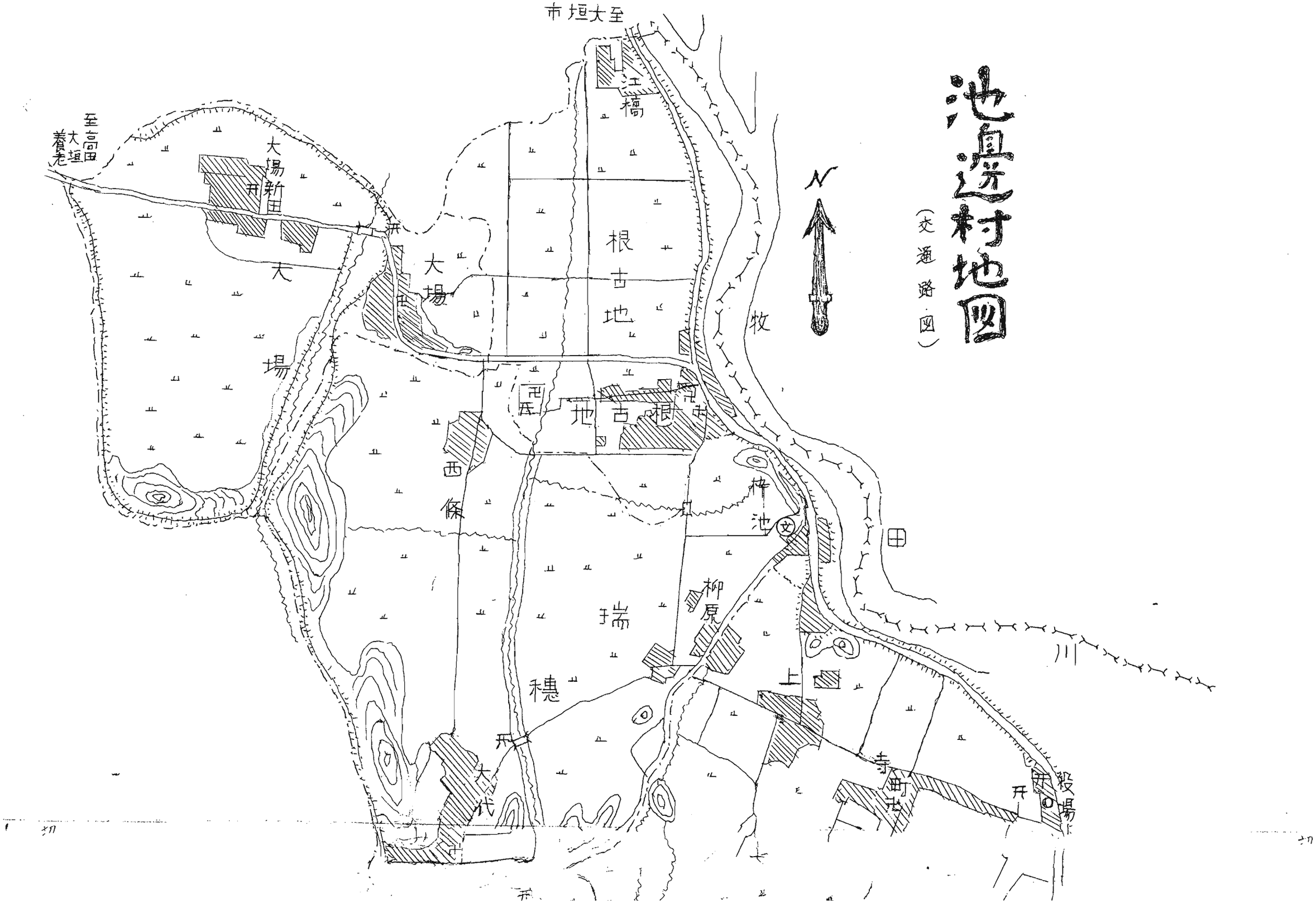

# 池邊村郷土誌　上巻　目次


第一章　沿革……一

第一節　村政の変遷……一
第一項　大字大巻……一
第二項　大字瑞穂……二
第三項　大字根古地……二
第四項　大字大場……二
第五項　大字釜段……二
第六項　大字駒野新田……三
第二節　村名の変遷……三
第三節　村高……四

第二章　自然的関係……六

第一節
第一項 位置……六
第二項 池邊村の位置……六
第二節 池邊小学校の位置……六
第一項 地勢……七
第二項 山……七
第三項 川……八
第四項 池……八
第三節 下池の沿革……八
第一項 氣象……一三
第二項 寒暖……一三
第四節 風雨……一五
第五節 地質及土壌……一六
第六節 家庭の用水……一七
第一項 動物……一八
第二項 鳥類……一八
魚類……二〇

第三項　農業上有利動物……二二
第四項　農業上益虫……二三
第五項　農業上有害動物……二四
第一目　昆虫類……二四
第二目　其他……二七
第六項　食料品の害虫……二八
第七項　衛生の害虫……二九
第七節　植物……二九
第一項　普通植物……二九
第二項　農業上有害植物……三八
第一目　水田の雑草……三八
第二目　畑地の雑草……三八
第三章　人口……三九
第一節　現在人口数……三九

第二節　本籍人口数……四三
第三節　人口の密度……四四
第四節　戸数と一戸當人数……四五
第五節　人口分布状態……四五
第六節　出生率　死亡増加率　婚姻　離婚　死産……四五
第七節　出入寄留……四六
　第一項　出寄留……四六
　第二項　入寄留……四七
第八節　職業別人口……四八

第四章　自治行政……五〇

第一節　行政区劃の分合……五〇
第二節　管理者……五一
　第一項　庄屋……五一
　第二項　村長……五二

第三節　執行機關　補助機關……五二
第一項　執行機關……五二
第二項　補助機關……五二
第三項　議決機關……五三
第四節　役場吏員事務分掌……五七
第五節　村會議員選擧成績……五七
縣會議員選擧成績……五八
第五章　財政……五八
第一節　本村の財政……五九
第一項　村の會計……五九
第一目　最近の予算高及び決算高……五九
第二目　九年度予算概況……六〇
第三目　九年度大字別歲出入予算……六一
第四目　九年度排水機予算……六一

第五目　其の他の予算……六一
第二項　村財産及び負債……六一
第一目　村財産……六一
第二目　村負債……六二
第二節　本村の納税……六二
第一項　諸税の部……六二
第一目　國税……六二
第二目　縣税……六二
第三目　村税……六三
第二項　本村々税収入成績……六四
第三節　村民負担の概況……六四
第六章　交通機関……六五
第一節　交通……六五
第一項　道路の位置及び状態……六五

第二項　道路の種類と状況 ―― 六六
第三項　交通運輸機関 ―― 六六
第四項　自動車時間表 ―― 六八
第二節　通信 ―― 六八
第一項　通信機関 ―― 六八

## 第七章　産業 ―― 六九

第一節　産業の変遷 ―― 七〇
第二節　普通農業 ―― 七〇
第一項　耕地及び農業組織 ―― 七〇
第一目　耕地面積 ―― 七〇
第二目　各字別農業組織 ―― 七一
第三目　各字別耕地面積 ―― 七一
第四目　農家戸数及び一戸当耕地 ―― 七二
第五目　耕地及び雑地所有人員 ―― 七三

第六目　土地所有の他町村関係……七三
第七目　主要農具調……七四
第八目　排水機及び揚水機……七四
第九目　耕種……八二
第十目　地主小作の関係……八四
第十一目　農家の生活……八七
第十二目　耕種生産額……八八
第三節　養蚕業……九七
第一項　本村の養蚕……九七
第二項　産繭と桑樹……九八
第一目　桑園……九八
第二目　春蚕……九八
第三目　夏秋蚕……九九
第四目　桑苗……一〇〇
第四節　畜産業……一〇〇
第一項　本村の畜産……一〇〇

第二項　養畜現在及生産高……一〇一
第一目　牛……一〇一
第二目　馬……一〇一
第三目　豚……一〇二
第四目　家兎……一〇三
第五目　家禽……一〇四
第六目　鷲……一〇五
第五節　水産業……一〇五
第一項　本村の水産……一〇六
第二項　魚獲高……一〇六
第六節　商業……一〇七
第七節　工業……一〇八
第八節　産業團体……一〇九
第一項　池邊村農會……一〇九
第一目　農會の使命……一〇九
第二目　村農會々則……一一〇

第三目　農會役員及職員並總代 …… 一二三
第四目　農會技術員並技術補導員並びに事業奬勵方針 …… 一二四
第二項　農業基礎團体 …… 一三二
第一目　農業基礎團体規約 …… 一三三
第二目　團体長及團体員 …… 一三五
第三項　養蚕実行組合 …… 一三七
第一目　養蚕実行組合規約 …… 一三七
第二目　養蚕実行組合調 …… 一四八
第四項　産業組合 …… 一五〇
第一目　沿革 …… 一五〇
第二目　池邊販賣組合 …… 一五一
第三目　池邊信用購買販賣組合 …… 一六七
第四目　農業倉庫 …… 一九〇
第九節　金融 …… 二〇一
第一項　本村の金融 …… 二〇一
第二項　信用組合 …… 二〇一

第八章　神社宗教……二〇五

第一節　神社……二〇五
第一項　敬神尊祖……二〇五
第二項　祭神種別……二〇五
第三項　神社数……二〇五
第四項　各神社……二〇七
第五項　忠魂碑……二一七
第一目　建設の動機並びに経過……二一七
第二目　落成式並びに除幕式……二一九
第三目　忠魂碑に祀れる英霊……二一九
第二節　奉安殿……二二〇
第一項　建設の動機並びに経過……二二〇
第二項　總工費並びに図面……二二一
第三節　宗教……二二二
第一項　總説……二二二

第二項　佛教傳來……二二二
第三項　佛教の隆替……二二二
第四項　宗派別寺院教……二二三
第五項　寺院一覽表……二二三
第六項　寺院由緒行事並びに事業……二二三
第七項　キリスト教……二四〇

―目次終―

# 池邊村鄉土誌　上巻

## 第一章　沿革

### 第一節　村政の変遷

此の附近一帯は古は伊勢海の一部なりしが木曽長良揖斐の三大川の氾濫により上流より土砂を運び沖積したるが漸次池沼となり原野と化す　後に至り各地より志あるもの此の地に來り荒野を開拓し田畑を起して村落をなす　故に他村よりも稍後れて開発せられたり　次に各字の沿革を記す

#### 第一項　大字大巻

當地は元安八郡大牧村大牧新田及元石津郡高柳新田同古新田小坪新田の五箇村よりなる　大牧村は元二木庄と稱し大牧新田は元河内屋土佐屋の支配所にて荒蕪の地なりしが寛文七年末尾張の人鬼頭吉兵衛之を開発し明治二年二月此の二村を合して大牧村と稱し明治八年十一月多藝郡に編入す　高柳古新田は寛文七年開発せられ高柳新田は寛文十年石津郡福岡村の内高柳野を山田正悦伊藤清太夫伊藤三十郎の三人の協力により開発せられ　高柳新田以下の諸村は明治九年大牧村と合村し大牧村を大巻村と改む

第二項　大字瑞穂

當地は豊織時代荒蕪の地なりしが後藤義明京都より下り正保二年領主の許可を得て開墾し慶安五年検地を受く　此の地元根古地新田と稱せしが大正十三年四月一日瑞穂と改稱せり

第三項　大字根古地

里傳に寛正年中古田彦右衛門安久此の地を領し自ら開発せりと　寛永十八年村高四百三十六石の新田を起し検地を受け村名子古地を根古地と改稱せり

第四項　大字大場

當地は大場村と大場新田とより成り明治二十年一月二十七日合村大場村と稱す　元大場村は和名類聚抄に在る石津郡大庭のことか　大場新田は慶安五年大場村地内村高二百石を根古地新田に編入し明暦二年根古地新田地内先の村高二百石に新開発地三十九石を加へ二百三十九石と有尾村地内村高百六十石を合せ大場新田とす

第五項　大字釜段

當地は明暦四年下多度村志津の住民下池の東南方高三百八十三石九斗八升六合の原野を開発し寛文十年村高六百八十四石九升六合に増加せり　元禄十四年

無地高百六十八石九斗三升四合を加へ村高八百五十二石六斗三升となる、此の年此の内五十六石一斗二升を石津郡徳田村枝郷釜段村と稱し残七百五十六石五斗一升を釜段新田と稱せり、明治七年九月釜段新田を釜段村と改稱し明治三十年池邊村の大字となれり

第六項　大字駒野新田

當地は明暦四年の開発地にして元禄四年迄小笠原土佐守の領地たり、同年八月土佐守越前國勝山に移るや御蔵人となり石原清左衛門南條金左衛門の支配を受け元禄五年より岩屋藤左衛門同十二年より辻六郎左衛門支配たりしが元禄十三年尾張大納言光友卿の二男松平攝津守義行の領地となり明治維新に至る　村高三百三十石四斗二升二合なり

第二節　村名

當村名池邊村は明治三十年四月一日町村分離併合の際從來の村大巻村根古地新田根古地大場釜段駒野新田を併合して池邊村と稱す當時村名を附するに付諸説ありて曰く、池邊の文字字畫多くして永久に記載上困難なり、加之當村は養老郡の下方に位するが故に下里村と稱するを可とすと、又曰く本村は大部分揖斐川西岸に位するを以て川西村と稱すべしと　然れども是等諸説は遂に成立せ

ず池邊村と名附らる、次に旧町村の變遷を記す

| 元和高帳 | 美濃諸旧記 | 正保郷帳 | 元禄高帳 | 文久高帳 | 現字名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大葉村 | 大場村 | 大場村 | 大場村 | 大場村 | 大場 |
| | | | 大場新田 | 大場新田 | 大場新田 |
| 安八郡大牧村 | 全上大牧村 | 全上大牧村 | 全上大牧村 | 全上大牧村 | 大巻 |
| | | | 石津郡小坪新田 | 全上小坪新田 | 小坪 |
| | | | 石津郡高柳新田 | 全上高柳新田 | 高柳 |
| | | | 石津郡高柳古新田 | 全上高柳古新田 | 高柳 |
| 根古地村 | 根古地村 | 根古地村 | 根古地村 | 根古地村 | 根古地 |
| | | | 根古地新田 | 根古地新田 | 瑞穂 |
| | | | 釜段新田 | 釜段新田 | 釜段 |
| | | | 石津郡駒野新田 | 全上駒野新田 | 駒野新田 |

扉書を附せざるは多藝郡なり

## 第三節　村高

村高とは其の村の田畑原野などを検地して其の地味善悪に應じ地位を上中下に分ちて石盛を定め其の石盛高を村中集計したる数字をいふ　村高は一に石高

とも高辻とも称せり、往古は村高といふものなく唯家数を以て何百何十戸の村と稱へしが足利時代に至りて田地千坪を以て一貫文と定め貫高といふこと始まり何百何十貫の村と呼びたりしが文祿の頃より其の土地の収穫米の高によりて石盛を定めて石高なるものを計算するに至り始めて史に石高の名あらはる、左に元祿以後明治維新に至る本村の村高表を示す

村高表

| 旧村名 | 維新當時高 | | 元祿高帳 | | 正保高帳 | | 元和高帳 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 石高 | 領主 | 石高 | 領主 | 石高 | 領主 | 石高 | 領主 |
| 大場村 | 六六、七八三 | 御料<br>大垣御預 | 五〇六五五 | 御料<br>笠松支配 | 太閤検<br>五〇六五五 | 小笠原主膳 | 四七三五〇 | 徳永左馬助 |
| 大場新田 | 四五四、六四〇 | 御料<br>大垣御預 | 七四九一八 | 御料<br>笠松支配 | | | | |
| 根古地村 | 四七六、三二〇 | 御料<br>大垣御預 | 七九四、二二九 | 御料<br>笠松支配 | 太閤検<br>七九四、二二九<br>金一両一分<br>二朱地役 | 小笠原主膳 | 一八〇五〇〇 | 徳永左馬助 |
| 根古地新田 | 二、五〇、八八〇 | 御料<br>笠松支配 | 六三、八七一 | 御料<br>笠松支配 | | | | |

# 第二章　自然的関係

## 第一節　位置

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 釜段村 | 大垣領 | 七九六・五一〇 | 大垣領 | 七九六・五一〇 | 大垣領 | 七九六・五一〇 |
| 大牧村 | 今尾竹腰山城守 | 一五八・〇〇〇 | 尾張領 | 一五八・〇〇〇 | 尾張領 | 一五八・〇〇〇 |
| 大牧新田 | 今尾竹腰山城守 | ？ | 尾張領 | 延宝三年 一六八〇・八七八 | 御料笠松支配 | 三七三・九七〇 |
| 高柳新田 | 御料笠松支配 | 三七三・九七〇 | 御料笠松支配 | 元和二年 寛永元年 御蔵人 | — | — |
| 高柳古新田 | 御料笠松支配 | 八六・七〇〇 | 御料笠松支配 | — | — | — |
| 駒野新田 | 高須松平攝津守 | 三三〇・四二三 | 高須領 | 寛文七年 一六六三・七四一 | — | — |
| 小坪新田 | 御料笠松支配 | 二八〇・九五〇 | 御料笠松支配 | 太閤検 一五八・〇〇〇 | 岡田将監御代官仕分 | 一五八・〇〇〇 |

池邊村は養老郡の最東南端に位し東は牧田川揖斐川を距てゝ海津郡今尾町安八郡仁木村と相対し南は海津郡城山村西は下多度村上多度村北は笠郷村と相接す

## 第一項　池邊村の位置

東端　東経百三十六度三十七分十八秒
西端　東経百三十六度三十五分三十四秒
南端　北緯三十五度十三分二十九秒
北端　北緯三十五度十六分十六秒

## 第二項　池邊小学校の位置

東経百三十六度三十六分四十四秒
北緯三十五度十五分十八秒

## 第二節　地勢

本村は濃尾平野の西端にありて西に養老山脈連り東は牧田川揖斐川南流して伊勢湾に入る、本村は一般に平坦にして南に至るに隨つて低く海抜一・四米位の處ありて海潮満干の影響を受け多き時は十糎以上の水位に変化を來せり、

### 第一項　山

本村は平坦地にして山なく岡なく唯水防の爲め堤防或は盛土等あるのみ、西に養老山脈連りて北に伊吹山嶺を東に遠く恵那山御嶽山等を快晴の日に幽に遠望し得る位なり

第二項　川

牧田川は養老郡多良村幾里山に源を発して時村を貫流して多良川となり数多の谷川を合して北流し一之瀬村牧田村小畑村を通りて流は漸く緩かとなりて本村の東を南流して今尾町の少し北にて揖斐川に合し油島の分流堤に沿ひて遂に長良川と合して伊勢海に注ぐ

第三項　池

本村には至る所に池ありて□□□魚類を産す、上多度村及下多度村にある本縣下最大の池たりし下池は本村と□□□□□□最近迄魚類及水禽類の棲息地にして本村の漁業及狩猟には相当の関係ありしも平松不殺氏電気排水機を利用して干拓工事をなし昭和八年度より全部稲作をなすに至れり

第四項　下池の沿革

次に参考の爲養老郡志所載の下池の沿革を轉載す

下池附近一帯の地は上古は伊勢海の一部なりしが漸次池沼となり原野となり

美田と化し其の最も低窪にして水深き所は其の儘残りて池となれり　里人之を下池と稱す　今地名の由來を地方の記錄によりて見れば同池沼の地有尾新田高七百八石四斗及津屋新田高二百八十八石六斗九升七合は正保元年開発　根古地新田高六百三十二石八斗七升一合は同二年　徳田新田高三百三十八石五斗七合は慶安元年　志津新田高三百九十七石八斗三升四合は承應元年　大場新田高七十四石九斗一升八合及高五百六石五斗五合は明暦二年　釜段新田高七百九十六石五斗一升及駒野新田高三百三十石四斗二升二合は同四年開発して圍堤を築き残れる原野と上ヶ輪村々の悪水落入る事となれるより始めて此の池を下池と稱する様になれりと

延宝元年名古屋の浪人森半入（名古屋に在りし時藤田大學と稱し又の名を半齋と呼び知行三千石を有せしとぞ）此下池を新田としたき志あり、翌二年池の内に南北千三百間の中堤を二筋築き横幅十六間の江筋をたて上輪村村高五千石程の悪水溝を造る、又横屋有尾新田及津屋の悪水落は下池の西なる志津新田徳田新田の堤防を利用し下池南に横幅九間の江口を開く、西の江口九間東の江口十六間あるにより俗に之を二十五間江と稱す　然るに翌延宝三年四月十四日豪雨の爲池水氾濫し剰へ強西風にて折角新築せし中堤悉く吹潰し跡形もなくなれ

り、天和二年半入再び中堤修築を企で近村と交渉し工事に着手せしも元禄五年更に追渉せざるを以て有尾村より抗議を提出し遂に其儘中止することゝなれり、宝永七年尾州領青山勘左衛門矢野市右衛門相議り御料並大垣領共に下池を新田に開発せんとし其筋に請願し許可を得て再び中除を築きしも是亦成功せず、其後下池新田の落水を釜段新田内へ埋樋にて落さんと企で駒野新田國枝彦太郎之が爲に力を盡せしも成らず、享保十四年猶又中除修繕を加へんとせしに協議定らず却つて之が爲に紛擾を惹起せり

此地の所有者古來定かならず、記錄の示す所大凡左の如し

一、慶安三寅年下池魚運上入札仰付られ札宝永二酉(とり)年迄四十五、六年間は毎年志津村にて入札し大垣役人立会相定む、宝永三年より享保八年迄十八、九年間は乾金十六両納むる所内五ヶ年間は志津村より納め内十三、四年間は國枝彦太郎より納む　其後三年間紛擾あり、戌年のみは志津村より漁猟を支配せり、総て租税は岡田將監へ草代一石六斗乃至二石宛納め魚代としては嘗て納めし事なかりき

一、釜段駒野新田駒野村屋敷下池新田は明暦三、四年頃より森半入開発して自己の所有とせしが元禄十二年故ありて此地代を九百両に又眞正寺分九郎右衛門

分土地を借金の抵当として國枝彦太郎に質入ありしものを百両に計金千両にて彦太郎に賣渡せり云云

一、寶永三年四年金十六両を志津村より大垣藩に上納す、同五年下池運上金二十五両を有尾志津兩村より納むる事とす、

享保二年池運上を下池新田より笠松役所へ納めたる請取證によれば當時有尾村分下池は國枝彦太郎の所有なりしもの〻如し

一、享保九年下池殺生を根古地村同新田の者に受負はせたる受負證文に十七貫文駒野新田國枝彦太郎十七貫文辻甚太郎様御支配所と記せり

一、享保十年大垣藩郡奉行より彦太郎に下渡したる免状に金八兩下池運上未年（ひつじ）と記せり

一、享保十年大場村下池所在の地は悉皆起返し残る地所は全く有尾村分なることを笠松役所に申出し事あり

一、享保十四年大垣藩郡奉行より下池殺生を志津村へ差許したる事あり　同年志津村と有尾村と鳥殺生につき境界を爭ひ有尾村にては下池境界は津屋村落坎より釜段新田西堤さいかち（此さいかち木は森半入が新田開発の時祈禱の爲法華経を埋みたる記念に植ゑたる樹にして長さ七間の所に五本のさいかち

と二本は柳及櫻なりと）まで見通して兩村の境を定めたるものなりと主張し又一方志津村にては津屋村落込より東は根古地村天照寺の森を見通したるものなりと論じ有尾村より大垣奉行所へ願出でたる事有りしも其局を結ばず古來兩村の所有混合して其境分明ならざりき

享保十六年幕府評定所の裁判を受けたる請書の末文に「池の内の境の儀双方證據無之に付不被及御沙汰候藻草並漁猟の儀は双方共運上差出し候へば有來り通り入會可申」とあり、古繪図及下池附近村々古高によれば下池は往古志津津屋有尾大場根古地駒野徳田の七ヶ村にて分有し其後志津及有尾村を除く外は夫々開発して新田を作りたるも志津有尾の兩村は開発を全く爲し終らずして混有の形となれるが如し

一、享保二十一年三月六日附志津村より國枝彦太郎へあてたる文書に「高四百六十八石二斗下池にあり」是下池を國枝彦太郎に引渡せし折の古高なり

一、寛保三年有尾村分の下池をば國枝彦太郎より有尾村に返し其後彦太郎の所有をはなれたり　初め彦太郎は有尾村志津村兩村の下池を所有せしが茲に有尾村分だけ返したるなりと

一、寶暦四年志津村並に彦太郎より幕府役人へ申立たる口上書に「三百八十餘

石の分ばかり有尾村に相戻し大垣領志津村分は彦太郎の所持地に御座候」とあり

一、元治二年四月十四日下池定杭打替の請證に「志津村徳田村の内下池高持地主國枝彦太郎」と書せり

## 第三節　氣象

### 第一項　寒暖

一　初霜　昭和八年十月二十八日
二　初氷　昭和八年十二月六日
三　初雪霰　昭和八年十二月十四日
四　晩霜　昭和九年四月二十六日
五　氣温調査

| 年別／月別 | 昭和四年 | | | 昭和五年 | | | 昭和六年 | | | 昭和七年 | | | 昭和八年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 |
| 一月 | 五八 | 三四 | 四五 | 五八 | 四〇 | 四八 | 五八 | 三四 | 四八 | 六六 | 四五 | 五四 | 五四 | 三九 | 四七 |
| 二月 | 五八 | 三五 | 四六 | 六四 | 四二 | 五一 | 五九 | 四〇 | 四九 | 五八 | 三八 | 四八 | 六三 | 四〇 | 四八 |
| 三月 | 六五 | 四〇 | 五三 | 七二 | 四五 | 五六 | 六八 | 四〇 | 五二 | 六八 | 四四 | 五三 | 六〇 | 四四 | 五三 |

## 六　天氣調査

| 年別／月別 | 昭和四年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 天氣 | 晴 | 曇 | 雨 | 雪 | 晴 |
| 一月 | 〇、七〇 | 〇、一〇 | 〇 | 〇、二〇 | 〇、六五 |
| 二月 | 〇、七六 | 〇、一〇 | 〇、〇四 | 〇、一〇 | 〇、六八 |
| 三月 | 〇、六一 | 〇、二九 | 〇、〇四 | 〇、〇六 | 〇、六一 |
| 四月 | 〇、六七 | 〇、一七 | 〇、一六 | 〇 | 〇、五九 |
| 五月 | 〇、六二 | 〇、一九 | 〇、一九 | 〇 | 〇、六五 |
| 六月 | 〇、六三 | 〇、二三 | 〇、一四 | 〇 | 〇、五七 |
| 七月 | 〇、六五 | 〇、一六 | 〇、一九 | 〇 | 〇、六一 |
| 八月 | 〇、八七 | 〇、一〇 | 〇、〇三 | 〇 | 〇、七八 |
| 九月 | 〇、四七 | 〇、二〇 | 〇、三三 | 〇 | 〇、六三 |
| 十月 | 〇、五七 | 〇、二三 | 〇、二〇 | 〇 | 〇、六五 |
| 十一月 | 〇、六〇 | 〇、二〇 | 〇、二〇 | 〇 | 〇、五九 |
| 十二月 | 〇、六五 | 〇、一九 | 〇、一六 | 〇 | 〇、六五 |

| 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 七四 | 七八 | 八四 | 九六 | 九八 | 八七 | 七八 | 六六 | 七二 |
| 五〇 | 六〇 | 七〇 | 七三 | 八二 | 七三 | 六四 | 五〇 | 四六 |
| 六三 | 七一 | 七八 | 八八 | 九一 | 七八 | 七〇 | 五九 | 五七 |
| 七八 | 八四 | 八九 | 九四 | 九六 | 八九 | 七五 | 六五 | 六〇 |
| 五八 | 五八 | 七三 | 七八 | 八四 | 七〇 | 六五 | 四六 | 四五 |
| 六五 | 七二 | 八〇 | 八九 | 九〇 | 七九 | 七一 | 五七 | 五二 |
| 七二 | 八一 | 八四 | 八八 | 九二 | 八九 | 七八 | 七一 | 六三 |
| 四五 | 六七 | 七四 | 七二 | 八〇 | 六八 | 六〇 | 五二 | 四〇 |
| 六二 | 七三 | 八〇 | 八〇 | 九〇 | 八一 | 七〇 | 六二 | 五一 |
| 六八 | 七八 | 八七 | 九八 | 九七 | 八八 | 七九 | 七〇 | 六〇 |
| 四九 | 六〇 | 七〇 | 六八 | 八〇 | 七〇 | 六九 | 五〇 | 四四 |
| 六〇 | 七一 | 七六 | 八八 | 八四 | 七四 | 六八 | 五九 | 五二 |
| 七〇 | 八二 | 八八 | 九五 | 九三 | 九二 | 七五 | 六七 | 六八 |
| 五六 | 六六 | 七二 | 七五 | 八二 | 七〇 | 六一 | 五〇 | 四三 |
| 六三 | 七三 | 八一 | 八七 | 八八 | 八一 | 六九 | 六〇 | 五二 |

第二項　風雨

| 昭和五年 | | | | 昭和六年 | | | | 昭和七年 | | | | 昭和八年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 曇 | 雨 | 雪 | | 晴 | 曇 | 雨 | 雪 | 晴 | 曇 | 雨 | 雪 | 晴 | 曇 | 雨 | 雪 |
| 〇、二〇 | 〇、一〇 | 〇、〇五 | | 〇、四八 | 〇、一五 | 〇、三〇 | 〇、〇七 | 〇、七五 | 〇、一九 | 〇、〇六 | 〇 | 〇、四六 | 〇、三二 | 〇、一〇 | 〇、一二 |
| 〇、〇七 | 〇、二〇 | 〇、三五 | | 〇、五四 | 〇、二六 | 〇、一〇 | 〇、一〇 | 〇、五二 | 〇、一七 | 〇、一七 | 〇、一四 | 〇、七九 | 〇、〇六 | 〇、一一 | 〇、〇四 |
| 〇、二六 | 〇、一三 | 〇 | | 〇、七六 | 〇、一〇 | 〇、一一 | 〇、〇三 | 〇、六九 | 〇、二四 | 〇、〇四 | 〇、〇三 | 〇、六一 | 〇、二〇 | 〇、一九 | 〇 |
| 〇、一〇 | 〇、三一 | 〇 | | 〇、四三 | 〇、二七 | 〇、三〇 | 〇 | 〇、五二 | 〇、二〇 | 〇、二八 | 〇 | 〇、六二 | 〇、一七 | 〇、二一 | 〇 |
| 〇、一六 | 〇、一九 | 〇 | | 〇、八〇 | 〇、一〇 | 〇、一〇 | 〇 | 〇、六七 | 〇、二三 | 〇、一〇 | 〇 | 〇、六二 | 〇、一四 | 〇、二四 | 〇 |
| 〇、一三 | 〇、三〇 | 〇 | | 〇、五七 | 〇、二三 | 〇、二〇 | 〇 | 〇、四〇 | 〇、三七 | 〇、二三 | 〇 | 〇、六六 | 〇、二〇 | 〇、一四 | 〇 |
| 〇、二九 | 〇、一〇 | 〇 | | 〇、三二 | 〇、三三 | 〇、三五 | 〇 | 〇、七四 | 〇、〇三 | 〇、二三 | 〇 | 〇、七〇 | 〇、二〇 | 〇、二〇 | 〇 |
| 〇、二〇 | 〇、〇二 | 〇 | | 〇、六一 | 〇、二三 | 〇、一六 | 〇 | 〇、五四 | 〇、二〇 | 〇、二六 | 〇 | 〇、五九 | 〇、一八 | 〇、二三 | 〇 |
| 〇、二七 | 〇、一〇 | 〇 | | 〇、四八 | 〇、二一 | 〇、三一 | 〇 | 〇、四五 | 〇、一七 | 〇、三八 | 〇 | 〇、七四 | 〇、一三 | 〇、一三 | 〇 |
| 〇、一九 | 〇、一六 | 〇 | | 〇、六八 | 〇、一六 | 〇、一六 | 〇 | 〇、六八 | 〇、一三 | 〇、一九 | 〇 | 〇、五八 | 〇、一三 | 〇、二九 | 〇 |
| 〇、二一 | 〇、二〇 | 〇 | | 〇、六三 | 〇、二〇 | 〇、一七 | 〇 | 〇、六二 | 〇、一七 | 〇、二一 | 〇 | 〇、六九 | 〇、一七 | 〇、一四 | 〇 |
| 〇、二九 | 〇、〇六 | 〇 | | 〇、六五 | 〇、一六 | 〇、一六 | 〇、〇三 | 〇、四二 | 〇、三二 | 〇、二三 | 〇、〇三 | 〇、六八 | 〇、一〇 | 〇、二二 | 〇 |

風は常に養老山脈と伊吹山脈との間隙より吹き來る西北風多く特に秋冬期に於ては寒冷なる強き風多し　夏期降雨前には東南風多く吹き雨上りには又西北風となる

## 第四節　地質及土壌

本村は大部分沖積土にして地下に小石粘土砂等の地層あれども表面は大体粘土質土壌にして所によりては砂質壌土なり之は總て上流より流れ來りし土の沈積したるものにして海抜低く水流緩漫なるため細粘の砂を混ずると雖も大体粘土に近き所謂泥なるもの多き所以なるべし．現在に於ても上流より濁水流れ來りて本村に流れ入り粘土を水底に堆積しつゝあり

駒野新田土性調査　岐阜縣試驗場調（昭和九年五月）

| 調査場所 | 土性の大要 | 作土の深さ |
|---|---|---|
| 六反地 | 埴壌土　吸収力稍強し　地味稍肥沃 | 四寸六分 |
| 六畝割 | 仝上 | 四寸三分 |
| 苗代割 | 埴土　吸収力強し　地味肥沃 | 四寸六分 |
| 江西 | 仝上 | 五寸 |
| 苗代割 | 埴壌土　吸収力稍強し　地味肥沃なれ | 五寸 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ども小粒菌核病の害大なり | | |
| 台所地 | 壌土　吸収力中位　地味稍肥沃 | 四寸 | |
| 苗代割 | 仝上 | 五寸 | |
| 江西 | 仝上 | 五寸 | |
| 台所地 | 埴壌土　吸収力弱し　地味瘠薄 | 四寸 | |

## 第五節　家庭の用水

海抜一米―二米の低地にて牧田川の水位割に高きため本村全体に堀抜井戸にて噴出し水は便利なれども淺堀は鉄分メタン瓦斯其他の夾雑物を含むもの多くて水質可良ならずして飲用に不適のものあれども深堀の水質は良好なり尚次の表の如く川水池水を飲用する者相當に多し

飲料水調査（昭和九年三月調）

| 字 | 飲料水数 | 立井戸 使用戸数 | 深堀井戸 数 | 使用戸数 | 淺堀井戸 数 | 使用戸数 | 川水使用戸数 | 池水使用戸数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大場新田 | | | | | 八 | 二三 | 三 | |
| 大場本田 | | | | | 二二 | 三二 | 一 | |
| 江ノ橋 | | | | | 八 | 一九 | | |

| | 根古地 | 西條 | 枠池 | 柳原 | 大代 | 上 | 寺町 | 仁保 | 下 | 堤 | 高柳 | 小坪 | 駒野新田 | 釜段 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 五 | 三 | 一 | 一七 | 二二 | 一 | 一九 | 一 | 二 | | | 六 |
| 2 | | | 七 | 三 | 一 | 一九 | 二二 | 一 | 一九 | 一 | 二 | | | 六 |
| 3 | 九 | | | | □ | 二 | □ | □ | | | | 六 | 四六 | |
| 4 | 一五 | | | | 七 | 四 | 四 | 八 | | | | 三 | 三三 | |
| 5 | 四〇 | 一〇 | 一五 | 八 | 一〇 | 一〇 | 九 | 三一 | 四 | 一二 | 二四 | 一六 | | 一 |
| 6 | 四〇 | 一二 | 一五 | 一〇 | 二三 | 一三 | 一二 | 四一 | 四 | 一六 | 二四 | 一四 | 一 | 一 |
| 7 | 一三 | | 二 | 一 | 七 | 二 | | | 二 | | 八 | 一九 | | 三七 |
| 8 | 二 | | 一 | | 一五 | 二 | | | 一 | | | | | |

目　科　種

鶴型目　鷺科　ごいさぎ　しらさぎ　あをさぎ
雁鴨目　雁鴨科　まがも　こがも　ひがも　あぢかも
がん（おほぬま　まつかは　しろはら　の三種）
はくちょう（極少数なれど下池に来る事あり）
くまたか　はやぶさ　とび
ばん　くひな
鷺鴫目　しぎ（つるしぎ　たましぎ）
□□目　かはせみ
□□目　ふくろふ
□□□目　よたか
仝　ひばり
仝　せぐろせきれい
ひよどり
さんくいろてふ
つぐみ

雲雀科
鶺鴒科
鶫科
鶲科
鶫科

燕雀目
- 鷺科　うぐひす　よしきり
- 鷸鴴科　みそさざい
- 燕科　つばめ
- 鶺科　もず
- 四十雀科　しじゅうから
- 鴉科　からす
- 椋鳥科　むくどり
- 雀科　くろじ　かはらひば　あとり　うそ　すずめ　ほゝじろ　あをじ

第二項　魚類（牧田川並堤内の川堀池）

種

科

うなぎ科　すなやつめ（僅かに産するのみ）
うなぎ

なまず科　なまず
ぎぎ（牧田川に産す）

どじょう科　どじょう（堀田川に多く産す）

こひ科

しまどじょう（牧田川に多し）
こひ（川池に産すれど少し）
ふな（本村第一にして漁獲高甚多し）
にごひ（みごひ）
かまつか（すなほり　川に産す）
うぐひ（牧田川にのみ産す）
かがみごひ（どいつごひ　養魚に依り少量に産す）
たなご
いちもんじたなご
びはたなご（せんぱら）
たもろこ（川池堀田に産す）
やりたなご
すごもろこ
ぜぜら（少量池川に産す）
あぶらはや（少量池川に産す）
たつご（うしもろこ又は　やなぎもろこ）

相當漁獲さるゝも味悪しきため雛の餌等に用ゐらる

はぜ科

どんこ科
めだか科
わかさぎ科

さより科
ぼら科
はた科

あいかは
かはむつ
まはぜ
うきごり
よしのぼり
どんこ（川池に少量産す
わかさぎ（十数年前島根縣より採卵放流したるもの堀田池に少量繁殖す）
さより
ぼら
すずき
海より溯上したるもの少量に産す

川に産す

川池に少量産す

第三項　農業に有利動物

| | | | |
|---|---|---|---|
| 牛 | 脊椎動物 | 哺乳類 | 偶蹄目 | 牛科 |
| 馬 | 〃 | 〃 | 奇蹄目 | 馬科 |
| 豚 | 〃 | 〃 | 偶蹄目 | 野猪科 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 山羊 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 家兎 | 〃 | 〃 | 齧歯目 | 兎科 |
| 雞 | 〃 | 鳥類 | 鶏雞目 | 雉科 |
| 鶉 | 〃 | 〃 | 〃 | 鶉科 |
| 七面鳥 | 〃 | 〃 | | |
| 家鴨 | 〃 | 〃 | 雁鴨目 | 雁鴨科 |
| 鯉 | 〃 | 魚類 | | |
| 食用蛙 | 〃 | 両棲類 | 無尾目 | |
| 蜜蜂 | 〃 | 昆虫類 | 膜翅目 | |
| 蚕 | 〃 | 〃 | 鱗翅目 | |

其他愛玩の目的にて飼養する動物

犬　猫　もりもつと　白鼠　孔雀　せきれい

第四項　農業上益虫

てんとうむし　朝翅目
にくわめいちゆうたまごやどりばち　膜翅目
かまきり　蟷螂目

かもどきばち　膜翅目
あをむしやどりばち　〃
ありまきこがねばち　〃
つとむしやどりばい　雙翅目
みちおしへ　鞘翅目
ごみむし　〃
おさむし　〃
はねかくし　〃
くさかげろう　脉翅目
とんぼ類　蜻蛉目
しほやあぶ　雙翅目
ひらたあぶ　〃

## 第五項　農業上有害動物

### 第一目　昆虫類

| 昆虫類 | 被害物 | 目 | 科 |
|---|---|---|---|
| つまぐろよこばい | 稻 | 有吻目 | 浮塵子科 |

| | | |
|---|---|---|
| いなづまよこばい | 〃 | 〃 |
| とびいろうんか | 〃 | 〃 |
| にくわめいちう | 鱗翅目 | 鱗翅目 |
| いねのあをむし | 〃 | 〃 |
| たてはまき | 〃 | 〃 |
| いねのつとむし | 〃 | 〃 |
| きりうじががんぼ | 〃 | 〃 |
| くろかめむし | 〃 | 〃 |
| いなご | 〃 | 〃 |
| はりがはむし | 麦粟大豆 | 鞘翅目 |
| けら | 〃 | 直翅目 |
| あはのずねむし | 〃 | 鱗翅目 |
| あはのやとうむし | 〃 | 鞘翅目 |
| ひめこがね | 〃 | 直翅目 |
| こふきざうむし | 〃 | 鱗翅目 |
| もんしろてふ | 蔬菜類 | 鱗翅目 |

| | |
|---|---|
| 〃 | 〃 |
| 白蝋科 | 白蝋科 |
| 螟蛾科 | 螟蛾科 |
| 夜蛾科 | 夜蛾科 |
| 螟蛾科 | 螟蛾科 |
| 捧蛾科 | 捧蛾科 |
| 大蛾科 | 大蛾科 |
| 楢椿科 | 楢椿科 |
| 蝗虫科 | 蝗虫科 |
| 叩頭科 | 叩頭科 |
| 蜣蜋科 | 蜣蜋科 |
| 螟蛾科 | 螟蛾科 |
| 夜蛾科 | 夜蛾科 |
| 金亀子科 | 金亀子科 |
| 象鼻虫科 | 象鼻虫科 |
| 粉蝶科 | 粉蝶科 |

| | | |
|---|---|---|
| よとうむし | 〃 | 夜蛾科 |
| ねきりむし | 〃 | 〃 |
| さるはむし | 〃 | 金花虫科 |
| きすぢのみむし | 〃 | 〃 |
| うりばへ | 〃 | 〃 |
| てんとうむし | 〃 | 〃 |
| あぶらむし類 | 〃 | 〃 |
| こほろぎ | 〃 | 〃 |
| うめけむし | 〃 | 〃 |
| いらむし | 〃 | 〃 |
| みかんのはむぐりむし | 果樹類 | 鱗翅目 |
| なしのしんくひ | 〃 | 〃 |
| もものしんくひ | 〃 | 〃 |
| なしのしんくひ | 〃 | 〃 |
| ほしかみきりなしじらみ | 〃 | 有吻目 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ぐんばいむし | 〃 | 〃 | 軍配虫科 |
| さんほーぜかひがらむし | 〃 | 〃 | 介殻虫科 |
| わたふきかいがらむし | 〃 | 〃 | 〃 |
| ふいろきせら | 〃 | 〃 | 蚜虫科 |
| かきのへたむし | 〃 | 〃 | 小蛾科 |
| くはかみきり | 桑茶 | 鱗翅目 | 天牛科 |
| くはえだしやくとり | 〃 | 鱗翅目 | 尺蠖蛾科 |
| くはのひめぞうむし | 〃 | 鞘翅目 | 象鼻虫科 |
| くはかいがらむし | 〃 | 有吻目 | 介殻虫科 |
| ちやのみのむし | 〃 | 鱗翅目 | 避債科 |

第二目　其他

あかだに（蜘蛛類四爪壁蝨科）
ゆりみみず（環虫綱蛭蚓虫）
なめくぢ（腹足綱蛞蝓科）
雀（鳥類燕雀目雀科）

雀は鳥類中最も人類の生活に交渉を有し之に適應する習性を有す、他の鳥類

は凡て原野林野の開墾により其の棲所を奪はれ其の数を減ずるに本種は却つて耕地の増加に従ひ其の数を加ふ蕃殖地として村落の人家を利用し秋季には多数群をなして田圃に収穫物を襲ふ、又苗代に下種したる種子或は幼苗を抜き取りて大害をなす、然し反面害虫を啄食し雑草の種實を□滅するの効果あり、

もぐら（哺乳類食虫目鼹鼠科）

常に地中に孔道を穿ちて其の中に棲み朝夕夜等に孔道を通りて昆虫蚯蚓等を哺食し孔道を穿つため田畑の作物を害することあり

野鼠（哺乳類齧歯目鼠科）

本種は田に孔道を造りて棲息し各種の植物の種子根茎を食害す

かひこのうじ、蛆（介翅目家蠅科）

成虫は五月頃出現し桑葉に産卵し桑葉と共に蚕兒の体内に入り孵化育成す、成熟すれば蚕体を脱出し地中に入り蛹は越年す、本種の養蚕家に與ふる害は莫大なり

## 第六項　食料品の害虫

一點穀蛾　大穀盜　がくむねこくぬすと　かつをぶしむし　鋸穀盜　麦蛾　穀象虫　こながしんくひ　油虫　衣蛾

## 第七項　衛生の害虫

蚤　しらみ　蚊　はまだらか　ぶと　あぶ　蠅類　どくが類　きんけむし

## 第七節　植物

本村は山地無く殆んど耕地宅地堤防池川等の関係上樹木は主として栽植されしものにして自生と見らるゝものは堤防丘神社境内等に僅にくこ・にれ・のいばら・てりはのいばら・かはやなぎ・たちやなぎ等数種の潅木あるのみなり

元栽植されて繁殖し自生し居るものには、せんだん・やぶにくけい・けやき・松・くぬぎ・椿・楓・えのき・しろたも・とべら等の樹木あり、草木としても堤畑地宅地等の雑草及池沼川水田の水草及水邊植物にして他より移分布したるもの多く本村固有の植物無く種類も割合に少し。今左に本村に自生するもの及自然繁殖し居るものの調査したるものにつき記す

### 第一項　普通植物

水龍骨科

いぬしだ　おほばゐのもとさう　くまわらび　げじげじしだ　しゝけしだ　ししがしら　のきしのぶ　ひめわらび　へびのねござ　ほしだ　みづわらび　やぶそてつ　ゐのもとさう　みそしだ

海金砂科　かにくさ
瓶爾小草科　ふゆのはなわらび
槐葉蘋科　さんしやうも
蘋科　でんじさう
木賊科　すぎな　とくさ
巻柏科　くらまごけ
蘚苔類　じやごけ　すぎごけ　ぜにごけ　はみすごけ
松杉科　あかまつ　あすなろ　いぶき　くろまつ　このてがしは　すぎ
はびやくしん　びやくしん　ひのき　ひむろ　もみ
いてふ　まき
公孫樹科　がま
香蒲科　みくり
黒三稜科　いとも　えびも　さゝばも　ひるむしろ　やなぎも
眼子菜科　いばらも
茨藻科　うりかは　おもだか　くわゐ
澤瀉科　くろも　せきしやうも　とちかみみ　みづおばこ
水韮科

禾本科

あきめひじは　いちごつなぎ　いぬごろ　うしぐさ　うしのしっぺい　かぜくさ　かにつりぐさ　かもじぐさ　からすむぎ　きんえのころ　くさよし　よぶなぐさ　さきがや　ささくさ　しばじゆずたま　すすき　すずめのちやまき　すずめのてっぽう　すずめのひえ　ちがや　ちからぐさ　ちからしば　ちびざさ　ちぢみざさ　とだしば　どぢやうつなぎ　とぼしがら　にはほこりぬかぼ　ねずみがや　ねずみのを　のびえ　ひえがへり　まこもみゝごめ　むらさきえのころぐさ　めいじは　よし　えのころぐさ

莎草科

あぜがやつり　あぜすげ　あぜてんつき　あをすげ　あをがやつり　がうそ　かやつりぐさ　くろぐわね　こごめかやつり　さんかくね　たまがやつり　てんつき　はますげ　ひかげすげ　ひでりこ　ひんじがやつり　ひめくぐ　ひめてんつき　ふとね　ますくさ　まつばね　やまね　しゆろ

棕櫚科

おらんだかいう　からすびしやく　さといも　しやうぶ　せきし

天南星科

浮草科　やう　てんなんしよう
穀精草科　あをうきぐさ　うきくさ
鴨跖草科　ほしくさ
雨久花科　いぼくさ　つゆくさ　むらさきつゆくさ　やぶめうが
燈心草科　みづほてい　こなぎ　みづあふひ
百合科　かうがいせきしやう　こひげ　すずめのひえ　はなびせきしやう〃
石蒜科　うばゆり　おもと　きちじやうさう　ぎばうし　じやのひげ　つ〃
薯蕷科　るぼ　にら　のかんざう　のびる　ばらん　やぶかんざう　やぶ〃
鳶尾科　らん
蘭科　ひがんばな
胡桃科　おにどころ
あやめ　いちはつ　かきつばた　しやが　にはせきしやう　ばせ〃
う
子ぢばな
おにぐるみ

三白草科
楊柳科
樺木科
殻斗科
榆科
桑科
蕁麻科
檀香科
蓼科
黎科
莧科
商陸科
蕃杳科

かたしろぐさ　どくだみ
こりやなぎ　子こやなぎ
はんのき
くぬぎ　こなら
あきにれ　えのき　けやき　ゑくのき
いちぢく　かうぞ　くはくさ
あかそ　からむし　みそ　こあかそ　やぶまた
かなびきさう
あきのうなぎつかみ　いしみかは　いたどり　いぬたで　あほいゝ
ぬたで　うなぎつかみ　おほけたで　ぎしぎし　さくらたで　すゝ
いば　にはやなぎ　はなたで　はるたで　ままこのしりぬぐひ
みそそば　みづひきくさ
あかざ　はうき　はうれんさう
いぬびゆ　けいとう　はけいとう　ねのこづち
やまいばら
ざくろさう

□□□科
□□科

睡蓮科
金魚藻科
木蘭科
毛茛科

木通科
楠科
罌□科
□□□科

景天科
虎耳草科
海桐科

すべりひえ
しはこべ　かけらなでしこ　つめぐさ　のみのつづり　のみの〃
ふすま　はこべ　みみなぐさ
おにばす　かはほ子　はす　ひつじぐさ
きんぎよも
しきみ
あきからまつ　からまつさう　きつねのぼたん　たがらし　ひめ〃
うづ　ぼたんづる
あけび
やぶにくけい
くさのおう　たけにぐさ　むらさきけまん
いぬがらし　いぬなづな　すかしたごぼう　たねつけばな　なづ〃
な
まんねんぐさ　こもちまんねん
あぢさい　あまちや　うつぎ　ゆきのした
とべら

金縷梅科
薔薇科
葛科
□□□科
酢漿草科
□□科
櫟科
大□科
衛子科
槭樹科
葡萄科

いすのき
うめ　かはらさいこ　きんみづしき　くさぼけ　くまいちご　こ〃
でまり　てりはのいばら　にはうめ　のいばら　びは　ふゆいち〃
ご　□びいちご　をへ□いちご
かすまくさ　からすのえんどう　くさねむ　くず　くろら　げん〃
げ　こまつなぎ　しろつめくさ　すずめのえんどう　だんきりま〃
め　□□びこはぎ　ねこはぎ　ねむのき　はぎ　ふぢ　みやこぐ〃
さ　むらさきうまごやし　おとはぎ　やぶまめ
げんのしやうこ
かたばみ
いぬさんしやう　さんせう
せんだんのき
あかめかしは　たうひま　にしきさう　ひめみかんさう
つりばな　つるうめもどき　つるまさき　まさき
かへで
えづびる　のぶたう

綿菟科　たちあふひ　むくげ
山茶科　さかき　ちや　つばき　ひさふき　もつこく
溝繁縷科　みそはこべ　すみれ　たちつぼすみれ　つぼすみれ
□葉菜科　まつよひぐさ
□□科　きづた　やつで
□□科　せんこうそう　せり　ちどめぐさ　のだけ　みつば　やぶにんぢん
□□□科　やぶじらみ
□□□科　あをき
櫻草科　やぶかうじ
木犀科　こなすび　ぬまこらのを
梅花藻科　いぼたのき　ねずみもち　ひひらぎ
□□科　あさぎ　かがふた
□□科　ちやうじさう　ていかかづら
□□科　かもめつる
□□科　子なしかづら　ひるがほ
紫草科　たびらこ　くさぎ　やぶむらさき

唇形科
玄参科
狸藻科
爵牀科
車前科
苗草科
忍冬科
敗醤科
葫蘆科
桔梗科
菊科

あきちやうじ　あきのたむらさう　いぬかうじゆ　いぬごまう〃
つぼぐさ　かきどほし　きらんさう　くるまばな　たつなみさう
たふばな　なぎなたかうじ　ほとりのざ　をどりこさう
おうせんなり　くこ　せんなりほほづき　てうせんあさがほ　ひ〃
よどりじようご　ほほづき
いぬのふぐり　きくも　たちいぬふぐり
たぬきも
きつ子のまご　はぐろそう
おほばこ
ありとほし　べくそかづら　やへむぐら　よつばむぐら
がまずみ　ごまぎ　さんごじゆ　すひかづら　てまりばな　には
とこ
をとこへし
あまちやづる　からすうり　ごきづる　すずめうり
つりがねにんじん　ひなぎきやう　ほたるぶくろ
あきのきりんさう　あきののげし　おにたび　おなもみ　か〃

うもりな　かうやはうき　かはらさいこ　かはらよもぎ　がんくゝ
びさう　きくいも　きつねあざみ　さはきぐるま　さんしちぐさ
せんだんぐさ　たうこぎ　たかさぶらう　しろばな　たんぽゝ
たむらさう　ぢしばり　ちちこぐさ　にがな　のあざみ　のげし
ふき　のぼろぎく　ははこぐさ　ひめぢよをん　ひめりかしよも〃
ぎ　ふぢばかま　めなもみ　やぶたばこ　やぶたひらこ　よめな
よもぎ　をぐるま

第三項　農業上有害植物

第一目　本田の雑草

ひえ　いぬびえ　みのごめ　まつばゐ　はりゐ　なぎ　うりかは　ひるむし〃
ろ　たがらし　せり　みづおほばこ　あをうきくさ　おらんだたからし　あを〃
みごろ　あかうきぐさ　うきくさ　さんしようも　かやつりくさの類　てんつ〃
き類　ひでりこ　ちやうぢたで　すずめのてつぽう　よし　おもだか　まこも
いぼくさ　みぞかくし

第二目　畑地の雑草

すべりひえ　いぬびえ　めいしば　えのころぐさ　ちからしば　すずめのか〃

たびら　ひめむかしよもぎ　よもぎ　ぢしばり　ひめじよをん　よめな　あかざ　なづな　たいつりばな　やへむぐら　はこべ　のみのふすま　みみなぐさ　すぎな　おほばこ　つめくさ　ちどめくさ　どくだみ　かやつりぐさ　にしきぐさ　ざくろそう　いぬたで

## 第三章　人口

### 第一節　現在人口数（昭和八年十二月三十一日現在）

養老郡池邊村　男一・七九一人　女一・五七二人　計三・三六三人

年齢五歳階段別

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 昭和八年生 (2) | 六三 | 六五 | 一二八 |
| 〃七〃 (3) | 七〇 | 六五 | 一三五 |
| 〃六〃 (4) | 五九 | 五一 | 一一〇 |
| 〃五〃 (5) | 五七 | 五四 | 一一一 |
| 〃四〃 (6) | 五三 | 五四 | 一〇七 |
| 計 | 三〇二 | 二八九 | 五九一 |
| 昭和三年生 (7) | 五二 | 四五 | 九七 |

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 昭和二年生 (8) | 五五 | 四一 | 九六 |
| 〃元〃 (9) | 五二 | 五一 | 一〇三 |
| 大正十四〃 (10) | 四九 | 四九 | 九八 |
| 〃十三〃 (11) | 四四 | 五一 | 九五 |
| 計 | 二五二 | 二三七 | 四八九 |
| 大正十二年生 (12) | 六〇 | 四〇 | 一〇〇 |
| 〃十一〃 (13) | 四七 | 三九 | 八六 |

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 大正十年生 (14) | 四四 | 四四 | 八八 |
| 〃 九 〃 (15) | 四〇 | 三六 | 七六 |
| 〃 八 〃 (16) | 三五 | 三五 | 七〇 |
| 計 | 二二六 | 一九四 | 四二〇 |
| 大正七年生 (17) | 三二 | 三五 | 六七 |
| 〃 六 〃 (18) | 三九 | 三五 | 七四 |
| 〃 五 〃 (19) | 三五 | 四一 | 七六 |
| 〃 四 〃 (20) | 三二 | 三三 | 六五 |
| 〃 三 〃 (21) | 四四 | 一五 | 五九 |
| 計 | 一八二 | 一五九 | 三四一 |
| 大正二年生 (22) | 二六 | 二三 | 四九 |
| 〃 元 〃 (23) | 四〇 | 二三 | 六三 |
| 明治四十四年生 (24) | 三七 | 二九 | 六六 |
| 〃 四十三 〃 (25) | 四三 | 二〇 | 六三 |
| 〃 四十二 〃 (26) | 二二 | 二〇 | 四二 |

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 計 | 一六八 | 一一五 | 二八三 |
| 明治四十一年生 (27) | 二六 | 二一 | 四七 |
| 〃 四十 〃 (28) | 一五 | 一〇 | 四五 |
| 〃 三十九 〃 (29) | 二一 | 二四 | 三五 |
| 〃 三十八 〃 (30) | 一三 | 一三 | 二六 |
| 〃 三十七 〃 (31) | 一七 | 一二 | 二九 |
| 計 | 九二 | 九〇 | 一八二 |
| 明治三十六年生 (32) | 一五 | 一七 | 三二 |
| 〃 三十五 〃 (33) | 一七 | 一五 | 三二 |
| 〃 三十四 〃 (34) | 一六 | 一三 | 二九 |
| 〃 三十三 〃 (35) | 一三 | 一四 | 二七 |
| 〃 三十二 〃 (36) | 一四 | 一六 | 三〇 |
| 計 | 七五 | 七五 | 一五〇 |
| 明治三十一年生 (37) | 一七 | 一六 | 三三 |
| 〃 三十 〃 (38) | 七 | 一四 | 二一 |

| 年齢別（歳） | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 明治二十九年生 (39) | 一二 | 一〇 | 二二 |
| 〃 二十八 〃 (40) | 一四 | 一六 | 三〇 |
| 〃 二十七 〃 (41) | 一六 | 二〇 | 三六 |
| 計 | 六六 | 七六 | 一四二 |
| 明治二十六年生 (42) | 一七 | 一五 | 三二 |
| 〃 二十五 〃 (43) | 一五 | 一四 | 二九 |
| 〃 二十四 〃 (44) | 一九 | 一三 | 三二 |
| 〃 二十三 〃 (45) | 二三 | 一二 | 三五 |
| 〃 二十二 〃 (46) | 二〇 | 一五 | 三五 |
| 計 | 九四 | 六九 | 一六三 |
| 明治二十一年生 (47) | 二三 | 二〇 | 四三 |
| 〃 二十 〃 (48) | 一三 | 一六 | 二九 |
| 〃 十九 〃 (49) | 一〇 | 一四 | 二四 |
| 〃 十八 〃 (50) | 一四 | 一五 | 二九 |
| 〃 十七 〃 (51) | 一六 | 一三 | 二九 |

| 年齢別（歳） | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 計 | 七六 | 七八 | 一五四 |
| 明治十六年生 (52) | 一四 | 一〇 | 二四 |
| 〃 十五 〃 (53) | 九 | 九 | 一八 |
| 〃 十四 〃 (54) | 一六 | 一〇 | 二六 |
| 〃 十三 〃 (55) | 一四 | 六 | 二〇 |
| 〃 十二 〃 (56) | 一五 | 七 | 二二 |
| 計 | 六八 | 四二 | 一一〇 |
| 明治十一年生 (57) | 一四 | 一三 | 二七 |
| 〃 十 〃 (58) | 一四 | 六 | 二〇 |
| 〃 九 〃 (59) | 一五 | 一四 | 二九 |
| 〃 八 〃 (60) | 一三 | 九 | 二二 |
| 〃 七 〃 (61) | 一三 | 六 | 一九 |
| 計 | 六九 | 四八 | 一一七 |
| 明治六年生 (62) | 一五 | 一六 | 三一 |
| 〃 五 〃 (63) | 一三 | 一〇 | 二三 |

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 明治四年生 (64) | 一二 | 六 | 一八 |
| 〃 三 〃 (65) | 八 | 五 | 一三 |
| 〃 二 〃 (66) | 五 | 三 | 八 |
| 計 | 五三 | 四〇 | 九三 |
| 明治元年生 (67) | 七 | 〇 | 七 |
| 慶應三年生 (68) | 四 | 四 | 八 |
| 〃 二 〃 (69) | 四 | 五 | 九 |
| 〃 元 〃 (70) | 四 | 三 | 七 |
| 元治元年生 (71) | 七 | 六 | 一三 |
| 計 | 二六 | 一八 | 四四 |
| 文久三年生 (72) | 五 | 三 | 八 |
| 〃 二 〃 (73) | 四 | 五 | 九 |
| 〃 元 〃 (74) | 二 | 五 | 七 |
| 万延元年生 (75) | 三 | 五 | 八 |
| 安政六年生 (76) | 四 | 六 | 一〇 |

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 安政五年生 (77) | 五 | 四 | 九 |
| 〃 四 〃 (78) | 一 | 〇 | 一 |
| 〃 三 〃 (79) | 二 | 二 | 四 |
| 〃 二 〃 (80) | 一 | 三 | 四 |
| 〃 元 〃 (81) | 三 | 三 | 六 |
| 計 | 一二 | 一二 | 二四 |
| 嘉永六年生 (82) | 二 | 三 | 五 |
| 〃 五 〃 (83) | 四 | 一 | 五 |
| 〃 四 〃 (84) | 一 | 一 | 二 |
| 〃 三 〃 (85) | 四 | 〇 | 四 |
| 〃 二 〃 (86) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 一一 | 五 | 一六 |
| 嘉永元年生 (87) | 一 | 〇 | 一 |
| 弘化四年生 (88) | 〇 | 〇 | 〇 |

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 弘化三年生 (89) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 二 〃 (90) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 元 〃 (91) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 天保十四年生 (92) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 十三 〃 (93) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 十二 〃 (94) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 十一 〃 (95) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 十 〃 (96) | 〇 | 〇 | 〇 |

| 年齢別(歳) | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 天保九年生 (97) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 八 〃 (98) | 〇 | 一 | 一 |
| 〃 七 〃 (99) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 六 〃 (100) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 〃 五 〃 (101) | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 〇 | 一 | 一 |
| 総計 | 一七九一 | 一五七二 | 三三六三 |

## 第三節 本籍人口数（十五年比較）

| 年別 | 本籍人口 | | | 現住人口 | | | 戸数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | |
| 大正八年 | 二〇二二 | 一九九二 | 三九八四 | 一六四一 | 一六二八 | 三二六九 | 六〇四 |
| 〃 九 〃 | 二〇三二 | 一九九八 | 四〇一一 | 一六四三 | 一六二七 | 三二七〇 | 六二〇 |
| 〃 十 〃 | 二〇六八 | 一九九八 | 四〇六六 | 一六五九 | 一六三一 | 三二九〇 | 六〇九 |

## 第三節　人口の密度

面積　九六三・九町＝人口　三・三六三人＝一平方粁に付　三五一人八三

| 年別 | 本籍人口 | | | 現住人口 | | | 戸数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | |
| 大正十一年 | 二、〇八〇 | 二、〇〇七 | 四、〇八七 | 一、六四五 | 一、六二〇 | 三、二六五 | 六〇四 |
| 〃十二〃 | 二、〇八九 | 二、〇一九 | 四、一〇八 | 一、五六一 | 一、四九二 | 三、〇五三 | 六〇〇 |
| 〃十三〃 | 二、一一六 | 二、〇一七 | 四、一三三 | 一、五八五 | 一、五一一 | 三、〇九六 | 六〇〇 |
| 〃十四〃 | 二、一二九 | 二、〇四三 | 四、一七二 | 一、六〇一 | 一、五五四 | 三、〇五五 | 五九四 |
| 昭和元年 | 二、一四四 | 二、〇六〇 | 四、二〇四 | 一、五七二 | 一、五五一 | 三、一二三 | 五九二 |
| 〃二〃 | 二、一二二 | 二、〇六八 | 四、一九〇 | 一、五四八 | 一、五二四 | 三、〇七二 | 五八九 |
| 〃三〃 | 二、一五〇 | 二、〇五〇 | 四、二〇〇 | 一、六〇二 | 一、五一二 | 三、一一四 | 五八九 |
| 〃四〃 | 二、一六七 | 二、〇七〇 | 四、二三七 | 一、六四七 | 一、五四二 | 三、一八九 | 五八九 |
| 〃五〃 | 二、一九三 | 二、〇八五 | 四、二七八 | 一、六九一 | 一、五〇七 | 三、一九八 | 五八〇 |
| 〃六〃 | 二、一九八 | 二、〇七五 | 四、二七三 | 一、六九八 | 一、五〇八 | 三、二〇六 | 五七九 |
| 〃七〃 | 二、二四一 | 二、〇八七 | 四、三二八 | 一、七七八 | 一、五四五 | 三、二二三 | 五八〇 |
| 〃八〃 | 二、二五五 | 二、〇八七 | 四、三四二 | 一、七九一 | 一、五七二 | 三、三六三 | 五八〇 |

## 第四節　戸数と一戸當人数（昭和八年十二月末現在）

| 戸数 | 一戸当人数 | | 人口 |
|---|---|---|---|
| | 最大 | 最小 | 平均 | |
| 五八〇 | 一二人 | 一人 | 五・八〇人 | 三、三六七人 |

## 第五節　人口分布状態（大字別人口、昭和九年六月末現在）

| 字名 | 戸数 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 大場 | 六一 | 一七九 | 一八〇 | 三五九 |
| 釜段 | 五五 | 一六〇 | 一四七 | 三〇七 |
| 根古地 | 八三 | 二〇六 | 二〇〇 | 四〇六 |
| 計 | 五七六 | 一、六二五 | 一、五六九 | 三、一九四 |

| 字名 | 戸数 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 駒野新田 | 三五 | 九七 | 一〇七 | 二〇四 |
| 大巻 | 二四二 | 七一〇 | 六八〇 | 一、三九〇 |
| 瑞穂 | 一〇〇 | 二七三 | 二五五 | 五二八 |

寄留の如何に依らず他出の者を除く

## 第六節　出生率　死亡増加率　婚姻　離婚　死産

| 年別 | 本籍人口 | 出生 | | | 率 | 死亡 | 増加 | 率 | 婚姻 | 離婚 | 死産 | 死産率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 嫡子 | 庶子 | 私子 | 計 | | | | | | | |
| 大正八年 | 三、九八四 | 男五一 女六五 | 二 | 六 五 | 一三一 | 三・二九 | 三八 四九 | 八七 | 四四 | 一・一一 | 六一 | 五 | 三 四 | 七 |
| 〃九〃 | 四、〇一一 | 男八四 女六四 | 三 五 | 六 六 | 一六八 | 四・一九 | 四四 五六 | 一〇〇 | 六八 | 一・七〇 | 六三 | 四 | 三 四 | 七 |
| 〃十〃 | 四、〇六六 | 男七一 女六三 | 五 四 | 二 六 | 一五一 | 三・七一 | 五一 四四 | 九五 | 五六 | 一・三八 | 五六 | 四 | 六五 | 一一 |

# 第七節　出入寄留（十ヶ年調）

## 第一項　出寄留

| 年別 | 本縣内他町村へ 男 | 女 | 計 | 北海道及他府縣へ 男 | 女 | 計 | 陸海軍兵卒 | 樺太及外國へ 男 | 女 | 計 | 所在不明 男 | 女 | 計 | 總計 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正十一年 | 四〇八七 | 男六六 女六四八 | 三三 | 四三 | 一四五 | 三五五 | 五五〇 | 五四〇 | 一〇四 | 四一 | 一〇〇 | 五二 | 四 | 五六 | 二一 |
| 〃十二〃 | 四一〇八 | 男六六 女六八七 | 六七 | 五三 | 一五六 | 三八〇 | 四四八 | 四二 | 九〇 | 六六 | 一五九 | 六二 | 六 | 三一 | 四 |
| 〃十三〃 | 四一三三 | 男六六 女七二九 | 六三 | 四三 | 一五七 | 三七七 | 四四九 | 三六 | 八五 | 七二 | 一七四 | 六一 | 五 | 四三 | 七 |
| 〃十四〃 | 四一七二 | 男六六 女七五〇 | 五五 | 三四 | 一五二 | 三六四 | 四四一 | 四〇 | 八一 | 七一 | 一七〇 | 六〇 | 三 | 四二 | 六 |
| 昭和元〃 | 四二〇四 | 男六六 女七八七 | 九三 | 三一 | 一六一 | 三八三 | 五四一 | 五六 | 九七 | 六四 | 一五二 | 七二 | 六 | 八五 | 一三 |
| 〃二〃 | 四一九〇 | 男七七 女七四五 | 二一 | 四二 | 一五八 | 三七七 | 三五〇 | 九 | 八九 | 六九 | 一六五 | 六五 | 三 | 二二 | 四 |
| 〃三〃 | 四二〇〇 | 男七七 女六九九 | 五四 | 〇一 | 一五六 | 三七一 | 四三一 | 三 | 七四 | 八二 | 一九五 | 五八 | 一〇 | 五三 | 八 |
| 〃四〃 | 四二三七 | 男六六 女六二三 | 三二 | 一三 | 一三四 | 三一六 | 四四一 | 四 | 八五 | 四九 | 一一六 | 五一 | 五 | 三四 | 七 |
| 〃五〃 | 四二七八 | 男八八 女六七二 | 六二 | 二〇 | 一五九 | 三七二 | 四三八 | 〇 | 七八 | 八三 | 一九四 | 八五 | 一〇 | 七二 | 九 |
| 〃六〃 | 四二七三 | 男七〇 女六三〇 | 四五 | 一〇 | 一四三 | 三三五 | 四四九 | 八 | 九七 | 四六 | 一〇八 | 七九 | 五 | 二四 | 六 |
| 〃七〃 | 四三二八 | 男六六 女七四六 | 四六 | 〇三 | 一六三 | 三七七 | 四四七 | 四 | 九一 | 七二 | 一七一 | 五四 | 三 | 四四 | 八 |
| 〃八〃 | 四三四二 | 男六六 女六二六 | 二一 | 一三 | 一三五 | 三一一 | 四四四 | 四 | 八八 | 四七 | 一〇八 | 五四 | 三 | 四一 | 五 |

| | | |

| 年別 | 他市町村より入 | | | 北海道及他府縣より入 | | | 総計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 昭和二年 | 一九 | 二五 | 四四 | 二三 | 二二 | 四五 | 四二 | 四七 | 八九 |
| 〃 三〃 | 二四 | 二六 | 五〇 | 二五 | 二七 | 五二 | 四九 | 五三 | 一〇二 |
| 〃 四〃 | 三〇 | 二七 | 五七 | 二八 | 二六 | 五四 | 五八 | 五三 | 一一一 |
| 〃 五〃 | 一四 | 二四 | 三八 | 二三 | 一六 | 三九 | 三七 | 四〇 | 七七 |
| 〃 六〃 | 一六 | 二七 | 四三 | 二五 | 一八 | 四三 | 四一 | 四五 | 八六 |
| 〃 七〃 | 一三 | 二三 | 三六 | 二四 | 一九 | 四三 | 三七 | 四二 | 七九 |
| 〃 八〃 | 一六 | 二一 | 三七 | 三〇 | 一八 | 四八 | 四六 | 三九 | 八五 |

## 第八節　職業別人口（昭和八年十二月三十一日現在）

| 職業別 | 本業 | | | | 兼業 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 戸数 | 人口 | | | 戸数 | 人口 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 |
| 農業 | | | | | | | | |
| 農作業 | | | | | | | | |
| 自作業 | 一一七 | 四〇一 | 三八〇 | 七八一 | 三 | 三五 | 二九 | 六四 |
| 自作及小作兼業 | 三四一 | 〇三一 | 八四〇 | 一八七一 | 五 | 五四 | 四六 | 一〇〇 |
| 小作業 | 九一 | 二八五 | 二七五 | 五六〇 | 四 | 三三 | 二八 | 六一 |
| 小計 | 五四九 | 一七一七 | 一四九五 | 三二一二 | 一二 | 二二 | 一〇三 | 二三五 |

| | | |

| 合計 | 五八〇 | 一七九一 | 一五七二 | 三三六三 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 第四章　自治行政

### 第一節　行政區劃の分合

現在池邊村は大巻瑞穂根古地大場釜段駒野新田の六字より成り其の分合左の如し

根古地新田根古地大場釜段は元より多藝郡に屬し元祿年中は笠松領主の支配を受け明治維新当時は大垣御預となり居たり、明治六年四月美濃國一圓を十二大區百七十五小區に分割せられ石津郡駒野新田小坪新田高柳新田仝古新田は三大區七の小區多藝郡大場村大場新田根古地村根古地新田は井木區三大區九の小區安八郡大牧村は三大區十二の小區と定められる　明治八年十一月石津郡駒野新田を三大區七の小區より多藝郡三大區九の小區へ仝十二月安八郡大牧村を三大區十二の小區より多藝郡三大區九の小區へ石津郡小坪新田高柳新田仝古新田を三大區七の小區より多藝郡三大區九の小區へ組替を行ふ　仝十二年二月十八日大小區の制廢せらる、其の後明治十七年十月大巻村に大巻村役場を置き同時に根古地新田に根古地新田根古地釜段大場駒野新田五箇村聯合して根古地新田外四箇村組合役場を設く、同十九年十一月右二役場聯合して大巻村外五箇村組合

役場を置き全村組合経済共通とす　同二十二年十月町村制実施に際し組合を解除し一は大巻村となり一は根古地新田外四箇村組合に復す　明治三十年四月一日多聞上石津郡を合併し養老郡と改稱し町村分離併合を行ふ　此の際又打って一村となりて始めて池邊村と稱し竹井弘喜村長となり之を治め旧六箇村を大字とし各字に區長を置き區長各字を取締る

## 第二節　管理者

### 第一項　庄屋

| 字名＼時代 | 明和 | 天明 | 文政 |
|---|---|---|---|
| 大牧村 | 平太郎 | 庄兵衛 | 周次 |
| 高柳新田 | 不詳 | 三十郎 | 運四郎 |
| 高柳古新田 | 不詳 | 惣兵衛 | 不詳 |
| 小坪新田 | 不詳 | 弥三郎 | 弥三郎 |
| 根古地新田 | 利左衛門 | 權介 | 武兵衛 |
| 根古地村 | 淺右衛門 | 淺右衛門 | 甚兵衛 |
| 大場村 | 忠八 | 八郎兵衛 | 八郎兵衛 |
| 釜段新田 | 半十郎 | 嘉七 | 庄五郎 |

駒野新田 | 彦太郎 | 彦太郎 | 彦太郎

## 第二項　村長

歴代村長

| 就任年月日 | 退任年月日 | 期間 | 村長名 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三〇、四、一 | 三〇、九、一七 | 五ヶ月 | 竹井弘喜 | 三四、四、四 | 四二、一〇、一四 | 八ヶ年 | 助役 竹井弘喜代理す |
| 三〇、九、一七 | 三〇、九、二七 | 十日 | 後藤三郎左衛門 | 助役 竹井弘喜代理す | | | |
| 三〇、九、二七 | 三三、八、一〇 | 三ヶ月 | 山田貞策 | 四二、一〇、一四 | 大正一三、三、六 | 一六ヶ年 | 山田貞策 |
| 三三、五、三〇 | | | | 昭和三、七、一〇 | 現在 | | 助役 松永長九郎代理す |
| | | | | | | | 伊藤清次郎 |

明治三十年四月以前は足立元右衛門國枝彦太郎鬼頭兵内児玉基右衛門等聯合戸長として組合を管理す

### 第三節　執行機関補助機関

#### 第一項　執行機関

村長　伊藤清次郎

#### 第二項　補助機関

助役二名（内一名職員）　児玉齊治

収入役一名　杉野新太郎

書記四名　杉野　薫　小出等郎　前田克巳　杉野九二男

區長七名　大巻南　片野弥三郎　瑞穂　伊藤昇　釜段　横山正治

根古地　児玉齊治　大場　松永弘　大巻北　関戸茂治

駒野新田　國枝計一

第三項　議決機関

村會議員十二名（内一名欠員）

村會議員一覧表

| 当選年月日 | 任期 | 事由 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 明治三十年七月二十一日 | 二十三ヶ年 | 明治三十六年七月二十日再選<br>仝　三十九年七月二十一日　仝<br>仝　四十五年七月二十二日　仝<br>大正五年七月二十二日　仝<br>仝　九年七月二十一日　退職 | 大巻 | 杉野與右衛門 | 天保十一年八月二日 |
| 明治三十年七月二十一日 | 八年六ヶ月 | 明治三十三年七月二十一日再選<br>仝　三十九年七月二十一日　仝<br>仝　四十四年三月九日死亡 | 根古地新田 | 後藤三郎左衛門 | 弘化三年七月二日 |
| 明治三十年七月二十一日 | 現在 | 明治三十六年七月二十一日再選<br>仝　四十二年七月二十三日　仝<br>仝　四十五年七月二十二日　仝<br>大正五年七月二十二日　仝<br>仝　九年七月二十二日　仝 | 大巻 | 山田貞策 | 慶應三年二月七日 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 明治三十年七月二十一日 | 八年四ヶ月 | 仝 十三年七月二十二日 仝 | 釜段 | 横山庄五郎 | 天保十四年九月八日 |
| | 明治三十年七月二十一日 | 仝 | 昭和三年七月二十一日 仝 | | | |
| | 明治三十年七月二十一日 | 仝 | 仝 七年七月二十二日 仝 | | | |
| | 明治三十年七月二十一日 | 仝 | 仝 三十八年十月一日 隠居 | | | |
| | 明治三十年七月二十一日 | 三十一ヶ年 | 明治三十三年七月二十一日 再選 | 大巻 | 関戸五作 | 明治四年八月十日 |
| | | | 仝 四十二年七月二十二日 仝 | | | |
| | | | 仝 四十五年七月二十二日 仝 | | | |
| | | | 大正五年七月二十二日 仝 | | | |
| | | | 仝 九年七月二十二日 仝 | | | |
| | | | 仝 十三年七月二十一日 仝 | | | |
| | | | 昭和三年七月二十一日 仝 | | | |
| | | | 仝 三年十一月十八日 死亡 | | | |
| | 明治三十年七月二十一日 | 八ヶ月 | 明治三十一年三月十日 辞職 | 根古地 | 児玉完治 | 明治四年七月十日 |
| | 明治三十年七月二十一日 | 九ヶ年 | 明治三十三年七月二十一日 再選 | 大巻 | 菱田菊松 | 嘉永二年九月十日 |
| | 明治三十年七月二十一日 | 三ヶ年 | 仝 三十九年七月二十一日 退職 | | | |
| | 明治三十年七月二十一日 | 二十三ヶ年 | 明治三十三年七月二十一日 再選 | 大場 | 松永範二 | 嘉永三年七月二十六日 |
| | | | 仝 三十九年七月二十一日 仝 | | | |
| | | | 仝 四十五年七月二十二日 仝 | | | |
| | | | 大正五年七月二十二日 退職 | | | |
| | 明治三十年七月二十一日 | 六ヶ年 | 明治三十六年七月二十一日 退職 | 大巻 | 片野佐兵衛 | 嘉永六年六月十日 |
| | 明治三十年七月二十一日 | 二十三ヶ年 | 明治三十六年七月二十一日 再選 | 駒野新田 | 大橋榮静 | 安政五年六月二十日 |
| | | | 仝 四十二年七月二十二日 仝 | | | |
| | | | 仝 四十五年七月二十二日 仝 | | | |
| | | | 大正五年七月二十二日 退職 | | | |
| | 明治三十年七月二十一日 | 六年一ヶ月 | 明治三十六年七月二十一日 退職 | 根古地新田 | 伊藤義十郎 | 天保九年一月十五日 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三十年七月二十一日 | 十五年九ヶ月 | 明治三十六年七月二十一日 再選<br>〃 四十二年七月二十二日 〃<br>〃 四十五年七月二十二日 〃<br>大正二年二月二十日 隠居退職 | 根古地 | 児玉忠吾 | 弘化三年八月八日 | | | |
| 明治三十三年七月二十二日 | 二十八ヶ年 | 明治三十九年七月二十二日 再選<br>〃 四十五年七月二十二日 〃<br>大正五年七月二十二日 〃<br>〃 九年七月二十二日 〃<br>〃 十二年七月二十一日 退職 | 大巻 | 小出太美衛 | 慶應三年三月十八日 | | | |
| 明治三十六年七月二十五日 | 現在 | 明治四十二年七月二十二日 再選<br>〃 四十五年七月二十二日 〃<br>大正五年七月二十二日 〃<br>〃 九年七月二十二日 〃<br>〃 十二年七月二十一日 〃<br>昭和三年七月二十一日 〃 | 根古地新田 | 伊藤昇 | 明治三年十月二十日 | 天保十二年五月四日 | | |
| 明治三十六年七月二十一日 | 六ヶ年 | 明治四十四年七月二十二日 退職 | 大場 | 松永武右衛門 | | 嘉永六年六月十日 | | |
| 明治三十九年七月二十一日 | 五年六ヶ月 | 明治四十四年七月二十二日 隠居退職 | 大巻 | 片野佐兵衛 | | | | |
| 明治三十九年七月二十一日 | 現在 | 明治四十五年七月二十二日 再選<br>大正五年七月二十二日 〃<br>〃 九年七月二十一日 〃<br>昭和三年七月二十一日 〃 | 釜段 | 横山正治 | 明治十一年八月二十九日 | | | |
| 明治四十二年七月二十二日 | 七ヶ年 | 明治四十五年七月二十二日 再選 | 根古地新田 | 後藤佳實 | 明治九年二月二十日 | | | |
| 明治四十二年七月二十二日 | 七ヶ年 | 明治四十五年七月二十二日 再選 | 大巻 | 菱田菊松 | 嘉永二年九月十日 | | | |
| 明治四十五年七月二十二日 | 四ヶ年 | | 大巻 | 片野重利 | 明治十九年六月一日 | | | |
| 大正五年七月二十二日 | 現在 | 大正九年七月二十一日 再選<br>〃 十三年七月二十一日 〃<br>昭和三年七月二十一日 〃 | 根古地 | 児玉齊治 | 明治十年八月二十六日 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正五年七月二十二日 | 四ヶ年 | | 大巻 | 菱田好美 | 明治四年六月二日 | |
| 大正五年七月二十二日 | 現在 | 大正九年七月二十一日 再選<br>仝 十三年七月二十一日 仝<br>昭和 三年七月二十一日 仝<br>仝 七年七月二十一日 仝 | 大巻 | 片野弥三郎 | 明治二十一年三月二十八日 | |
| 大正五年七月二十二日 | 八ヶ年 | 大正九年七月二十一日 再選 | 根古地新田 | 後藤佳實 | 明治九年二月二十日 | |
| 大正九年七月二十二日 | 四ヶ年 | | 大巻 | 杉野貞吉 | 明治十五年八月二十四日 | |
| 大正九年七月二十二日 | 四ヶ年 | | 大巻 | 前田平之進 | 明治十六年七月十九日 | |
| 大正九年七月二十二日 | 四ヶ年 | 大正十三年七月二十一日再選<br>昭和 三年七月二十一日 仝<br>仝 七年七月二十一日 仝 | 大場 | 松永長九郎 | 明治七年一月二十一日 | |
| 大正十三年七月二十二日 | 四ヶ年 | | 大巻 | 杉野好美 | 明治四年六月二日 | |
| 大正十三年七月二十一日 | 八ヶ年 | 昭和三年七月二十一日 再選 | 大場 | 松永鼎 | 明治二年五月十一日 | |
| 大正十三年七月二十二日 | 現在 | 昭和三年七月二十一日 再選<br>仝 七年七月二十一日 仝 | 根古地 | 児玉完治 | 明治四年七月十日 | |
| 大正十三年七月二十一日 | 四ヶ年 | 昭和三年七月二十一日 満期退職 | 瑞穂 | 横山増吉 | 明治七年一月一日 | |
| 昭和三年七月二十一日 | 四ヶ年 | 仝 | 大巻 | 和田豊吉 | 明治十五年一月二日 | |
| 昭和三年七月二十二日 | 四ヶ年 | 仝 | 大巻 | 大橋松之介 | 明治二十七年九月十七日 | |
| 昭和三年七月二十一日 | 四ヶ年 | 仝 | 瑞穂 | 竹中精一郎 | 明治六年六月二十九日 | |
| 昭和四年二月七日 | 五ヶ月 | 昭和四年六月退職 | 大巻 | 日比野万次郎 | 明治五年十二月二十一日 | |
| 昭和五年七月二十六日 | 現在 | 昭和七年七月二十一日 再選 | 大巻 | 関戸茂治 | 明治三十三年一月一日 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和五年五月二十六日 | 五ヶ年 | 昭和七年七月二十一日再選 全九年三月二十日死亡 | 大巻 | 小出大美衛 | 慶應三年三月十八日 |
| 昭和七年七月二十一日 | 現在 | | 大場 | 松永弘 | 明治二十五年一月二日 |
| 昭和七年七月二十一日 | 現在 | | 瑞穂 | 後藤雄三 | 明治三十五年九月十五日 |
| 昭和七年七月二十一日 | 現在 | | 大巻 | 黒田仁作 | 明治四年十一月十九日 |

第四項　役場吏員事務分掌

杉野新太郎　庶務（収入役）
杉野薫　戸籍　兵事　學事　社寺　寄留　社會事業　統計
小出等郎　土地　税務　衛生
前田克巳　勧業　土木　統計
杉野九二男　税務

## 第四節　村會議員選擧成績（昭和七年七月二十一日）

| 大字名 | 有權者数 | 棄權者数 | 棄權百分比 |
|---|---|---|---|
| 大巻 | 二六九 | 二二 | 八・一八 |
| 根古地 | 八二 | 三 | 三・六六 |
| 瑞穂 | 六五 | 一二 | 一八・〇〇 |
| 大場 | 七八 | 一一 | 一四・一〇 |

| 釜段 | 六五 | 一三 | 二〇・〇〇 |
|---|---|---|---|
| 駒野新田 | 四四 | 〇 | 〇 |
| 計 | 六四二 | 六一 | 九・四九 |

## 第五節　縣會議員及選擧成績

本郡選出縣會議員山田貞策は昭和六年九月十五日の改選に当選す、当日の選擧成績投票狀況左の如し

| 大字名 | 有權者数 | 棄權者数 | 棄權百分比 |
|---|---|---|---|
| 大巻 | 二七四 | 五五 | 二〇・〇〇 |
| 根古地 | 八四 | 九 | 一〇・七〇 |
| 瑞穂 | 一〇九 | 二三 | 二一・一〇 |
| 大場 | 八一 | 一五 | 一八・五二 |
| 釜段 | 六六 | 一七 | 二五・七六 |
| 駒野新田 | 四七 | 一八 | 三八・三〇 |
| 計 | 六六一 | 一三七 | 二〇・七三 |

# 第一節　本村の財政

## 第一項　村の會計

### 第一目　最近の豫算高及決算高

左に大正十四年度より昭和九年度に至る十ヶ年の歳出入豫算高と仝十四年度より昭和七年度に至る八ヶ年の決算高の一覧表を表示す

十年歳出入豫算高

| 年度／状況 | 歳入 | 歳出 | |
|---|---|---|---|
| | | 経常部 | 臨時部 |
| 大正十四年 | 二六、七〇四 | 一九、六八〇 | 七、〇二四 |
| 〃 十五年(元) | 四一、四九四 | 二一、五八八 | 一九、九〇六 |
| 昭和二年 | 三一、一七三 | 二三、三三七 | 七、八三六 |
| 〃 三〃 | 三二、六五四 | 二四、二六〇 | 八、三九四 |
| 〃 四〃 | 三五、七九二 | 二四、三二二 | 一一、四七〇 |
| 〃 五〃 | 三一、七〇七 | 二三、六一七 | 八、八一三 |
| 〃 六〃 | 三八、三三三 | 二一、四二三 | 一六、九〇九 |
| 〃 七〃 | 四七、八七七 | 二三、七七〇 | 二四、一〇七 |
| 〃 八〃 | 三〇、〇六一 | 二二、九三八 | 七、一二三 |

八年決算高

| 歳入 | 歳出 | |
|---|---|---|
| | 経常部 | 臨時部 |
| 二九、二二一、三二 | 二〇、二九四、五六 | 七、九六九、九一 |
| 二九、一〇一、六九 | 二〇、四九〇、〇一 | 一九、九一四、三一 |
| 五五、八五六、二三 | 二三、八二六、三六 | 一〇、四五九、八三 |
| 三四、六三八、三八 | 二四、九六八、三一 | 九、〇四一、九一 |
| 三三、六九八、六〇 | 二二、二八〇、六二 | 一〇、四二三、九七 |
| 三一、六一七、六〇 | 二一、二七〇、四五 | 七、三三六、二四 |
| 二九、七六〇、〇二 | 二一、九五八、四三 | 七、八〇〇、八七 |
| 四五、四六一、一八 | 二一、八四四、七七 | 二三、六一二、八五 |

| 〃九〃 | 三三、四七 | 二三、九七〇 | 九、二七七 |
|---|---|---|---|

## 第二目　九年度豫算概況

| 九年度歳入豫算 | | 村税 | 一七、七八七 | 隔離病舎費 | 三三二 | 臨時部 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 財産より生ずる収入 | 一六一 | 計 | 三三、二四七 | 衛生費 | 一三 | 積立金額 | 四〇 |
| 使用料及手数料 | 四八〇 | 九年度歳出豫算 | | 勧業諸費 | 一二〇 | 公債費 | 八、二六七 |
| 国庫手渡金 | 五、一五四 | 経常部 | | 渡船経営費 | 二〇〇 | 補助金 | 五五〇 |
| 交附金 | 六一二 | 神社費 | 一五五 | 財産費 | 六五 | 更生計畫費 | 三七〇 |
| 国庫補助金 | 一九八 | 會議費 | 三〇三 | 諸税及負擔 | 四 | 雑支出 | 五〇 |
| 縣補助金 | 七一六 | 役場費 | 六、七八四 | 公金取扱費 | 三 | 計 | 九、二七七 |
| 社會事業協會補助金 | 五五 | 土木費 | 一、九〇九 | 地方改良費 | 一一六 | | |
| 寄附金 | 一五四 | 小学校費 | 一〇、四八〇 | 統計費 | 一七〇 | 総計（臨経） | 三三、二四七 |
| 繰越金 | 三四一 | 農補校費 | 八八二 | 警備費 | 九〇二 | | |
| 奨励金 | 一八 | 青訓所費 | 七三一 | 雑支出 | 一七〇 | | |
| 縣補給金 | 二三 | 学事諸費 | 五六 | 豫備 | 一〇〇 | | |
| 雑収入 | 七、五四八 | 傳染病予防 | 一一六 | 計 | 二三、九七〇 | | |

第三目　九年度大字別歳出入予算

| 歳出入＼大字別 | 大巻 | 根古地 | 瑞穂 | 大場 | 釜段 | 駒野新田 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 八五三 | 四三二 | 一、〇〇〇 | 三五九 | 三二三 | 一〇〇 |
| 歳出 | 仝右 | 仝右 | 仝右 | 仝右 | 仝右 | 仝右 |

第四目　九年度排水機予算

| 歳出入＼排水機名 | 大巻釜段 | 釜段駒新 | 大場瑞穂 | 根古地大場 |
|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 三、三七七 | 五、〇七四 | 四、二四五 | 三、四九六 | 一、一一五 |
| 歳出 | 仝右 | 仝右 | 仝右 | 仝右 | 仝右 |

第五目　其の他の予算

罹災救助資金　二二二　自作農奨励資金　三六三
自作農創設資金　一、五九三

第二項　村の財産及び負債

第一目　村財産

土地　九反八畝十九歩

濃飛農工銀行株　五八〇円
勧業債券　五〇円
現金　二、〇八四円
農工債券　一〇〇円
公用財産見積り　九、〇〇〇円

第二目　村負債

排水機
学校　計　四、〇七三・六三円
道路

## 第二節　本村の納税

### 第一項　諸税の部

#### 第一目　國税

村の大正十四年度より昭和八年度までの國税徴収高左表の如し

| 年度 | 十四年度 | 十五(昭元) | 二年度 | 三年度 | 四年度 | 五年度 | 六年度 | 七年度 | 八年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 國税高 | 九四五七、二〇 | 九六八一三三 | 九四〇九、八七 | 八六〇〇、仝 | 七、九八五四二 | 七、三四四七 | 六、二一六九四 | 五六〇六九二 | 六〇三六、三七 |

#### 第二目　縣税

本村よりの大正十四年度より昭和八年度までの縣税徴収高左表の如し

| 年度 | 十四年度 | 十五年度 | 昭和二年度 | 三年度 | 四年度 | 五年度 | 六年度 | 七年度 | 八年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 縣税高 | 一五、八六二、三三 | 一一〇、八五、三六 | 一六七、五七、二四 | 一六一、一九、八二 | 一四六、七八、八九 | 一三四、五〇、八九 | 一三四、三七、五二 | 一三一、二六、一〇 | 一三三、四一、九一 |

## 第三目　村税

本村々税過去十ヶ年の予算高を左表に示す

| 種別＼年度 | 十四 | 十五(元) | 昭和二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 村税 | 一四四、四〇 | 一六五、六〇 | 一八、九二四 | 二〇、五七八 | 二〇、九一七 | 一七、九七八 | 一五、九三三 | 一四、七三八 | 一五、三五六 | 一七、七八七 |
| 地租附加 | 三〇、一三 | 三二、一九 | 四三、一四 | 四二、四三 | 四一、〇五 | 三八、一九 | 三八、一七 | 三八、〇〇 | 四〇、一四 | 五三、五二 |
| 特別地租附加 | | | 五六九 | 六五三 | 六八八 | 六六三 | 六六二 | 六五一 | 六一七 | 八〇五 |
| 営業収益税附加 | | | | 一六七 | 一二三 | 一一三 | 一一五 | 七一 | 七〇 | 九六 |
| 家屋税附加 | | | 一、二二八 | 一、一七三 | 一、一六七 | 一、一六〇 | 九七三 | 九二九 | 八六九 | 八八六 |
| 縣税営業税附加 | 六〇 | 四〇 | 四五 | 一七 | 一七 | 一八 | 一八 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 縣税雑種税附加 | 一、一五〇 | 一、四〇〇 | 一、四五〇 | 五八一 | 一、七二七 | 一、六九〇 | 一、六七〇 | 一、三八〇 | 一、四四四 | 一、四四四 |
| 特別戸数割 | 八、〇七六 | | 九四六 | 一〇、九八九 | 一一、二二六 | 九、〇八八 | 六、三八二 | 七、八八八 | 八、二〇五 | 九、一八七 |
| 国税営業税附加 | 一〇八 | 一一五 | 一四八 | | | | | | | |
| 所得税附加 | 四二 | 四三六 | | | | | | | | |

| 特別税及別割 | 一、三〇〇 | 一、七五一 | 一、七六五 | 一、四二七 | 一、五三三 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 戸数割附加 | 九八、三三 | | | | | | |

第二項　本村ヶ税収入成績を左表に示す

| 年度／概況 | 調停額 | 納期限内収入額 | 年度内収入額 | 滞納額 | 同上人員 | 理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正十四年 | 三一、五二六、〇一 | 三一、五一四、四二 | 三一、五一八、八三 | | | |
| 〃十五年(元) | 三七、二二三、〇四 | 三七、一九九、六一 | 三七、二一六、四四 | | | |
| 昭和二年 | 三五、九七七、五八 | 三五、八七九、八五 | 三五、九五七、七七 | | | |
| 〃三〃 | 三六、七四二、二九 | 三六、五七二、九九 | 三六、六六〇、一四 | | | |
| 〃四〃 | 三三、九〇八、五九 | 三二、七一八、四七 | 三三、八二五、七〇 | | | |
| 〃五〃 | 二八、八八八、五六 | 二七、八二八、一八 | 二八、七四八、四四 | | | |
| 〃六〃 | 三五、八三二、八九 | 二六、八三二、二八 | 三四、八四〇、九八 | | | |
| 〃七〃 | 二五、九五八、六一 | 二六、二二八、五七 | 二九、五六二、〇七 | | | |
| 〃八〃 | 二八、八三七、六二 | 二六、七八二、八二 | 二八、四三九、五一 | 三九八、一一 | 二二 | 怠慢又は極貧 |

第三節　村民負擔の概況

本村に於ける十四年度より昭和八年度までの諸税總額及び一戸当り一人当り平均額を左表中に示す

| 年度/項目 | 戸数 | 人口 | 税総額(国縣税) | 一戸平均 | 一人平均 |
|---|---|---|---|---|---|
| 十四 | 五九四 | 三、一五五 | 五六、八四五、四二 | 九五、七〇 | 一八、〇四 |
| 十五(二) | 五九二 | 三、一二三 | 六一、九七〇、六三 | 一〇四、四八 | 一九、八四 |
| 二 | 五八九 | 三、〇七二 | 六一、六四四、六九 | 一〇五、八五 | 二〇、〇七 |
| 三 | 五八〇 | 三、一四四 | 六一、四六二、〇六 | 一〇五、九七 | 一九、五五 |
| 四 | 五八一 | 三、一八九 | 五六、五七二、八九 | 九七、三七 | 一七、四四 |
| 五 | 五八〇 | 三、一九八 | 五〇、一七四、四二 | 八六、五一 | 一五、七一 |
| 六 | 五七九 | 三、二〇六 | 五五、三八七、三六 | 九五、六六 | 一七、二八 |
| 七 | 五八一 | 三、三二三 | 四八、六九一、六四 | 八三、八一 | 一四、六五 |
| 八 | 五七九 | 三、二六三 | 四八、二五五、九〇 | 八三、三四 | 一四、三五 |

# 第六章　交通通信

## 第一節　交通

### 第一項　道路

本村の東側部を北より南に大垣桑名線北部を東より西に今尾高田線大場大垣線今尾養老線の縣道が貫通し道幅廣く定期の大垣今尾間及び今尾駒野間の乗合

自動車通ぜり　其の他車馬の往來繁くして本村重要の道路なり．又縣道を中心として各字に通ずる村道縦横に走り平坦にして馬車荷車自轉車の往來稍頻繁なり　道路位置は地圖村道路図参照ありたし

縣道　九三号　大垣桑名線　――――　四、三〇〇米
九四号　今尾高田線　――――　三、四五〇米
九五号　今尾養老線　――――　三、四五〇米
九九号　大垣大場線　――――　一、〇〇〇米

## 第二項　道路の種類

| 道路名 | 総長 | 橋梁 | 平均幅員 | 路線数 |
|---|---|---|---|---|
| 縣道 | 八、八〇〇米 | 一〇米 | 三、八二六、五米 | 四 |
| 村道 | 五七、三五四米 | 二四五米 | 二、七二七二米 | 一六一 |
| 其の他 | 四二、七〇〇米 | ― | ― | ― |

## 第三項　交通運輸機関

交通運輸機関総計表（交通路図参照）

| 大字 / 小字 / 件名 | 自轉車 | 荷車 | | 船 | | | ラジオ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 並 | 婦人用 | 小兒用 | リヤカー | 大八車 | 荷馬車 | 人力車 | 小船 | 大船 | モーター船 | 拡声機 | 鉱石 |

| | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大場本田 | 三六 | 六 | 一 | 一 | 二七 | 一 | 一 | 三八 | 一 | 一 | 五 | 一 | |
| 大場新田 | 二一 | 一 | | 二 | 一七 | 一 | 一 | 二三 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 以上計大場 | 五七 | 七 | 二 | 二 | 四四 | 一 | 一 | 六一 | 一 | 一 | 六 | 一 | |
| 釜段 | 四五 | 一 | 一 | | 三九 | 一 | 一 | 七二 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 駒野新田 | 二四 | 一一 | 五 | 四 | 二八 | 一 | 一 | 四八 | 九 | 一 | 一 | | |
| 累計 | 五一一 | 四二 | 三〇 | 一三二 | 三六二 | 一 | 二 | 五二一 | 一二 | 二 | 二二 | 三 | |

## 第四項 自動車時間表

### 大垣今尾間乗合自動車時間表

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 今尾発 | 七・〇〇 | 九・三〇 | 一一・〇〇 | 一・〇五 | 二・四〇 | 四・一〇 | 五・三〇 | 六・三〇 | 七・三五 | | | | |
| 大垣発 | 六・〇〇 | 八・二五 | 一〇・〇〇 | 一二・〇五 | 一・四〇 | 三・一〇 | 四・三〇 | 五・四〇 | 六・三五 | | | | |

### 今尾駒野間乗合自動車時間表

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 今尾発 | 七・〇七 | 九・三九 | 一〇・五八 | 一・三三 | 三・二三 | 四・四六 | | | | | | | |
| 駒野発 | 六・五七 | 九・二九 | 一〇・四八 | 一・二三 | 三・一三 | 四・三六 | | | | | | | |

## 第二節 通信

### 第一項 通信機関

一、郵便局

城山郵便局

二、郵便函　大代　大場本田　根古地　大巻堤　小坪
以上五ヶ所

三、電話架設者　役場　片野弥三郎　藤原亮快　木村庄次郎
以上四名

四、振替口座加入者　山田貞策　片野弥三郎　藤原亮快　木村庄次郎
長谷川寛一　長谷川賢吉
以上六名

五、ラジオ聴取者
主として娯楽用に供せり

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大巻　六名 | 上組四 | 堤一 | 高柳二　小坪二 |
| 瑞穂　五名 | 枠池二 | 柳原二 | 大代一 |
| 根古地六名 | 根古地五 | 江ノ橋一 | |
| 大場　六名 | 大場本田五 | 大場新田一 | |
| 釜段　一名 | | | |
| 駒野新田一名 | | | |
| 總計　二十五名 | | | |

# 第七章　産業

## 第一節　産業の變遷

本村は本郡東南部に位し西は上多度及び下多度耕地南は海津郡城山東は揖斐川を隔て同郡今尾町に境し北は笠郷耕地に接し土地平坦肥沃にして古より耕地として生産を擧ぐるに適し為に農業方面に関しては年と共に盛となり殊に明治の初年農業の啓発増進に力を入れ旧弊の洗除のため郡の保護干渉以來專ら農民の智見を拡め以來農地の改良耕種の改善耕地の拡張等日と共に政府の方針縣郡の奨励指導に依り農業生産増大し來れり、且つ戸口も順次増加し交通も開けたる結果工業商業を營む者も多少生じたるも元來本村は農耕地にして商工業の発達は期し得られざるも或一部に於て数戸又所々に□□戸營業するものあり

## 第二節　普通農業

### 第一項　耕地及び農業組織

第一目　耕地面積（昭和九年四月一日現在）

| 年度 | 耕地面積 田 | 畑 | 計 |
|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 五、三八四、〇〇〇反 | 八〇五、〇〇〇 | 六、一八九、〇〇〇 |
| 〃　二　〃 | 五、七一五、九二七 | 六四〇、九二五 | 六、三五六、〇〇〇 |
| 〃　三　〃 | 五、七一二、〇〇〇 | 六四六、〇〇〇 | 六、三五八、〇〇〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 〃四〃 | 五、七二〇、〇〇〇 | 六六〇、〇〇〇 | 六、三八〇、〇〇〇 |
| 〃五〃 | 五、五八八、〇〇〇 | 七八八、〇〇〇 | 六、三七六、〇〇〇 |
| 〃六〃 | 六、一六三、〇〇〇 | 五八一、〇〇〇 | 六、七四三、〇〇〇 |
| 〃七〃 | 六、一〇〇、〇〇〇 | 六四三、〇〇〇 | 六、七四三、〇〇〇 |
| 〃八〃 | 六、一七八、〇〇〇 | 六三八、〇〇〇 | 六、八一六、〇〇〇 |

第二目　各字別農業組織別（昭和九年四月一日現在）

| 種別 | 大巻 | 根古地 | 瑞穂 | 大場 | 釜段 | 駒野新田 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通農業を主とするもの | 二四一戸 | 六九戸 | 九三戸 | 五六戸 | 五〇戸 | 三〇戸 | 五三九戸 |
| 養蚕を主とするもの | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 園藝を主とするもの | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 牧畜を主とするもの | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 其の他 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 二四一 | 六九 | 九三 | 五七 | 五〇 | 三〇 | 五四〇 |

第三目　各字別耕地面積世帯数（昭和九年四月一日現在）

| 種別 | 大巻 | 根古地 | 瑞穂 | 大場 | 釜段 | 駒野新田 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五反歩未満 | 二八戸 | 八戸 | 八戸 | 六戸 | 三戸 | 四戸 | 五七戸 |
| 一町歩未満 | 五七 | 三〇 | 一八 | 一六 | 一二 | 八 | 一四一 |
| 二町歩未満 | 一五二 | 三一 | 六五 | 三四 | 三〇 | 一八 | 三三〇 |
| 三町歩未満 | 四 | 一 | 二 | 一 | 五 | 一 | 一二 |
| 計 | 二四一 | 六九 | 九三 | 五七 | 五〇 | 三〇 | 五四〇 |

第四目　農家戸数及一戸當耕地

| 年度 | 農家戸数 | | | | 一戸當耕地 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自作農 | 自作兼小作農 | 小作農 | 計 | |
| 昭和元年度 | 一二五戸 | 三三六戸 | 九二戸 | 五五三戸 | 一二五〇反 |
| 〃二〃 | 一二五 | 三三六 | 九一 | 五五二 | 一一、〇〇〇 |
| 〃三〃 | 一二五 | 三三六 | 九五 | 五五六 | 一一、四一〇 |
| 〃四〃 | 一三五 | 三四一 | 九五 | 五七一 | 一一、一二七 |
| 〃五〃 | 一三五 | 三四一 | 九五 | 五七一 | 一一、二二〇 |
| 〃六〃 | 一三五 | 三四一 | 九五 | 五七一 | 一一、八〇八 |
| 〃七〃 | 一三五 | 三三〇 | 九五 | 五五〇 | 一一、九九二 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 〃 | 一二八 | 三二〇 | 九二 | 五四〇 | 一二、〇〇七 |

| 耕地雑地面積 | 所有人員 |
|---|---|
| 五十町歩以上 | 一 |
| 十町歩以上 | 一五 |
| 五町歩以上 | 五 |
| 三町歩以上 | 二三 |
| 一町歩以上 | 九五 |
| 五反歩以上 | 九 |
| 一反歩以上 | 三八八 |
| 一反歩未満 | 一八二 |

第六目　土地所有の他町村関係（昭和九年四月一日現在）

本村民にて他町村に所有のもの

田　一五四・〇二九

畑　三〇八、三一七

宅地　七、三〇七
所有者　一六八名
他町村の者にして本村内に所有するもの
田　一、二九四、二二四
畑　八四、三〇一
宅地　四三、六二八
所有者　一一一名

第七目　主要農具調

| 種目 | 員数 | 單價(平均) |
|---|---|---|
| 石油発動機 | 一五台 | 二七〇円 |
| 電動機 | 三 | 六五 |
| 脱穀機(動力用) | 一 | 一二 |
| 籾摺機(〃) | 七 | 五〇 |
| 揚水機(〃) | 二 | 四〇 |

第八目　排水機及揚水機

(一)小坪排水機(個人経営)

一、所在地　大巻字四段割
二、据付年月　明治三十九年蒸気機関排水機設置昭和六年電力使用に改造
三、目的及其支配面積　低湿なる耕地開拓用面積四十三町歩
四、原動機
　電気モーター
　　馬力　十五馬力
五、揚水機　巻上喞筒
六、毎年使用日数　平均二十五晝夜以上
七、設置費
（明治三十九年蒸気機関排水機設置　三千八百五十五円）
　昭和六年電気モーター取替費　一千五百円
八、経営費
　イ、電気料　五百円　ロ、人夫賃　百二十円
九、据付後の成績　据付前は年々潴水の爲水腐し四十町歩に対し二百七十石内外の収量を得るの状態なりしも本機設置後平均一千石の増収を見るに至れり

(二)釜段
駒野新田排水機

一、所在地　駒野新田字苗代割
二、据付年月　明治四十二年四月
三、目的及其支配面積　低湿なる耕地開拓用面積一五八町歩
四、原動機
甲、蒸気機関
型式及台数馬力　直立凝縮式斜成汽機一台八十馬力
乙、蒸気機関
型式及台数気圧　コルニソン型一台常用気圧百二十封度
五、揚水機
單動式螺筒
型式及台数揚程　セントルフユガル式二台揚程五尺
六、毎年使用日数　平均二十晝夜
七、設置費
イ、機械費　八千八百円
ロ、地形及建築費　四千五百円
ハ、水路工事費　二千円
ニ、其他の費用　壹千参百七拾九円

総額　壹万六千六百七拾九圓

八、据付後の成績　据付前は年々水腐のため収量一段歩一石なりしも据付後二石を得るに至る

(三)笠郷村排水機

一、所在地　大巻字大割

二、据付年月　大正十二年六月

三、目的及其支配面積　低湿なる耕地千拓用三百五十七町歩

四、原動機

甲、蒸氣機関

型式台数及馬力　單流式横置型汽筒凝縮一台二百六十三馬力

乙、蒸氣機関

型式台数及氣壓　水管式陸上用石炭燃焼用一台常用氣壓二百封度

五、揚水機

遠心動翼筒

型式台数及揚程　横軸ツインタービン式二臺　實揚程十六呎―八呎迄

六、毎年使用日数　平均二十晝夜

七、設置費

イ、機械費　九万八千六百円　ロ、地形及建築費　九萬円

ハ、水路工事費　九千円

総額　拾九萬七千六百円

八、据付後の成績　段当り一石以上の増収を見る

九、経費賦課方法　経費は総て段別割として左の歩合を以てす

笠郷池邊村の拾萬円比

笠郷村六萬九千六十二円二十三銭　池邊村参萬九百三十七円七拾七銭

笠郷村池邊村段別比

笠郷村参百壹町七反　池邊村五拾四町参反

(四)大巻釜段排水機區排水機

一、所在地　海津郡高須町大字福岡字堤外

二、据付年月　明治四十四年四月

三、目的及面積　低湿なる耕地干拓用面積二百四十町歩

四、原動機

甲、蒸氣機関
　型式台数及馬力　直立二聯成注射冷汽機一台　實馬力百馬力
乙、蒸氣機関
　型式台数及氣壓　ランカシヤー一台常用氣壓百二十封度
五、揚水機
　單動式喞筒
　型式台数及揚程　セントフユガル式二台揚程五尺
六、毎年使用日数　平均二十五晝夜
七、設置費
　イ、機械費　壹万二千九百円　ロ、地形及建築費　九千円
　ハ、水路工事費　四千円　ニ、其他の費用　四千円
　総額　参萬円
以下は本村地内にありても他町村の耕地の排水をなすものなり
(五)城山戸田組合排水機
一、所在地　釜段字徳島
二、据付年月　大正四年七月

三、目的及其支配面積　低湿なる耕地干拓用面積七十町歩
四、原動機
吸入瓦斯発動機
型式台数馬力　磁電発火横置式一台馬力四十三馬力
五、揚水機
離心動喞筒
型式台数及揚程　離心動喞筒一台實揚程五尺
六、毎年使用日時数　平均二十書夜
七、設置費
イ、機械費　五千七百円　ロ、地形及建築費　九百五十円
ハ、水路工事費　百五拾円　ニ、其他の費用　二百円
総額　七千円

(六)三郷下池排水機
一、所在地　駒野新田
二、据付年月　昭和二年六月
三、目的及面積　低湿地干拓用一、二七一反五二二

四、原動機
　電動機
五、揚水機
　一〇〇馬力
六、設置費
　総額　拾壹万八千円
七、据付後の成績　反当り収穫二石六斗

(七)
十三、村落江排水機
一、所在地　駒野新田
二、据付年月　昭和八年五月
三、目的及其支配面積　低湿地千拓用六百二十町歩
四、原動機
　横型両吸込式卿筒電動機
五、設置費
　総額　拾三万圓
六、据付後の成績　反当り収穫高二石八斗

（以前は下池にして魚鳥の収益あるのみ）

## 第九目　耕地

本村は地勢上低湿地大部分を占め高きも海抜二米低きは一米内外にして稲田は霖雨豪雨に際會する度に或は堤防缺潰し或は湛水し一夜にして洋々たる海原と化し皆無の惨状を蒙ること屢々なりしを以て内務省は明治三十一年より三十六年の六ケ年に亘り木曽長良揖斐の三川分流工事を完成したり　此れにより堤防の缺潰は免るゝ事を得るに至れりと雖も尚降雨に際し堤内滞水数週に渉り甚だうざる減収を被りつゝありたり　本村は郡内最低地に位し此窮状を救済する事は関係者一同最も苦慮せし処なり　明治二十八年五月本村大巻山田貞策は此際奮然として試験的に大巻字高柳地内に於て水連式蒸汽機関の排水機を設置したり　其予期以上の良成績を収め本邦に於ける機械排水の第二位の古き歴史と實用的効果を確認せられ低湿地農業に一大革命を與へ爾来前表の如く排水機の設置を見現今にては収量増加日増しに其成績を挙ぐるに至れり　斯く排水機の完備と元来沃地なるため肥料も他に比し少量にして足るを以て農家は非常に幸福なりしも大正四年欧洲大戦以来米價の下落を續け再び農家は困却するに至る然れども現在に於ては多角形農業経営の實施を志ざすもの生産に販賣の研究を

なすもの多くの一毛田を二毛田となす事を研究するもの等続出し当局の指導により研究熱益々盛となり合理的経営のもとに農業を行はんとしつゝあり

〔一〕米麦作　本村の大部は米作にして生産米の移出により一家の生活を維持し其産額に於て本村生産額の首位を占む、麦作は一部の二毛田及畑地に於て行はるるのみ、然るに現今米價下落の状勢にては将來必ずしも楽観を許さざるの現況にして直接之が開発栽培の實地指導講習講話に立毛品評会に多収穫指導田及採種用水田の設置優良品種の普及に努ると共に一面農業組織の改善と相俟ちて米穀の増収に努めざるべからず

〔二〕園藝

一、果樹　本村に於ける主なる果樹は柿梅桃杷なれ共畑地少く其栽培面積は他作物に比し微々たるものにして只大部分自家に供するのみ未だ或小部を除く外販出するに至らず

二、蔬菜　本村畑地僅少なれども大巻根古地は稍畑地に富める地に於ては以前より之が栽培盛にして殊に右地以外に於ても沼地に於ける蓮根の栽培は「池邊蓮根」の名称のもとに相当名を附近に知られ之が販賣高は本村蔬菜中上位を占め年々栽培増加の傾向なり　其他四季通じて栽培する蔬菜は

家用に供する外大垣今尾高田方面に移出し相当の収益を挙げつつあり　尚土地砂地にして苗の仕立に好適し之が栽培早熟土なる故促成苗促成栽培品等の移出品として市場に於て名声あり　今後之が助長を計り多角形経営の一助となす可く非常に注目さるゝに至れり

第十目　地主小作の関係

(一)小作契約の締結　本村は古来主として口約束により小作契約の締結をなせり　従って現今に於ても殆んど相互協議により約束し正式に文書を交換して約束するものの如き僅少なり　明治の初年にありては小作者は地主に文書を挿入し之に依りて小作契約を締結したることもありしが現今にては其効力もなく又新に証書契約をなすが如きことなし

(二)小作契約期間　以前は小作請求証書に凡五年七年十年と定め最初契約せしものの如きも期間満了するも地主は更新又は土地返還を要求せず従って契約は初め期間を定められしも期間は自然的に延期せられ来れり　又小作地売買行はるゝも従前通り慣習に基き引続き小作として耕作し事新しく期間を定むるが如き事なくして今日に及べり

(三)小作料　現在の小作料は一定の標準によりて定められたるものにあらず

只古來よりの慣習にして一反歩に付一石四斗を最高とし順次土地に應じて其等差を附し今日に及べり、普通の掟米小作料は收穫の約半を原則としたり、然れども今日に於ては昔時と土地の狀態を異にするを以て之が改善を計る必要あり

〔四〕小作料納入　小作料は本來其年を限りて納入する慣習にして即ち旧暦十二月末を以て皆納するを本体とす、小作人は必ず地主の家に持參して所定の米穀檢査を受け其上にて地主の倉庫へ運搬する定めなりき、然るに近時産業組合二ヶ所に組織せられ農業倉庫業法に依る農業倉庫設立せられ小作人は何れも小作米を農業倉庫に持參し移出米檢査を受け引換に入庫票を受取り其を地主の家に持參して勘定をなす

地主は本村地主會に於て年々決定したる賞與を支給す　其標準左の如し

一等米　七十錢　二等米　五十錢　三等米　三十錢　四等米　十錢

俵裝の優良なるもの　五錢　等外　罰米二升を徵收

〔五〕小作料滯納　小作料は其年十二月末日を限り納入するを以て原則となすは前述の如くなるも不作の爲飯米の少き時又は家庭經濟上より小作人地主へ小作料の延納を願ひ出づる時は之を許して延納し翌年納入の際勘定せしも延納利子は普通一割とす

〔六〕耕地整理の小作慣行に及ぼす影響　耕地整理をなしたる爲に從來小作慣行には大したる影響無く只一部に於て小作料を増徴したるに止る

〔七〕小作契約と登記及小作地に対する制限　前述の如く本村にて小作契約は四、五十年前文書に依りて契約せしことありしも以來文書に依る契約殆ど無く口約契約にして登記契約等なし又小作地に対する制限等も大体小作人の自由にして著しき土地の區劃を変ずるか田を畑に畑を田に又は畑を宅地に変ずる如き場合には地主の承諾を受けて實施す

〔八〕小作爭議　以上数行に亘りて小作料に関する慣習を示せしが從來地主小作共に之を遵守せり然るに欧洲大戰の結果輸入されし平等思想は從來の慣習を打破せんとして小作爭議の形として現はれたり　元來本爭議は小作人の本心より出でしものにあらず都市に於ける労働爭議の余波を受けて更に田舎に來りし一部煽動者無智なる農民を騒がせ其□□□□□□□□□目的より起りしまうなり　我國に於ては大正九年十月頃の財界の□□□□□□□所に起り大正十二年頃には本縣揖斐郡に次で大正十三年には遂に本村に□□起れり　年を過ぐるに從ひ地主小作感情の問題となり遂には小作料の減額を外にして種々の情實をも排斥せんとする迄に至れり　斯くて平和なる本村も益々悪化するに至れり　然

るに此困難に際して組織されし田中内閣の施政方針時宜に適したるため地主小作の互譲の精神より追々小作問題も無事円満に解決せらるゝに至れり　本村も昭和四年頃より愈々争議園の手を離れて地主小作共に相互協議して小作料を決定し円満に事を解決せられ暗雲晴れて始めて更正の道に向ふに至れり

## 第十一目　農家の生活

本村は本郡の南東部に位して人心頗る純朴にして生活も簡單なりき　白米等を常食とするものゝ如きは至つて稀にして年々打続く凶作にもよく耐え其日の生活を楽しめり　然るに明治聖代に至り外国の文物輸入せられ文化の程度進むに従ひ生活の一新を來し加ふるに文明の利器たる排水機村内各所に設置せらるるに至り全く水害の難を免れ得たるを以て経済的に恵れ来り敬神崇祖の念も深くなり氏神の祭典祖先の供養等も盛大に行ひ敬神崇祖の念一層村民に厚くなり一家は勿論一村平和の気分満ち満ち各々業に精勵し其の日其の日の生活を欧歌するに至れり　越えて大正三年欧洲の大戰起るや我国の物資は遠く交戰国に輸出せられ我国は世界に於ける戰争の大成金国となり国内一般好景気となり物價は鰻上りに昇騰し米薪の價も暴騰せり　爲に□□□□し本村□□□□□に生活程度向上し勤倹の美風を失はんとするに至れり　偶大正九年金融界の□□によ

り好景気は全く一夜の夢と化し不景気襲来せし爲生活の安定も敢くに至れり此時に当り外来思想なる共産主義民本主義の思想は漸次本村内にも入り来り遂に小作爭議の形にて現はれたり。一度小作問題勃発するや單なる小作料の減額のみならず思想上に大なる悪影響を及ぼし日本精神の根本たる忠孝の念も薄らぐに至る即ち敬神崇祖の念長上を敬ふの態度漸次失はれ悪平等思想盛となり憂ふべき状態なりき。然るに本村民の自覚と当局者の指導宣しきを得たるとにより昭和の御代に至りて追々改善せられ堅實なる生活を営み思想も穏健となれり現在に於ては農村の人々何れも自己の職分を楽しみ日々眞面目に働き一同神仏の加護を喜び昔に返りて一層神仏を敬し祖先を大切にし初めて農村の光明を認むるに至れり

## 第十二目　耕種生産額

### 一　米麦

| 年度 | 米 作付反別 | 米 収穫高 | 米 價額 | 麦 作付反別 | 麦 収穫高 | 麦 價額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 五、七四四反 | □□□□□石 | □□□□□□六円 | 二三六反 | 四三〇石 | 三、六七七円 |
| 〃二〃 | 五、七三〇 | □□□□□ | □□□□□□〇 | 二二〇 | 四八七 | 四、六二二 |
| 〃三〃 | 五、七三三 | 一六、一五八 | 三〇五、一三八 | 二一七 | 四六四 | 五、一二三 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃四〃 | 五、七三八 | 一一、四五八 | 二一、六二七一 | 二三〇 | 四五三 | 六、一八五 |
| 〃五〃 | 六、一六二 | 一四、七八八 | 二八、八三六六 | 二二七 | 四九一 | 四、三五四 |
| 〃六〃 | 六、一六二 | 一一、一六四 | 一九、一五七八 | 二三〇 | 三九三 | 二、四四三 |
| 〃七〃 | 六、一七五 | 一四、一六六 | 三一、二七三七 | 二三〇 | 四四三 | 二、五〇九 |
| 〃八〃 | 六、〇九九 | 一四、三〇七 | 三一、八九一一 | 二五七 | 四三〇 | 三、〇四〇 |

## (二) 食用農作物

### 第一表

| 年次 | 大豆 | | 小豆 | | 粟 | | 稗 | | 蕎麦 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 価額 | 数量 | 価額 | 数量 | 価額 | 数量 | 価額 | 数量 | 価額 |
| 昭和元年度 | 一〇八石 | 二、一六〇円 | 二石 | 六〇円 | 一石 | 四〇円 | 六石 | 四二円 | 六〇石 | 一、三八〇円 |
| 〃二〃 | 一一六 | 二、〇八八 | 二一 | 六三〇 | 一〇 | 二五〇 | 七 | 五六 | 七四 | 一、八五〇 |
| 〃三〃 | 一一二 | 一、五六八 | 二四 | 四〇八 | 八 | 二二四 | 四 | 三二 | 五四 | 一、一八八 |
| 〃四〃 | 一〇五 | 一、四七〇 | 八八 | 二七〇 | 一二 | 三二四 | | | 四九 | 一、〇七八 |
| 〃五〃 | 一〇五 | 一、四七〇 | 一〇 | 二七〇 | 一二 | 三二四 | | | 四九 | 一、〇七八 |
| 〃六〃 | 一〇五 | 二、二六五 | 一八 | 二七〇 | 一二 | 一八〇 | | | 四九 | 六三〇 |
| 〃七〃 | 九七 | 一、二八三 | 二〇 | 三七九 | 八 | 九〇 | | | 四二 | 五四六 |

| 〃八〃 | 六九 | 八四二 | 一六 | 三七六 | 五 | 五二 | 二 | 一一 | 四一 | 四八三 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

第二表

| 年次 | 玉蜀黍 | | 蕎麦 | | 甘藷 | | 馬鈴薯 | | 價格計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價格 | 数量 | 價格 | 数量 | 價格 | 数量 | 價格 | |
| 昭和元年度 | 四二石 | 五〇四円 | 一九石 | 三八〇円 | 一、四五〇〆 | 二四〇円 | 四、五〇〇〆 | 一、二六〇円 | 七、〇六〇円 |
| 〃二〃 | 三〇 | 三九〇 | 一七 | 三四〇 | 二、四五〇 | 三六七 | 七、五〇〇 | 九七五 | 七、〇四六 |
| 〃三〃 | 二〇 | 三〇〇 | 一三 | 二六〇 | 二、〇〇〇 | 五一〇 | 七、〇〇〇 | 九一〇 | 五、四〇〇 |
| 〃四〃 | 一九 | 二八五 | 六 | 一二六 | 二、九〇〇 | 六六三 | 八、四〇〇 | 一、〇九二 | 五、三〇八 |
| 〃五〃 | 一九 | 二八五 | 六 | 一二六 | 二、九〇〇 | 六六三 | 八、四〇〇 | 一、〇九二 | 五、三〇八 |
| 〃六〃 | 一九 | 二四七 | 六 | 一〇八 | 二、九〇〇 | 三一三 | 八、四〇〇 | 八四〇 | 三、九五二 |
| 〃七〃 | 二二 | 二一二 | 四 | 七三 | 二、九五〇 | 三九五 | 九、三〇〇 | 一、〇二三 | 三、九七一 |
| 〃八〃 | 二〇 | 一七六 | 四 | 三七 | 二、六七三 | 二六七 | 八、三六五 | 八二六 | 二、九八〇 |

(三) 蔬菜

第一表

| 年次 | 豌豆 | | 蚕豆 | | 菜豆 | | 胡瓜 | | 越瓜 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 |
| 昭和元年度 | 七石 | 一四四円 | 一〇〇石 | 二、〇〇〇円 | 、石 | 、円 | 三、〇〇〇〆 | 五四〇円 | 九〇〇〆 | 二二五円 |

第二表

| 年次 | 南瓜 | | 西瓜 | | 甜瓜 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 |
| 昭和元年度 | 二六、六四〇 kg | 五、三二八 円 | 五六〇 kg | 一六八 円 | 一、三〇〇 kg | 三九〇 円 |
| 〃二〃 | 二三、八〇〇 | 四、七六〇 | 七五〇 | 二〇二 | 一、〇四〇 | 三一二 |
| 〃三〃 | 二三、八〇〇 | 四、七六〇 | 一、三六〇 | 一六七 | 一、〇四〇 | 二九一 |
| 〃四〃 | 二三、八〇〇 | 四、七六〇 | 一、五三〇 | 四二八 | 一、〇四〇 | 二九一 |
| 〃五〃 | 二三、八〇〇 | 四、七八〇 | 一、八〇〇 | 三六七 | 一、〇四〇 | 二八〇 |
| 〃六〃 | 二五、五〇〇 | 三、五七〇 | 一、六〇〇 | 三九六 | 一、〇四〇 | 二〇八 |
| 〃七〃 | 二四、〇〇〇 | 二、五五〇 | 一、八〇〇 | 二八八 | 九二〇 | 一五四 |
| 〃八〃 | 九六 | 六九 | 一四 | 一 | 八 | 六九〇 |
| 〃二〃 | 六 | 九六 | 一三 | 一 | 七 | 一一九 |
| 〃三〃 | 六 | 九〇 | 一八〇〇 | 二七〇 | 六〇〇 | 一八一 |
| 〃四〃 | 五 | 七五 | 一、〇七八 | 二七〇 | 六〇〇 | 一八〇 |
| 〃五〃 | 五 | 六五 | 一 | 八二〇 | 六〇〇 | 一五〇 |
| 〃六〃 | 七 | 一一九 | 一 | 一八 | 一、〇〇〇 | 二〇〇 |
| 〃七〃 | 八 | 一〇四 | 一 | 一三 | 一、〇〇〇 | 一八〇 |
| 〃八〃 | 八 | 九六 | 一 | 一四 | 六〇〇 | 一〇二 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 〃八〃 | 二三、四〇〇 | 二、八〇八 | 一、八〇〇 | 三二四 | 九一〇 | 一五四 |

第三表

| 年次 | 茄子 | | 生大根 | | 切干大根 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 |
| 昭和元年度 | 二四、〇〇〇 | 三、六〇〇円 | 六六、〇〇〇 | 九、五〇〇円 | 五〇 | 一二〇円 |
| 〃二〃 | 二七、〇〇〇 | 二、七〇〇 | 六六、一二〇 | 一〇、五七九 | 二八〇 | 一九六 |
| 〃三〃 | 二四、〇〇〇 | 二、四〇〇 | 六六、一二〇 | 九、二五六 | 二八〇 | 一九六 |
| 〃四〃 | 二一、六〇〇 | 二、一六〇 | 六三、八〇〇 | 八、二九〇 | 二五〇 | 一九六 |
| 〃五〃 | 二一、六〇〇 | 一、〇八〇 | 六三、八〇〇 | 八、二九〇 | 二五〇 | 一五〇 |
| 〃六〃 | 二一、六〇〇 | 六四八 | 六三、八〇〇 | 五、一〇四 | 二五〇 | 一五〇 |
| 〃七〃 | 二二、〇五〇 | 二、二〇〇 | 六六、〇〇〇 | 三、三〇〇 | 三〇〇 | 一三二 |
| 〃八〃 | 二二、五〇〇 | 二、二五〇 | 六六、六〇〇 | 三、三〇〇 | 三三〇 | 一三二 |

第四表

| 年次 | 蕪菁 | | 人参 | | 牛蒡 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 |
| 昭和元年度 | 六、二五〇 | 一、八七五円 | 一、五〇〇 | 六〇〇円 | 四、二〇〇 | 一、四七〇円 |
| 〃二〃 | 八、一二〇 | 二、〇三〇 | 二、〇四〇 | 八七七 | 五、〇四〇 | 一、八九〇 |
| 〃三〃 | 八、一二〇 | 二、六二四 | 二、〇四〇 | 八一六 | 五、〇四〇 | 一、八九〇 |

第五表

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃四〃 | 六、〇〇〇 | 一、〇八〇 | 二、〇〇〇 | 七六〇 | 四、〇〇〇 | 一、二〇〇 | | |
| 〃五〃 | 六、〇〇〇 | 一、〇八〇 | 二、〇〇〇 | 七六〇 | 四、〇〇〇 | 一、二〇〇 | | |
| 〃六〃 | 六、〇〇〇 | 四八〇 | 二、〇〇〇 | 五〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、三〇〇 | | |
| 〃七〃 | 一〇、二五〇 | 七一七 | 三、三三〇 | 七九三 | 四、一六〇 | 一、〇八〇 | | |
| 〃八〃 | 一〇、二五〇 | 七一七 | 三、九九〇 | 六二八 | 四、一四〇 | 一、八六九 | | |

第六表

| 年次 | 里芋 | | 蓮根 | | 葱 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | | |
| 昭和元年度 | 六、〇〇〇㎏ | 一、〇二〇〇円 | 二四、二〇〇㎏ | 一五、七三〇円 | 八、一〇〇㎏ | 一、〇二五円 | | |
| 〃二〃 | 七〇、五〇〇 | 一〇、五七〇 | 二八、七五〇 | 一七、二三〇 | 七、九九〇 | 一、五九八 | | |
| 〃三〃 | 七〇、五〇〇 | 一四、一〇〇 | 三四、五〇〇 | 二〇、七〇〇 | 七、九九〇 | 一、五九八 | | |
| 〃四〃 | 七二、〇〇〇 | 一五、八四〇 | 四三、七五〇 | 二四、〇六二 | 八、五〇〇 | 一、七〇〇 | | |
| 〃五〃 | 七〇、八七五 | 一五、五九二 | 四三、七五〇 | 二四、〇六二 | 八、五〇〇 | 一、七〇〇 | | |
| 〃六〃 | 七〇、八七五 | 一四、一七五 | 四三、七五〇 | 一九、一八七 | 八、五〇〇 | 一、五三〇 | | |
| 〃七〃 | 七二、〇〇〇 | 一一、五二〇 | 四二、九〇〇 | 一四、五七〇 | 九、〇〇〇 | 一、七一〇 | | |
| 〃八〃 | 七四、九二〇 | 一〇、四八七 | 四五、五四〇 | 一三、二〇七 | 一二、〇〇〇 | 二、〇五七 | | |

## (四) 果樹

第一表

| 年次 | 蕃茄 | | 甘藍 | | 漬菜 | | 蔬菜價額総計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | |
| 昭和元年度 | 三八〇貫 | 一五二円 | 四四〇貫 | 二二〇円 | 二、一〇〇貫 | 三一五円 | 五四、五九八円 |
| 〃二 | 二五〇 | 一〇〇 | 四六〇 | 二〇七 | 二、四〇〇 | 四八〇 | 五五、二八九 |
| 〃三 | 二五〇 | 一〇〇 | 六九〇 | 三一〇 | 二、〇〇〇 | 四二〇 | 六〇、一七二 |
| 〃四 | 二〇〇 | 六〇 | 五四〇 | 一八九 | 一、一九〇 | 二一〇 | 六二、八二九 |
| 〃五 | 二〇〇 | 六〇 | 五四〇 | 一八九 | 一、一九〇 | 二一四 | 五九、七八九 |
| 〃六 | 二〇〇 | 六〇 | 五四〇 | 一〇八 | 一、一九〇 | 一四二 | 四八、二二三 |
| 〃七 | 二二〇 | 五〇 | 一、〇〇〇 | 一三六 | 一、七五〇 | 一四〇 | 四一、三一四 |
| 〃八 | 二四〇 | 四八 | 一、四四〇 | 一一五 | 一、七五〇 | 一二三 | 三八、五一二 |

| 年次 | 蜜柑 | | ネーブル、オレンヂ | | 夏蜜柑 | | 其他柑橘類 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 |
| 昭和元年度 | 二一九貫 | 一三一円 | 二〇貫 | 一四円 | 一二〇貫 | 五六円 | 一四貫 | 四二円 |
| 〃二〃 | 三、一五〇 | 六三〇 | 一九 | 一三 | 一〇五 | 四二 | 三五 | 一七 |
| 〃三〃 | 二〇〇 | 五〇 | 一九 | 一五 | 一〇〇 | 四〇 | 四〇 | 二〇 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃四〃 | 二五〇 | 五七 | 一 | 一 | 一二五 | 四三 | 四四 | 二九 |
| 〃五〃 | 六〇〇 | 二一〇 | 一 | 一 | 一〇二 | 三七 | 四〇 | 一六 |
| 〃六〃 | 六二〇 | 一五五 | 一 | 一 | 一一二 | 六七 | 四〇 | 二〇 |
| 〃七〃 | 六二〇 | 一五七 | 一 | 一 | 一一二 | 五一 | 四〇 | 一八 |
| 〃八〃 | 六六三 | 一三九 | 一 | 一 | 一一二 | 五六 | 四〇 | 一八 |

第二表

| 年次 | 梅 | | 桃 | | 枇杷 | | 梨 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 |
| 昭和元年度 | 八石 | 一九二円 | 二〇 | 八円 | 七〇 | 三五円 | 三五〇 | 一五〇円 |
| 〃二〃 | 六 | 一〇八 | 二四 | 七 | 五〇 | 二〇 | 二五〇 | 一〇五 |
| 〃三〃 | 六 | 七八 | 三二 | 八 | 八五 | 二九 | 一五〇 | 一二五 |
| 〃四〃 | 六 | 八一 | 三二 | 八 | 八七 | 三〇 | 一四〇 | 四九 |
| 〃五〃 | 五 | 八五 | 三二 | 八 | 八五 | 二九 | 一四〇 | 四九 |
| 〃六〃 | 五 | 七〇 | 三〇 | 一二 | 九三 | 三七 | 一四〇 | 四六 |
| 〃七〃 | 一七 | 一七一 | 五〇 | 二〇 | 一〇三 | 三五七 | 一四〇 | 四四 |
| 〃八〃 | 一八 | 二一三 | 四九 | 一七 | 一一二 | 三六九 | 一三〇 | 三二 |

第三表

| 年次 | 生柿 | | 干柿 | | 葡萄 | | 無花果 | | 果樹價額總計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | |
| 昭和元年度 | 七五〇 | 四五〇円 | | 円 | 三〇 | 四二円 | 一、四四〇 | 五七六円 | 一、八三六円 |
| 〃二〃 | 七〇〇 | 四九〇 | 一 | 「 | 二八 | 三三 | 九〇〇 | 三一五 | 一、九〇〇 |
| 〃三〃 | 六五〇 | 三二五 | 一 | 一 | 三五 | 二八 | 一、〇〇〇 | 三三〇 | 一、〇二八 |
| 〃四〃 | 八四〇 | 三七八 | 一 | 一 | 七〇 | 八四 | 一、〇四〇 | 二六〇 | 一、〇〇九 |
| 〃五〃 | 九〇〇 | 三九七 | 一 | 一 | 七五 | 八八 | 一、〇四〇 | 二六〇 | 一、一七九 |
| 〃六〃 | 九〇〇 | 三六〇 | 一 | 一 | 七七 | 八八 | 一、〇五〇 | 二三一 | 一、〇八六 |
| 〃七〃 | 一、〇〇〇 | 二八〇 | 一 | 一 | 八〇 | 三六 | 一、〇六〇 | 二五四 | 一、三九三 |
| 〃八〃 | 一、五〇〇 | 四三〇 | 一 | 一 | 九〇 | 三六 | 一、一一〇 | 二六六 | 一、五七六 |

(五) 緑肥用作物

| 年次 | 紫雲英 | | 青刈大豆 | | その他 | | 價額計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | 数量 | 價額 | |
| 昭和元年度 | 一 | 一円 | 一 | 一円 | 一 | 一円 | 一円 |
| 〃二〃 | 一六、二五〇 | 四八七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四八七 |
| 〃三〃 | 一三、二〇〇 | 三九六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三九六 |
| 〃四〃 | 一二、八六〇 | 四一五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四一五 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃五〃 | 一一、六〇〇 | 三二四 | — | — | — | — | 三二四 |
| 〃六〃 | 一一六〇〇 | 二〇八 | 〃 | — | — | — | 二〇八 |
| 〃七〃 | 一一六〇〇 | 二〇八 | — | — | — | — | 二〇八 |
| 〃八〃 | 四九、〇〇〇 | 四、四一〇 | 九六〇 | 八六 | 三六〇〇 | 三二四 | 四、八二〇 |

## 第三節　養蚕業

### 第一項　本村の養蚕

本村の養蚕は其起原詳かならざれども神代の末美濃地方に入りたる如く郡志に見え且つ本郡は不破郡を通じて移入されたるものゝ如し　斯る経路により中古頃盛なりし養蚕も騒乱相継ぎたると幕府の質素勤倹令と綿織の影響を受け本郡に於ても一頓挫を來したるやに考へらる　故に本村に於ける養蚕は相当遠き歴史を有するものならん　然るに本村に於て斯業の経済的生産経営は未だ近く幕末より明治初年頃漸く盛となりたるものと信ず　現今に於ては後述の如く養蚕組合を設立し技術員を入れ講習に講話に当局の實地指導と相俟って栽桑飼育の研究をなし販賣の統制により合理的生産と販賣の實を挙ぐるに至りたるも近年繭價下落せしにより本村養蚕業の一の苦境と云ふべきにして目下之が更生の最大努力をなしつゝあり

# 第二項　産繭と桑樹

## 第一目　桑園

| 年次 | 根刈反別 | 中刈反別 | 高刈反別 | 立通反別 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 三三反 | 五五反 | 四三反 | 九反 | 一四〇反 |
| 〃二〃 | 四八 | 六五 | 五五 | 九 | 二七七 |
| 〃三〃 | 五〇 | 六五 | 五二 | 八 | 一七六 |
| 〃四〃 | 五二 | 六八 | 五〇 | 六 | 一七七 |
| 〃五〃 | 一〇〇 | 一二〇 | 一〇三 | 一〇 | 三三三 |
| 〃六〃 | 九八 | 一一八 | 九五 | 一四 | 三二五 |
| 〃七〃 | 九八 | 一一八 | 九五 | 一四 | 三二五 |
| 〃八〃 | 九六 | 一一二 | 九五 | 一三 | 三一六 |

## 第二目　春蚕

| 年次 | 飼育戸数 | 掃立枚数 | 収繭量 上蔟 | 玉蔟 | 屑蔟 | 計 | 同上価額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 二五〇戸 | 七八九枚 | 三、五二〇㎏ | 三一七㎏ | 一一八㎏ | 三、九五五㎏ | 五五、七九〇円 |
| 〃二〃 | 二五七 | 八一〇枚 | 四、九二七 | 三九三 | 一一八 | 五、四三八 | 三八、三二〇 |

## 第三目　夏秋蚕

| 年次 | 飼育戸数 | 掃立枚数 | 収繭量 上繭 | 玉繭 | 屑繭 | 計 | 同上価額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 一戸 | 一枚 | 一kg | 一kg | 一kg | 一kg | 一円 |
| 〃二〃 | 二二〇 | 七四〇枚 | 二、一九〇 | 二二〇 | 七三 | 二、四八三 | 一、六八四一 |
| 〃三〃 | 二二五 | 七四五枚 | 二、四五八 | 一八六 | 七四 | 二、七一八 | 九、七三三 |
| 〃四〃 | 二八二 | 九八〇枚 | 四、八九六 | 六一一 | 一三四 | 五、八四一 | 五、五九五 |
| 〃五〃 | 一三八 | 二六二枚 | 一、四五〇 | 一四〇 | 一一五 | 一、七〇五 | 三、〇三四 |
| 〃六〃 | 一二〇 | 二三七枚 | 一、三〇〇 | 一三五 | 九五 | 一、五二〇 | 四、二一二 |
| 〃七〃 | 一五九 | 三、五〇三瓦 | 一、五九〇 | 一九〇 | 一九 | 二、六八九 | 七、五四〇 |
| 〃八〃 | 一六二 | 三、五一五瓦 | 一、五八三 | 一九六 | 一〇 | 一、六八九 | 五、三九〇 |
| 〃三〃 | 二七〇 | 八二〇枚 | 四七三四 | 四〇七 | 一二二 | 五二六三 | 二二、九二七 |
| 〃四〃 | 二七一 | 九一五枚 | 四、九七〇 | 四〇五 | 一三四 | 五五〇九 | 二八、一六二 |
| 〃五〃 | 二九四 | 九三三枚 | 五、五九二 | 五一六 | 二一五 | 六、三二二 | 二二、一三三 |
| 〃六〃 | 二九三 | 九四〇枚 | 五、六九五 | 五三二 | 二三三 | 六、四六〇 | 二八、一九四 |
| 〃七〃 | 二八七 | 八、〇〇〇瓦 | 三、七七〇 | 三一〇 | 一一〇 | 四、一九〇 | 二九、七二八 |
| 〃八〃 | 三〇八 | 一六、〇〇〇瓦 | 九、〇一〇 | 七二〇 | 二四二 | 九、九七二 | 五七、四一三 |

第四目　桑苗

| 年次 | 生産数 | 苗木類 実生 | 苗木類 接木 | 苗木類 計 | 價額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 四〇戸 | 八、〇〇〇本 | 九、五〇〇本 | 一七、五〇〇本 | 三〇円 |
| 〃二〃 | 四〇 | 八、〇〇〇 | 九、五〇〇 | 一七、五〇〇 | 一三〇 |
| 〃三〃 | 四五 | 九、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 一四、五〇〇 | 一三五 |
| 〃四〃 | 三八 | 一〇、〇〇〇 | 二、五〇〇 | 一二、五〇〇 | 四〇 |
| 〃五〃 | 四〇 | 一〇、〇〇〇 | 二、八〇〇 | 一二、八〇〇 | 三一 |
| 〃六〃 | 三五 | 八、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 二三 |
| 〃七〃 | 三五 | 八、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 二三 |
| 〃八〃 | 三五 | 八、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 二三 |

## 第四節　畜産業

### 第一項　本村の畜産

本村の畜産飼育の歴史は相当古きものの如くなるも其の飼養数は極めて遅々として増加せず　殊に牛馬の飼育は農家戸数に比して少数なり　然れども先年来豚養鶏の飼育は相当盛となり現在に於ては一見専業養鶏家の如く見らるるものあるに至れり、兎に角未だ養畜に対し研究不充分なりとし牛の飼育者に対し村

農會より補助金を與へて奨励し將来少くとも農家一戸当一頭宛を飼育せんとの計畫中なり

## 第二項　養畜現在及生産高

### 第一目　牛

| 年次 | 飼養戸数 | 年末現在頭数 | | | | | | | 生産 | | 斃死 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 満二年以上 | | | 満二年未満 | | | | | | | | |
| | | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | |
| 昭和元年度 | 二八戸 | 五頭 | 一九頭 | 二四頭 | 一頭 | 四頭 | 五頭 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 | 一頭 | |
| 〃二〃 | 二〇 | 九 | 七 | 一六 | 七 | 七 | 一四 | | 五 | 二 | 一 | 一 | |
| 〃三〃 | 一九 | 二 | 一七 | 一九 | 一 | 一 | 一 | | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 〃四〃 | 二四 | 一 | 一九 | 一九 | 一 | 五 | 五 | | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 〃五〃 | 二〇 | 二 | 一二 | 一四 | 一 | 五 | 六 | | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 〃六〃 | 二六 | 二 | 二二 | 二四 | 一 | 一 | 二 | | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 〃七〃 | 二六 | 二 | 二四 | 二六 | 一 | 一 | 一 | | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 〃八〃 | 二四 | 一 | 二四 | 二四 | 一 | 一 | 一 | | 一 | 一 | 三 | 一 | |

### 第二目　馬

| 年次 | 飼養戸数 | 年末現在頭数 | | | | | | | 生産 | | 斃死 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 明二文以上 | | | 当歳 | | | | | | | | |
| | | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

第三目　豚

| 年次 | 飼養戸数 | 年末現在頭数 | | | | | | 生産 | | | 斃死 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 十ヶ月以上 | | | 十ヶ月未満 | | | | | | | | |
| | | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | | 牝 | 牡 | 計 |
| 昭和元年度 | 五〇戸 | 五〇頭 | 一二頭 | 六二頭 | 三五頭 | 三〇頭 | 六五頭 | 一〇八頭 | 七四頭 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |
| 〃二〃 | 二九 | 一五 | 三 | 一八 | 一九 | 八 | 二七 | 八五 | 八四 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |
| 〃三〃 | 二六 | 一四 | 三 | 一七 | 一七 | 七 | 二四 | 四三 | 三五 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |
| 〃四〃 | 三一 | 一八 | 四 | 二二 | 二五 | 六 | 三一 | 四五 | 三三 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |
| 〃五〃 | 二七 | 一二 | 一三 | 二五 | 一五 | 二八 | 四三 | 一 | 一 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |
| 〃六〃 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |
| 〃七〃 | 一一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |
| 〃八〃 | 一〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | 一頭 | 一頭 | 一頭 |

第五目　家禽

第四目　家兎

| 年次 | 年末現在 | | | 生産 | | | 價額 | 斃死 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 牝 | 牡 | 計 | 牝 | 牡 | 計 | | 牝 | 牡 | 計 |
| | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 円 | 頭 | 頭 | 頭 |
| 昭和五年度 | | | | | | | | | | |
| 〃二〃 | | | | | | | | | | |
| 〃三〃 | 四八〇 | 三六〇 | 八四〇 | 二五〇 | 三六〇 | 五一〇 | 七六 | 六〇 | 三〇 | 九〇 |
| 〃四〃 | 四四五 | 三五〇 | 七九五 | 二八〇 | 三〇〇 | 五八〇 | 七一 | 五〇 | 三五 | 八五 |
| 〃五〃 | 四四六 | 三五〇 | 七九六 | 二六〇 | 三〇四 | 五六四 | 四五五 | 四八 | 三九 | 八七 |
| 〃六〃 | 一五〇 | 一二〇 | 二七〇 | 八〇 | 一一〇 | 一九〇 | 九五 | 三〇 | 二五 | 五五 |
| 〃七〃 | 一五〇 | 一二〇 | 二七〇 | 八〇 | 一一〇 | 一九〇 | 九五 | 三〇 | 二五 | 五五 |
| 〃八〃 | 七七 | 七六 | 一五三 | 二六九 | 一三五 | 四〇四 | 七〇 | 四〇 | 一九 | 五九 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃六〃 | 一七 | 一一 | 二七 | 三八 | 二 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 〃七〃 | 三三 | 三九 | 三三 | 七一 | 一〇 | 七 | 一七 | 六〇 | 五〇 | 二八 | 一五 | 四三 | 一 | 一 | 一 |
| 〃八〃 | 一三 | 一七 | 四 | 二一 | 五 | 一 | 六 | 一一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四六 | 四二 | 八八 |
| | | | | | | | | | | | | | 二 | 二 | |

第一表

| 年次 | 飼育戸数 | 成鶏 雌 | 成鶏 雄 | 成鶏 計 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 四〇七戸 | 一、三五〇羽 | 六〇〇羽 | 一、九五〇羽 |
| 〃二〃 | 四六〇 | 二、三〇〇 | 四八〇 | 二、七八〇 |
| 〃三〃 | 三四二 | 一、九八四 | 二九一 | 二、二七五 |
| 〃四〃 | 二六七 | 二、三五一 | 二六四 | 二、六一五 |
| 〃五〃 | 三六〇 | 二、二八三 | 二五六 | 二、五三九 |
| 〃六〃 | 三六七 | 二、四八五 | 二八五 | 二、七七〇 |
| 〃七〃 | 三八四 | 二、七六五 | 四二〇 | 三、一八五 |
| 〃八〃 | 三九八 | 二、九八七 | 五六二 | 三、五四九 |

第二表

| 年次 | 雛 | 合計 | 産卵 数量 | 産卵 價額 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 一、二〇〇羽 | 三、一五〇羽 | 三一〇、〇〇〇個 | 八四〇〇円 |
| 〃二〃 | 一、三〇〇 | 四、〇八〇 | 三二二、〇〇〇 | 一〇、二二五 |
| 〃三〃 | 一、三六八 | 三、六四三 | 一九八、四〇〇 | 六、九四四 |
| 〃四〃 | 一、九九九 | 四、六一四 | 三二六、六七五 | 九、八〇〇 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃五〃 | 一、八五八 | 四、三九七 | 三〇〇、六五三 | 九〇一九 | | |
| 〃六〃 | 一、九五〇 | 四七二〇 | 二九八、二〇〇 | 八、九四六 | | |
| 〃七〃 | 一、九四三 | 五、一二八 | 五一二、八二〇 | 七、六九一 | | |
| 〃八〃 | 一、九九〇 | 五、五三九 | 五六七、五三〇 | 一一、三五〇 | | |

## 第六目　鷲

| 年次 | 飼養戸数 | 成鷲 | | | 雛 | 産卵数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 雌 | 雄 | 計 | | |
| 昭和元年度 | 二戸 | 一五羽 | 一〇羽 | 二五羽 | 三五羽 | 一、二〇〇個 |
| 〃二〃 | 二 | 一八 | 一〇 | 二八 | 三〇 | 二、一六〇 |
| 〃三〃 | 二 | 二三 | 一 | 二四 | 四二 | 五〇〇 |
| 〃四〃 | 二 | 二六 | 一 | 二七 | 一 | 七二〇 |
| 〃五〃 | 二 | 二四 | 一 | 二五 | 一 | 七〇〇 |
| 〃六〃 | 二 | 二三 | 二 | 二五 | 一 | 三〇〇 |
| 〃七〃 | 二 | 三〇 | 三 | 三三 | 一 | 三五〇 |
| 〃八〃 | 二 | 三一 | 三 | 三四 | 二五 | 三五六 |

## 第五節　水産業

## 第一項　本村の水産

本村に於ける水産は本郡唯一の天然的地勢よりして自然産魚族に富み古来相当の産額を挙げ来りたるも近年乱獲の結果年と共に減少の傾向を有するに至りたるを以て養魚地を設け禁漁時期を定め他地方よりの漁獲浸入を防止する方策を定むる等百方保護に努めたる結果近来漁獲高の増加を見るべきものを有するに至るは喜ぶべきことなり　將来之が保護を一層加へ生産高の向上に大に努めつゝあり

## 第二項　漁獲高

漁獲高表

| 年次＼魚類 | 鱒 | 鯉 | 鰻 | 鯰 | 鮒 | 其他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和元年度 | 一一〆 | 一八〇〆 | 二四〇〆 | 二〇〆 | 一、五〇〇〆 | 二〇〆 | 一、九七一〆 |
| | 六六円 | 五〇四円 | 一、二〇〇円 | 六〇円 | 一、〇五〇円 | 四八円 | 二、九二八円 |
| 〃二〃 | 一五 | 二三〇 | 二一〇 | 二五 | 一、六五〇 | 五二八 | 二、六五八 |
| | 九七 | 七八二 | 一、〇〇八 | 八〇 | 二、一四五 | 七三四 | 四、八四六 |
| 〃三〃 | 一 | 二八〇 | 三五〇 | 四五 | 二、二〇〇 | 六八五 | 三、五六〇 |
| | 一 | 八九六 | 一六八〇 | 一三五 | 三、〇八〇 | 一、〇七六 | 六、八六七 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃四〃 | 一 | 三二〇 | 三八〇 | 五〇 | 二、五〇〇 | 六二八 | 三、八七八 | |
| | 一 | 八〇〇 | 一、七一〇 | 一四〇 | 三、〇〇〇 | 九三四 | 六、五八四 | |
| 〃五〃 | 一 | 三二〇 | 三八〇 | 五〇 | 二、五〇〇 | 六二八 | 三、八七八 | |
| | 一 | 八〇〇 | 一、七一〇 | 一四〇 | 三、〇〇〇 | 九三四 | 六、五八四 | |
| 〃六〃 | 一 | 三二〇 | 三八〇 | 五〇 | 二、五五〇 | 六二八 | 三、九二八 | |
| | 一 | 六四〇 | 一、五二〇 | 一四〇 | 三、八二五 | 八九五 | 七、〇一〇 | |
| 〃七〃 | 一 | 五〇〇 | 四〇〇 | 六〇 | 二、五八〇 | 七八〇 | 四、三二〇 | |
| | 一 | 一、〇〇三 | 一、七三六 | 一〇二 | 四、三八六 | 一、三八八 | 八、六一五 | |
| 〃八〃 | 一 | 五六〇 | 三八〇 | 六五 | 二、五八五 | 八五三 | 四、四四三 | |
| | 一 | 一、〇五八 | 一、四八二 | 一〇六 | 三、八七七 | 二、三三六 | 八、七四九 | |

## 第六節　商業

本村に於ける商業は村民を相手とせるもの根古地に数軒又村内に点々一、二軒宛米穀雑品日用品等の賣買をなすものあれ共特筆すべき程度のものなし、将来本村の発展と共に斯業も亦盛に赴くことならん、尚其他商業として門戸を張らざるも農産物を買出し又自家産の農産物を「リヤーカー」により大垣今尾高田等の市場に搬出するもの相当多額に上る

## 第七節　工業

本村は純農村にして村を擧げて農を本業とし傍ら副業として養蚕養畜等あるのみにて進んで加工し之が利用を講ずるが如き事未だ無かりしが現今の農業狀勢よりして家庭工業の必要は多角形農業経営に於ても必要とし目下研究中に属し純工業として擧ぐべき事項なし

## 第八節　産業團体

### 第一項　池邊村農會

農會は明治三十二年農會法制定實施以來各地に設置を見るに至りしも、時勢の推移は、農業者の自治的發達に俟つ所益々大ならむとす、時に食糧問題、農村社會問題等農政上最も重要なる問題を解決するに當りては、農會の活動に大いに力あり、大正十一年四月十一日法律第四十号を以て農會法を公布せられ、爾來各級農會は急速の進歩發達を來し農村の福利増進上多大なる貢献を來し居れり

#### 第一目　農會の使命

農會は農業の改良發達を図るを以て目的とし

(一)農業指導奨勵に関する施設
(二)農業に從事する者の福利増進に関する施設
(三)農業に関する研究及び調査
(四)農業に関する紛議の調停又は仲裁
(五)其他農業改良發達を図るに必要なる事業

等を遂行するを使命とするものなり

# 第二目　村農會々則

## 岐阜縣養老郡池邊村農會々則

第一條　本會は農業の改良發達を図るを以て目的とする

第二條　本會は池邊村農會と称す

第三條　本會は其目的を達するため左の事業を行ふ
一、農業指導奨励に関する施設
二、農業に従事する者の福利増進に関する施設
三、農業に関する研究及調査
四、農業に関する紛議の調停又は仲裁
五、其他農業の改良発達を図るに必要なる事業

第四條　本會の地区は養老郡池邊村の地域に依る

第五條　本會の事務所は養老郡池邊村々役場内に置く

第六條　本會の公告は左の方法に依りて之を行ふ
一、池邊村掲示場

第七條　本會の事業年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第八條　本會は會員名簿を作製し之を事務所に備ふ會員名簿の記載事項に変更

を生じたる時は會員は遅滞なく其旨を届け出づべし、本會の會員たる資格を取得し又は喪失したるとき亦同じ

會員名簿の訂正を要するときは會長は遅滞なく之を訂正すべし

第九條　関係者は本會の事務所に於て執務時間内何時にても會員名簿の閲覧を求むる事を得、但し本會に支障あるときは之を拒絶する事あるべし

本會の會員本會の地区内に居住せざる場合に於ては代理人を設くることを得

代理人を設けたる時は、其氏名及住所を届け出ずべし、代理人は本會の地区内に居住する會員たることを要す

第十條　本會は農會に関する一切の事項に付代理人に対する通知を以て本人に対する通知に代ふ

本會に顧問を置く

顧問は農業に功労あるもの又は農業に関し學識経験あるものより總代會に於て之を推薦す

第十一條　顧問は總代會に出席し意見を述ぶる事を得

本會に左の役員を置く

會長　一人　　副會長　一人
評議員　十人

第十二條　役員は總代會に於て會員中より之を選任す、但し會長及副會長は會員以外の者より之を選任することを妨げず、役員の選任は投票により之を行ふ、但し總代會の議決を經指名推薦を以て投票に代ふることを得投票の最多數を得たるものを以て當選者とす、得票數相同じきときは抽籤を以て之を定む

第十三條　役員は正當の事由なくして辭任することを得ず

第十四條　總代會は正當の事由あるときは、總代會を組織するものの三分の二以上の同意を得て役員を解任する事を得、役員を解任したるときは同時に補闕の役員を選任すべし

第十五條　役員中闕員を生じたるときは、次の總代會を待つこと能はざる場合に限り臨時總代會に於て、補闕の役員を選任すべし

第十六條　役員の任期は事業年度に從ひ四ケ年とす、但し再選を妨げず、補闕のため選任せられたるものの任期は前任者の殘任期間とす

第十七條　役員は其任期滿了したるときと雖も、後任者就任する迄仍其職務を行

ふものとす

第十八條　會長は會務を統理し本會を代表す

會長は總代會の議決を經べき事項にして、臨時急施を要し總代會を招集する暇なしと認むるものを專決処分することを得

前項の場合に於ては會長は次の總代會に於て其承認を求むることを要す

第十九條　副會長は會長を補佐し、會長事故あるときは其職務を代理す

第二十條　評議員は會長の諮問に應じ並に會務の執行及財産の狀況を監査す

會長は次に掲げる事項に付ては評議員に諮問するを要す

一、總代會に提出すべき議案に關する事項

二、臨時總代會の招集に關する事項

三、定款附の受諾及拒否に關する事項

四、農會法第三十條第三項に依る異議申立の決定に關する事項

第二十一條　役員は名譽職とす、但し總代會の議決を經て報酬を給することを得

第二十二條　本會は總代會に於て役員中より養老郡農會の議員及予備議員各一人を選任す

第十二條第二項及第三項第十三條並に第十四條の規定は前項の議員及予備議員に付き第十五條の規定を前項の予備議員に付き之を準用す

第二十三條　本會に左の職員を置く

幹事　二人　技手　一人　書記　一人

第二十四條　幹事は會長の命を承け事務を掌る

第二十五條　技手は會長の命を承け技術に從事す

第二十六條　書記は會長の命を承け事務に從事す

第二十七條　職員は會長之を任免す

第二十八條　職員は別に定むる所に依り俸給を支給す

第二十九條　職員退職したるときは退職給與金を支給す

退職給與金に關する細則は總代會の議決を經て之を定む

第三十條　本會の事業に關し特別審議を要する場合は委員會を設くることを得

委員の選任解任及委員會に關する細則は會長之を定む

第三十一條　本會は總代會を置き總會に代ふ

第三十二條　總代會は會長及副會長及總代を以て組織す

總代の定數は十二人とす

第二十條　總代は會員中より之を選擧す

總代中闕員を生じ其闕員總代の定數の三分の一に至りたるとき又は本會に於て必要と認むるときは補闕の總代を選擧すべし

第二十條　會長は選擧期日前六十日を期とし、其日の現在に依り選擧人名簿を調製すべし

會長は選擧期日前四十日を期とし、其日より十四日間毎日午前十時より午后四時まで本會の事務所に於て、選擧人名簿を關係者の縱覽に供すべし

縱覽の日時は之を公告す

選擧人名簿に關し關係者に於て異議あるときは縱覽期間經過する迄に之を會長に申出づることを得

此場合に於ては會長は直に其決定をなすべし

第二十二條　會長は選擧期日前少くとも七日前選擧會場投票の日時及選擧すべき總代數を公告す

第二十三條　總代の選擧會は會長之を管理す

會長は會員中より二人乃至四人の選擧立會人を設くべし

第三十四條　選擧人名簿に登錄せられたるものに非ざれば選擧を行ふことを得ず

第三十五條　選擧は無記名投票を以て之を行ふ

投票は一人一票に限る

選擧人は選擧の當日投票時間内に自ら選擧會場に至り投票をなすべし

投票時間内に選擧會場に入りたる選擧人は其時間を過るも投票をなすことを得

第三十六條　選擧人は選擧會に於て投票用紙に自ら投票すべき人の氏名を記載して投票すべし

投票用紙は會長の定むる所に依り一定の式を用ふべし

第三十七條　未成年者及禁治産者に在りては法定代理人に於て□□□□□□□□

第九條の代理人を設けたる場合に於ては會員は其代理人をして選擧を行はしむることを得

前項の代理人は其代理權を証する書面を選擧管理者に提示すべし

左の投票は之を無効とす

一、成規の用紙を用ゐざるもの

二、一投票中に二人以上の被選擧人の氏名を記載したるもの

三、被選擧人の何人なるかを確認し難きもの
四、被選擧權なき者の氏名を記載したるもの
五、被選擧人の氏名の外他事を記載したるもの　但し爵位職業身分住所又は敬称の類を記入したるものは此限りに非ず

第三十條　投票の可否及効力は選擧立會人之を決定す、可否同數なるときは選擧管理者之を決定す

第三十九條　總代の選擧は有効投票の數多數を得たる者を以て當選者とす、但し選擧すべき總代數を以て選擧人名簿に記錄せられたる人員を除して得たる數の七分の一以上の得票あることを要す
前項の規定に依り當選者を定むるに當り、得票數相同じきときは選擧管理者抽籤して之を定むべし

第四十條　選擧管理者は選擧錄を調製して選擧又は投票の顚末を記載し選擧又は投票を終りたる後之を朗讀し、選擧立會人二人以上と共に之を署名すべし
選擧錄は投票選擧人名簿其他の關係書類と共に選擧及當選の効力確定するに至る迄之を保存すべし

第四十一條　當選者定まりたるときは會長は直ちに當選の旨を通知すべし
當選者當選を辞せんとするときは、當選の通知を受けたる日より五日以内に之を會長に届け出ずべし

第四十二條　総代が當選を辞したるものあるときは會長は直ちに之を補ふべき當選者を定むべし、此場合に於ては第三十九條の規定を準用す

第四十三條　第四十條第二項の期間を経過したるときは、會長は直ちに當選者の住所氏名を公告すべし

第四十四條　選擧の規定に違反することありたるときは選擧の結果に異動を生ずるの虞ある場合に限り、其選擧の全部又は一部を無効とす

第四十五條　選擧人選擧又は當選の効力に関し異議あるときは、選擧に関しては選擧の日より當選に関しては第四十三條の公告の日より七日以内に會長に申立つることを得、
此申立に於ては會長は評議員の意見を徴して十四日以内□□□□□□□□□べし

第四十六條　當選無効と確定したるときは會長は直ちに第三十九條□□□□□□□□當選者を定むべし

選擧無効と確定したるときは更に選擧を行ふべし、總代の定数に定る當選者を得る事能はざるときは、其不足の員数につき更に選擧を行ふべし、此場合に於ては第三十九條第一項但書を適用せず

第四十條　第十三條第十四條第十六條及第十七條の規定の總代に付之を準用す
但し第一回總代の任期は大正十六年三月三十一日迄とす

第四十一條　左に掲げる事項は總代會の議決を経るものとす
一、收支豫算
二、経費の分賦收入方法
三、事業□□□□□
四、借入金□□□□
五、基本財産の□□管理及処分其他の財産の処分に関する事項
六、會則の変更
七、役員□□□□□□□□□□□□□□□□□□選任及解任
八、本會□□□□條第□項□□□□□第□項及第三十五條の同意
九、訴願及訴訟に関する事項
十、本則施行に関する重要なる諸細則の制定並に変更

第十九條　總代會は通常總代會臨時總代會の二種とす
通常總代會は毎年一回二月に之を開く
臨時總代會は會長必要と認むるとき又は農會法第二十一條第二項の規定に依り請求ありたるとき之を開く

第二十條　總代會を招集せんとするときは會長は少くとも七日前に書面を以て會議の目的たる事項日時場所を總代會を組織する者に通知すべし
但し通知すること能はざる者に対しては公告を以て之に代ふ

第二十一條　總代會の議長は會長事故あるときは副會長之に當る、會長副會長共に事故あるときは農會法第二十一條第三項若くは第四項の場合に於ては出席者之を互選す

第二十二條　總代會の議事は政令及本則に別段の規定ある場合を除くの外總代會を組織するものの三分の二以上出席し出席者の過半數を以て之を決す可否同數なるときは議長の決するところに依る

第二十三條　總代會の議事に関する細則は本則に規定あるものを除くの外總代會に於て之を定む

第二十四條　總代會に於ては予め通知ありたる事項を除くの外緊急の要あるもの及

軽微なるものに付き議決をなす事を得

第五十五條　本會の経費は會員の負擔とす
経費分賦収入方法は毎年總代會に於て之を定む

第五十六條　本會は總代會の決議を経物件を以て経費の負担を爲さしむることあるべし

第五十七條　會員にして其資格を喪失し又は其の資格に変更を生ずると雖も既に徴収したる経費は之を還付せざるものとす

第五十八條　本會は左に掲ぐる事項につき使用料手数料又は實費の弁償を受く
一、農産物の販賣斡旋
二、農具の使用
三、設計評價鑑定

第五十九條　使用料手数料及實費弁償に関する細則は總代會の議決を経て之を定む

第六十條　経費使用料手数料又は實費弁償金を滞納する者あるときは會長は期限を指定して之を督促すべし
前項の督促を受け指定期限迄に之を完納せざるときは滞納金額の十分二以内の過怠金を課す

経費又は過怠金を完納せざるものあるときは會長は評議員の意見を徴し農會法第三十條第三項の手續を爲すことを得

第六十一條　本會は會員又は物件の補助又は寄附を受くることを得

第六十二條　本會は基本財産を設く

特定の目的なく寄附を受けたるときは之を基本財産に編入す

第六十三條　基本財産は總代會に於て定めたる方法により之を造成管理及処分す

第六十四條　會長は主任を定めて會務を処理せしむ

第六十五條　本會には左の帳簿を備ふ

一、會員名簿
二、財産台帳
三、出納簿
四、収入支出簿
五、経費賦徴収原簿
六、其他必要なる帳簿

第六十六條　剰餘金は翌年度に繰越し□□□□□□□□

庶務及會計に関する細則は會長□□□□

第十七條　本會の出納閉鎖期は五月三十一日とす

第十八條　會則の変更は總代會に於て之を組織するもの半数以上出席し、出席の三分の二以上を以て之を議定す

第十九條　解散は會員の三分の二以上が同意するに非ざれば之を爲すことを得ず本會解散したるときは會長副會長を以て清算人とす

附則

一、本則は大正十二年一月一日より之を施行す

二、從來の會則は之を廢止す

三、本則施行の際現に顧問幹事技手又は書記たるものは本則の規定により本會の、顧問幹事技手又は書記たるものとす

四、第一回總代選擧を終る迄は從來の會則に依る總會を以て總代會に代ふること

大正十二年四月一日

第三回　農會役員及職員並總代（昭和九年度）

(一)役員　會長　山田貞策　副會長　伊藤清次郎

(二)職員　技術員　溝崎正之　技術補導員　杉野博　松永一夫

書記　前田克巳　杉野新太郎

(三)評議員

大橋正男　横山正治　松永弘　内堀喜一
伊藤昇　橋本政之輔　熊田三次郎　渡邊甚重郎
七里光一

(四)總代

伊藤彦右衛門　松葉丈右衛門　杉野研三　田中常三郎
菱田□次郎　渡邊甚重郎　熊田三次郎　山田貞策
伊藤新吉　七里光一　方野藤三郎　片野弥三郎
高木初次郎　大橋正男　横山政右衛門　横山正治
山田又吉　三浦茂市　伊藤昇　春田信吉
橋本政之輔　長谷川賢吉　内堀喜一　藤田貞平
西脇金松　松永弘　飯田仁造　木村忠七
木村秀次郎

第四日　農會技術員並技術補導員事業奨勵方針

(一)技術指導員設置の方針

農村の振興には農業に対する施設指導に俟つべきもの多く、從つて技術員の

活動は其村に於て最も重要なる役割をなす、然るに技術員の活動は多岐多様なるがため、切角の計劃も不徹底に終り、遺憾の点多々ある。に鑑み、技術補導員を設置して、常に技術員と協調連絡を図り、其指導に當りては、縣の奨勵方針に基き指導事項に就ては研究を怠らず、尚其村に於ける最も適切なる事業を漏なく調査し其軽重を考慮し計劃樹立に参與し、農業奨勵施設の徹底を期せしめ着々其實績を擧ぐる様努むるものとす

(二)農業指導奨勵の方針

指導に関しては縣の奨励方針に基き、其村の関係當局とよく打合せ、指導計劃を樹立し其計劃の下に指導奨励するものにして、農家に対しては組織的指導をなすものとす

関係當局及関係團体は左の如し

一、村長　農會長　勸業主任　役場吏員

二、農業補習學校

三、農會總代（三十名）

四、農業基礎團体（二十四團体）

五、養蚕實行組合

六、産業組合（二組合）
七、更生計劃委員會（二十二名）
八、縣及郡農會
(三)獎励事業
各種獎励事業中本村に比較的則したる事業より獎励せむとす
一、縣獎励事業
(イ)品種改良事業
米　小麦　大麦　馬鈴薯　蔬菜　等
(ロ)小麦増殖獎励
イ、小麦採種圃設置
ロ小麦増殖實行委員　内堀喜一
ハ、小麦増殖實地指導地　五反歩
ニ、小麦増収競技會開催
ホ、クネ田栽培獎励
(ハ)自給肥料獎励
イ、綠肥作物委託採種圃設置　紫雲英五反歩

ロ.緑肥作物種子の配布　紫雲英　ザートウキツケン　ヘアリーベ・ッア
　ホーピン
ハ.郡單位緑肥品評會の開催
ニ.蚕蛹処理利用改善奨励
(ニ)穀物簡易火力乾燥場設置奨励
(ホ)病虫害駆除予防
(ヘ)自家用味噌醤油醸造指導
(ト)更生計劃の樹立
(チ)産米の改良奨励
　イ施肥方法の改良
　ロ適時収穫の奨励
　ハ乾燥の奨励
　ニ調製の改良
　ホ俵装の改良
　ヘ穀虫駆除の奨励
(リ)畜産の奨励

イ 耕牛の奨励
ロ 豚 鶏 兎の飼養奨励
(ヌ)副業紹介所の利用と共同販賣の奨励
イ 米 小麦 大麦 菜種
ロ 雞卵 兎毛
ハ 俵 繩 筵 叺
二 田螺
二、昭和九年度本村農會奨励事業
(イ)米麦優良品種の普及と塩水選の奨励 (経費四〇〇円)
本村に適する米麦の優良品種の普及と統一を図り、之が経済的増収を企図せしめんがため、本縣の指導を受け、優良なる原種に依り村内二十四團体の基礎團体に採種圃を経営せしめ、各團体員の必要種子をば、全部更新を図らんがため、特に本年度之に力を注ぎ又一面種子の塩水選を励行せしめんがため、苦塩の配布、麦黒穂病予防励行等を助成せしめんとせり
(ロ)耕牛馬購入の奨励 (経費一〇〇円)
有畜農業経営法に改めんがため、新たに耕牛馬を購入したるものに対し一頭

につき金拾圓宛の奬励金を交付す

(ハ)先進地農業視察（経費五〇圓）

農業先進地を視察せしむべく、一面村内稲作状況視察の助成をなさんとす

(ニ)農業基礎團体発展の奬励（経費二七九圓）

村内二十四の農業基礎團体の発展を期せんがため之に助成金（一團体員につき）て金□□銭を交付し各年一回の聯合總會を開き又奬励事業の實行撤底をなさしむ□□□□□□□□□□□□□□□□せんとせり

(ホ)養蚕實行組合発展の奬励（経費四六圓）

村内□□□□□□□□一五組合の設立を見、組合員三百七名を有し、今後之の発展には相當の□□□□□□すものに付き、助成金を交付して斯業の発展に資せんとせり

(ヘ)自給肥料増成の奬励（経費一〇〇圓）

自給肥料の増加を爲さしめ、金肥の節減と耕地の改良とを計らしむることは刻下の重要なる事項につき之の奬励をなす、促成堆肥積込者に一立坪に付金五拾銭宛の奬励金を交付せんとせり

(ト)蚕沙溜の設置奬励（経費四五〇圓）

蚕渣の合理的処理を図らしむることは肥料経済上最も肝要なるを以て、蚕渣溜設置を奨励し一場所金参圓宛の奨励金を百五拾ヶ所に交付せんとす

(ヘ)螟蟲駆除の奨励（経費一七五圓）

稲苗代田に於ける二化性螟蟲の駆除及本田に於ける駆除を励行せしむため、石油の配付、駆除協議會を催す

(ト)米選機購入補助（経費八四圓）

産米□□□□□□□特に必要に付き、農家十戸以上にて共同購入せるものには一台□□金□圓宛の奨励金を交付せんとす

(チ)記帳の奨励（経費二五圓）

農家経済発展を図らしむることは、先づ記帳をなさしめ、而して収支を明かにすることが□□□□□□□につき之が助成を促がすべく、岐阜縣農會発行に係る農家現金経済簿□□□極簡易なる日誌を普及するため、金五銭宛の補助金を交付す

(リ)紫雲英採種場設置補助（経費一〇五圓）

本縣の指導を受け農會が担當者となり江の橋圃体に、紫雲英採種場を設置せしめ此れに補助金を交付す

(ヌ)小麦増殖実地指導地補助（経費二五円）
本田裏作の小麦増殖を図るため、本縣の指定により根古地西組園体に五反歩の實地指導地を設け之に奨励金を交付せんとす
(ワ)依箕の配付其他（経費八〇円）
米及雑穀に要する依箕類の無償交付をなし又一面農業の宣傳通知等をなす
(カ)優良蔬菜種子の配付（経費六〇円）
本縣より蔬菜優良原種の配付を受け、村内に宮重及美濃早生大根愛知結球白菜の採種場を経営せしめ其生産する優良種子を一般農家に無償配付す
(ヨ)稻合理的施肥試験地設置奨励（経費二〇円）
本村水田面積広範にして未だ施肥の適順を得ざるため、年々不作の箇所多きを以て、村内の土性を調査し之が施肥の合理化を図らしめんがため縣より専門の技術者を招聘し實地に調査を行はんとす
(タ)購買販賣の斡旋（経費一〇円）
産業組合と提携し米及大小麦及菜種等の共同販賣、肥料日用品の共同購入の斡旋を図らんとす
三、指導の實際方針

(イ)本村に比較的則したる縣及村農會の奨励事業は上述の如く、其主旨を充分理解し、常に各関係機関と聯絡を保ちつゝ其主旨を一般営業者に理解せしむるに努むること

(ロ)□□の奨励事業□□定又は□□□□□合會を催し決定すること

(ハ)指導細部□を協議決定せるときは其奨励に従事すること

(ニ)當村関係組合と聯絡を保つため、奨励事業の繁閑を見て一週一回又は一ケ月二日位□□する事、其日並は協議決定すること

(ホ)各種協議會には出席すること

(ヘ)奨励分担区域を大概左の通り定む

但し便宜上の分担にして常に一村を奨励区域として処理すること

溝崎枝術員　釜段区　駒野新田区　瑞穂区

杉野補導員　大巻区

松永補導員　大場区　根古地区

## 第二項　農業基礎團体

大正十三年十月七日根古地江の橋に設立されてより現在二十四團体にして、其團体員五百三十二を数ふるに至り、村農會の指導を受け、或は之れと提携して團

体員の共同福利を増進することに努めつゝあり

# 第一日農業基礎團体規約

第一條　本團体は農業基礎團体と称す

第二條　本團体は池邊村大字地内に於て耕地を改良するもの及農業を営む者を以て組織す

第三條　本團体は團体員相互の親善を厚ふし、共同一致農業改良発達を計り福利を増進するを以て目的とす

第四條　本團体其目的を達する爲め左の事業を實行するものとす

一、自作の奨励
二、改良農具の共同利用
三、畜力の利用
四、自給肥料の増収
五、共同購入及販賣
六、蟹蛆の共同防除
七、備荒貯蓄
八、集合時間の勵行
九、其他必要なる事項

第五條　本團体の事務所は團体長宅に置く

第六條　本團体の事業及會計年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす

第七條　本團体は村農會に隷屬するものとす

第八條　本團体に左の役員を置く

但し任期は二ヶ年とす

團体長　一名　副團体長　一名

幹事　二名　會計　一名

第九條　役員の權限左の通り定む

一、團体長は團体を總轄し諸般の事務を処理す

二、副團体長は團体長を輔佐し團体長事故あるときは之を代理す

三、幹事は團体長及副團体長を輔佐す

四、會計は團体長の命を受け本團体の會計事務を掌る

第十條　會議は通常總會臨時總會及役員會の三種とす

第十一條　左に揭ぐる事項は總會の議決を経るものとす

一、收支予算

二、経費の分賦收入方法

三、事業報告及收支決算

四、財産の処分に関する事項

五、年度内の予算計劃並に實行方法
六、規約の変更
七、其他重要なる事項

第十二條　總會の決議は出席者の過半数を以て之を決す、可否同数なる時は團体長の決するところに依る

第十三條　本團体の決議事項は其都度、實行成績は毎年五月三十一日限り之を所属農會長に報告するものとす

第十四條　規約の変更は團体員の三分の二以上の同意を経るを要す

第十五條　本團体員は本規約を遵守し之が實行を誓約する為、各署名捺印す

第二目　團体長及團体員

| 番号 | 團体長 | 團体員数 | 團体区域 |
|---|---|---|---|
| 一 | 藤田　清 | 一四 | 大巻　堤組 |
| 二 | 田中忠弥 | 三六 | 仝　寺町組 |
| 三 | 小出等郎 | 三八 | 仝　上組 |
| 四 | 菱田好美 | 二四 | 仝　下組 |
| 五 | 菱田慶松 | 四八 | 仝　仁保組 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 六 | 山田健一 | 二二 | 大巻　富柳一部 |
| 七 | 伊藤新吉 | 一〇 | 仝　仝 |
| 八 | 伊藤利左衛門 | 七 | 仝　仝 |
| 九 | 七里弁次郎 | 三六 | 仝　小坪組 |
| 一〇 | 國枝計一 | 三〇 | 駒野新田組 |
| 一一 | 横山善太郎 | 一〇 | 釜段　南組 |
| 一二 | 安部逸二 | 三五 | 仝　北組 |
| 一三 | 田中剱次郎 | 二四 | 瑞穂大代南組 |
| 一四 | 片山完一 | 一八 | 仝　北組 |
| 一五 | 伊藤新九郎 | 一二 | 仝　西條組 |
| 一六 | 松岡寛逸 | 一一 | 仝　柳原組 |
| 一七 | 伊藤治郎 | 二六 | 仝　枠池組 |
| 一八 | 種田金兵衛 | 二一 | 根古地　中組 |
| 一九 | 藤田眞平 | 一一 | 仝　南組 |
| 二〇 | 内堀喜一 | 二四 | 仝　西組 |
| 二一 | 松永嘉吉 | 一七 | 大場組 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二二 | 日比正二 | 一五 | 大場本田組 |
| 二三 | 伊藤由藏 | 二四 | 大場新田組 |
| 二四 | 西脇平八 | 一九 | 根古地江の橋組 |
| 計 | | 五三二 | |

第三項　養蚕實行組合

昭和六年十月三十日、小坪組に設立されてより、現在十五組合其の員数三百七を数ふるに至る、各種産業團体と提携して、本村養蚕業の改良発達を図りつつあり、

## 第一目　養蚕實行組合規約

### 第一章　總則

第一條　本組合は、養蚕業に関し、組合員の共同利益増進を図るを以て目的とす

第二條　本組合は――――養蚕實行組合と称す

第三條　本組合の地区は養老郡池邊村大字――――とす

第四條　本組合の事務所は之を養老郡池邊村大字――――一番地に置く

第五條　本組合は地区内の養蚕者を以て組合員とす

第六條　本組合は其目的を達するため左の事業を行ふ

一、養蚕の指導奨励
二、掃立蚕種の統一
三、蚕種の共同購入　共同貯蔵及共同催育
四、稚蚕の共同飼育
五、稚蚕共同飼育所　稚蚕共同桑園の設置
六、桑園の改良
七、産繭の共同販賣
八、養蚕に関する必要品の共同購入
九、蚕病又は桑樹病蟲害　凍害等の予防駆除
十、稚蚕災害等の弁済基金の積立
十一、基本財産の造成
十二、備荒貯蓄
十三、講習講話會等の開催
十四、前各号の外組合の目的を達するため必要なる事業

第七條　本組合の公告は組合の掲示場に掲示して之を為す

## 第二章　加入及脱退

第八條　本組合に加入せんとする者は其氏名及住所並に其旨を記載したる書面を組合に提出すべし

理事前項の申出を承諾したるときは其旨を本人に通知す

正當の理由あるに非らざれば理事は加入の申込を拒むことを得ず

第九條　組合員脱退せんとするときは少くとも三ヶ月前に其旨を記載したる書面を組合に提出すべし

第十條　死亡に依り脱退したる組合員の相続人が直ちに加入せんとする時は組合に対し被相続人と同一の権利を有し義務を負ふものとす

第十一條　組合員左の一に該當するときは總會の決議に依りて之を除名す

一、組會の事務を妨ぐる所爲ありたるとき

二、犯罪其他不正の所爲に依り組合の信用を毀損したるときは組合が前項の規定に依る除名を爲し此旨を本人に通知す

## 第三章　事業の執行

第十二條　本組合の事業年度は四月一日から翌年三月三十一日迄とす

第十三條　事業執行に関する細則は總會の決議を経て別に之を定む

第十四條　本組合は手数料又は使用料を徴収することを得
前項の手数料は使用料と共に毎年總會に於て議決したる範圍内に於て
理事之を定む

第十五條　本組合は技術員を設置し養蚕の指導を為さしむ

第十六條　組合員の掃立つべき蚕種は總會の決議を経て之を定む
組合員は前項の規定に依り定めたる蚕種に非らざれば掃立つることを
得ず
但し特別の事由に依り理事の承認を受けたる場合は此限りに在らず

第十七條　種蚕共同飼育所及種蚕共同桑園の設置及経営に付ては事業執行細則に
定むるところに依り之を行ふものとす

第十八條　本組合は組合員の桑園に付實態調査を行ひ之に基きて桑園改良に関す
る施設を為すものとす

第十九條　組合員は總會の決議を以て定めたる方法に依るに非らざれは其産繭を
販賣する事を得ず

第二十條　蚕種及養蚕必需品の共同購入は予約の方法に依るものとす
購入必需品の種類は理事之を定む

第二十條　組合員は總會の決議を以て定めたる方法に依り蚕病又は桑樹病蟲害等の防除駆除を爲すことを要す

桑樹の凍害又は病蟲害の予防駆除のため必要ありと認むるときは理事は夫役現品の賦課を爲すことを得

第二十條　本規約に定むるものの外、本組合の行ふ養蚕に関する統制施設は總會の決議を経て之を定む

但し養蚕業組合の行ふ養蚕に関する統制施設に基きて行ふ場合は此の限りに非らず

第二十二條　組合長必要ありと認むるときは組合員に対して養蚕に関する事項の報告を爲さしむることを得

第二十三條　左の各号の一に該當する者は金拾圓以下の違約金に処す

一、第十六條第二項第十九條又は第二十一條の規定に違背したるとき

二、第二十二條の規定による統制に関する施設に違背したるとき

## 第四章　役員及職員

第二十四條　本組合に理事一一名　監事一一名を置く

理事は組合長一名副組合長一名を互選す

第十條　組合長は組合の事務を統括し組合を代表す
副組合長は組合長を輔佐し組合長事故あるときは其職務を代理す
組合長副組合長に非らざる理事は組合の事務を分掌し、組合長及副組合長共に事故あるときは互選に依りて其職務を代理するものを定む

第十一條　理事及監事は組合員中より之を選任す
但し特別の事由あるときは理事は組合員に非らざるものより之を選任することを得

第十二條　理事及監事の選任及解任は總會の議決を經ることを要す

第十三條　組合員は正當の事由なくして理事又は監事の當選を辞することを得ず
理事の任期は三ヶ年監事の任期は二ヶ年とし選任の日より起算す
補欠選擧に依り就任したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す理事又は監事は任期滿了後と雖も後任者の就職する迄の其職務を行ふものとす

第十四條　辞任其他の事由に依り理事又は監事に欠員を生じたるときは通常總會の時期まで猶予すること能はざる場合に限り臨時總會を招集し補欠選擧をなすものとす

總會が理事又は監事の辞任を議決したるときは同時に其補欠選擧をなす事を要す

第十條　理事又は監事は名譽職とす

第十一條　理事及監事は總會の決議により報酬手當又は賞與を支給することを得

第十二條　監事は理事又は職員を兼ねる事を得ず

本組合に左の職員を置き組合長之を任命す

一、枝手　二、書記

第十四條　枝手は組合長の指揮を受け技術に從事す

書記は組合長の命を受け事務に從事す

第十五條　理事は、總會の決議錄財産目錄及組合員名簿を事務所に備へ置くべし

## 第五章　會議

第十六條　總會は通常總會臨時總會とす

總會は總組合員を以て之を組織す

通常總會は毎年一回四月之を開く

臨時總會は左の場合に於て之を開く

一、理事が必要と認めたるとき

二、監事が組合の財産の状況又は業務の執行につき不正の廉あることを発見し、之を報告するため總會の招集を必要と認めたるとき
三、組合員の五分の二以上より會議の目的たる事項を示して總會の招集を請求したるとき

前項の第二項の場合に於ては組合長は其請求を受けたる日より二週間内に之を招集することを要す

第三十條　本規約に定むるもの外左の事項は總會の決議を経ることを要す
一、経費の収支予算
二、経費の分賦収入方法
三、借入金
四、規約の変更
五、組合の解散

第三十一條　總會の議事は本規約に別段の定ある場合の外出席者の過半数を以て之を決す可否同数なるときは議長の決するところに依る

第三十二條　養蚕に関する統制施設及組合員の除名役員の選任及解任規約の変更及組合の解散の決議は組合員半数以上出席し其三分の二以上の同意ある

ことを要す

第三十九條　理事は事業報告経費の収支決算、剰餘金の処分及財産目録を通常總會に提出して其承認を求むべし
監事は予め前項の事項に付之を調査し通常總會に報告すべし

第四十條　總會は組合長之を招集す
但し第三十五條第四項第二項の場合に於ては監事之を招集す

第四十條　組合長欠けたるときは總會の招集は其他の理事之を行ひ理事欠けたるときは監事之を行ふ

第四十條　組合長正當の事由なくして第二十三條第五項の規定に依る招集をなさざるときは其他の理事又は監事は其總會を招集すべし

第四十條　總會の招集は少くも共五日前に日時場所及會議の目的たる事項を示して組合員に之を通知するを要す

第四十三條　總會に於ては前條の規定に依りて予め通知したる事項に付てのみ議決をなすものとす
但し緊急を要するものに付ては此限りに在らず

第四十四條　總會の議長は組合長を以て之に充つ組合長事故あるときは副組合長を

組合長及副組合長共に事故あるときは理事の互選に依る監事の招集したる總會の議長は總會を招集したる監事之に當る其多數なる場合に於ては其互選に依る、總會に於て必要を認めたるときは出席者の互選に依り議長を定むることを得

第四十五條　組合員は他の組合員に委任して其決議權を行ふことを得此場合に於ては之を出席者と看做す
前項の委任を受けたるものは代理權を証する書面を提出すべし

第四十六條　總會に於ては決議錄を作り開會の日時場所議決したる事項、組合員數出席の員數其他會議の顚末を記載することを要す
決議錄には議長及出席者二名以上之に署名又記名捺印することを要す

第四十七條　總會の議事に関する細則は總會の決議を經て別に之を定む

## 第六章　會計資産及損失分担

第四十八條　本組合の經費は左の收入を以て之に充つ
一、組合費
二、手數料又は使用料
三、補助金又は寄附金

四、雑収入

第四九條　組合費は左の種別に依り組合員之を負担す

一、平等割　二、生産割

前項各種別に依る負担率は毎年總會に於て之を議決す

第五十條　本組合に餘裕金ありたるときは郵便貯金をなし又は産業組合中央金庫信用組合若くは總會の承認を経たる確実なる銀行に預け入るものとす本組合の基本金の管理に付ては前項の規定に依るの外公債を買入れることを得

第五十一條　組合財産を以て組合の債務を完済すること能はざる場合に於ける各組合員間の損失分担の割合は最近の組合費分担の割合に應ずるものとす

第五十二條　組合財産の管理會計に関する細則は總會の決議を経て別に之を定む

第五十三條　組合員脱退したるとき又は除名処分を受けたるときは本組合財産の分配の請求をなす権利なきものとす

但し特別會計に属する財産にして總會の議決を経たるものは此限りに在らず

第五十四條　組合員脱退又は除名の場合と雖も其属する事業年度の経費は之を負担

又は義務を負ふものとす

第五十五條　組合員脱退したるとき又は除名処分を受けたる場合に於て既納の経費につき其拂戻を請求する権利なきものとす

第七章　解散

第五十六條　組合解散したるときは理事清算人となる

第五十七條　清算の結果生じたる残餘財産は最近の組合費負担の割合に應じ各組合員に帰属す

第八章　附則

第五十八條　本組合設立當時の理事監事を定むること左の如し

但し第一回通常總會に於て之を改選す

理事　一一一名　監事　一一一名

昭和一年一一月一一日本規則を作成す

第二目　養蚕實行組合調（昭和九年七月調）

養老郡池邊村養蚕實行組合

| 設立登記年月日 | 組合の名称 | 組合員数 | 組合長名 | 役員数 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和六、一〇、三〇 | 小坪養蚕實行組合 | 一七人 | 片野弥三郎 | 五人 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 昭和六、一一、三 | 根古地養蚕實行組合 | 三八 | 児玉喜治 | 六 |
| 昭和六、一一、三 | 西條養蚕實行組合 | 一二 | 近藤富三郎 | 四 |
| 昭和七、三、一三 | 高柳養蚕實行組合 | 二二 | 山田貞策 | 六 |
| 昭和七、九、二九 | 大巻下養蚕實行組合 | 一四 | 日比野万次郎 | 六 |
| 昭和七、九、二〇 | 柳原養蚕實行組合 | 一一 | 松岡新右衛門 | 四 |
| 昭和七、九、二九 | 江の橋養蚕實行組合 | 一七 | 西脇三好 | 四 |
| 昭和七、九、三〇 | 釜段北部養蚕實行組合 | 三二 | 片野忠一 | 六 |
| 昭和七、九、三〇 | 枠池養蚕實行組合 | 二一 | 伊藤次郎 | 五 |
| 昭和七、九、三〇 | 駒野新田養蚕實行組合 | 三二 | 國枝計一 | 六 |
| 昭和七、九、三〇 | 大巻上組養蚕實行組合 | 一〇 | 山森栄作 | 五 |
| 昭和七、九、二八 | 大場養蚕實行組合 | 三四 | 松永嘉吉 | 五 |
| 昭和七、九、三〇 | 釜段上組養蚕實行組合 | 一〇 | 横山勘次郎 | 五 |
| 昭和七、八、三〇 | 大代中組養蚕實行組合 | 一七 | 近藤増吉 | 四 |
| 昭和七、九、三〇 | 大代北組養蚕實行組合 | 二〇 | 山田又吉 | 三 |
| 計 | 一五組合 | 三〇七 | | 七四 |

池邊村養蚕指導技術員　井上利道

# 第四項　産業組合

## 第一目　沿革

本村は戸数六百を有する純農村にして、之を経済的に指導するには、産業組合の施設に依る必要ありとて、村当局は縣当局の指導を受け、大正五年六月十四日本村役場を事務所として池邊販賣組合を設置し村一丸となり先づ役場前に農業倉庫を建設し、更に購買事業を施行せんと計畫せしが種々の事情もありて池邊販賣組合は大字大巻在住者のみにて專有するところとなり、以来農業倉庫を経営するのみにて今日に及べり、一方本村北部に於ては有志者種々協議を重ね一村二組合となるを以て事情を具陳して縣に認可を申請せし処幸にも許可せられ一に有限責任池邊信用購買組合を設立、大正十三年十二月二日設立總會を開催以来農業倉庫四棟を経営すると共に信用事業をも起して、組合員の貯金を預ると共に、組合員に必要なる産業資金を貸付し、傍ら組合員の消費する木炭マツチ、肥料等を安價に購入して組合員に供給し其利便を計りつゝあり、然して事業の進展するにつれて昭和八年有限責任を保證責任池邊信用購買組合に昭和九年には更に進んで販賣をも加へて保證責任池邊信用購買販賣組合と改称し組合貯金も四萬五千圓餘を算するに至り、購買事業も着々発展して年額三千餘

圓を取扱ふ現況なり
然して昨年来縣産業課の切なる勧奨により両組合合併を計劃する所あり從って両組合の役員は数度の會合を重ねて夫々合併を協議せしも両者各意見を述べて果しなく、止むなく合併の必要を村民等しく認めながら意見の異る所より其實行を見るに至らずして今日に及べり

## (一) 有限責任池邊販賣組合定款

### 第一章 總則

第一條 本組合は左の事業を行ふを以て目的とす
一、組合員の委託を受け其生産したるものを販賣すること
二、農業倉庫業法により農業倉庫の経営をなすこと
第二條 本組合は有限責任池邊販賣組合と称す
第三條 本組合は組織を有限責任とす
第四條 本組合の区域は岐阜縣養老郡池邊村とす
第五條 本組合の事務所は岐阜縣養老郡池邊村大字大巻六百十二番地の二に置く

第六條　組合員は本組合の区域内に住居し且つ獨立の生計を営む者に限る

第七條　組合員又は加入予約者は他の産業組合に加入し又は加入の予約を爲すことを得ず

但し理事の承諾を得たるときは此限りに在らず

第八條　組合原簿に記載したる事項の変更の届出は毎年十二月三十一日に取纏めて其後二週間内に之を爲す

第九條　産業組合法第四十條第二項に依る公告は本組合の掲示場に掲示し且つ大正新聞に掲載して之を爲す

第十條　本組合の財産に対する組合員の持分は左の標準に依り之を定む

一、出資金に対しては出資額に應じ算定す

二、準備金に対しては払込済出資累計額に應じて年年毎に之を算定加算す

三、特別積立金に対しては本組合に委託して販賣したる物の價額に應じ年度毎に算定加算す　但し總會の決議に依り販賣したる物の價額に対する持分算定率は物の種類に依り之を異にすることを得

四、農業倉庫減價償却金に対しては本組合解散當時の組合員に限り持分

を有し其権利は平等とす

五、其他の財産に対しては拂込済出資累計額に應じて之を算定す

六、本組合に損失ありて、其未だ塡補をなさざる前持分を拂戻す時は特別積立金に対する持分に按分して控除し、其特別積立金を以て足らざるときは準備金に対する持分に按分して控除し持分を算定す

七、本組合に損失ありたるときは之を塡補したる財産の科目に対する持分に按分して控除し持分を算定す第十八條の規定に依り特別積立金を臨時の支出に処分したる場合亦同じ、本組合の財産が出資額より減少したるときは出資額に應じ持分を算定す

## 第二章　出資及積立金

第十條　出資一口の金額は金拾圓とす

第十一條　出資第一回の拂込金額は一口に付金壹圓とす

第十二條　第一回後の出資拂込は配當すべき剰餘金より拂込に充つるものの外出資一口毎に毎年一月末及七月末迄に金壹圓以上宛拂込を爲し五ヶ年以内に完了するものとす

第十四條　出資の拂込を怠りたるときは期日後一口に付其拂込おくべき金額の二百

分の一に當る過怠金を徴収す、

第十五條　本組合は出資總額に達する迄毎事業年度の剰餘金の四分の一以上を準備金として積立つるものとす

第十六條　加入金増口金過怠金及第五十七條の規定に依り拂戻を爲さざる持分額は之を準備金に組入るるものとす

第十七條　本組合は剰餘金より特別積立金を、積立つることを得

本組合は農業倉庫の建築改築若くは修繕又は買入費用に対し公共團体等より受けたる補助金額に相當する金額は之を農業倉庫減價償却金となすものとす

第十八條　準備金及特別積立金は損失の塡補に充つるものとす

但し特別積立金は總會の決議に依り之を臨時の支出に処分することを得

第十九條　農業倉庫減價償却金は農業倉庫の減價償却に充つるものとす

準備金及特別積立金は産業組合中央金庫保証責任岐阜縣信用購買組合聯合會若くは總會の承認を経たる銀行に預入し又は之を以て國債證券勧業債券産業債券若しくは農工債券を買入るるの外他に之を利用する

ことを得ず
但し總會の承認を経て事業資金に融通することを得

## 第三章　機関

第二十條　本組合に理事五名監事二名を置く
理事は組合長一名專務理事一名を互選す

第二十一條　組合長は事務を總理し組合を代表す組合長事故あるときは專務理事之に代り、組合長及專務理事共に事故あるときは理事の互選に依り其代理者一名を定む
專務理事は組合長を輔佐し組合事務を掌理す

第二十二條　理事の任期は三ヶ年とし監事の任期は二ヶ年とす
但し再選を妨げず
組合長及專務理事の任期は理事の任期に從ふ
補欠選擧に依り就任したる理事は前任者の任期を繼承す
理事及監事は任期滿了後と雖も後任者の就職する迄仮に其職務を行ふものとす

第二十三條　辞任其他の事由に依り理事又は監事に欠員を生じたるときは通常總會

の時期まで猶予する事能はざる場合に限り臨時總會を招集し補欠選擧をなすものとす
總會が理事又は監事の解任を議決したるときは同時に其補欠選擧をなすことを要す

第三十條　理事及監事は名譽職とす
但し專務理事は之を有給とす
理事及監事には總會の決議に依り報酬手當又は賞與を支給することを得

第三十條　理事及監事は正當の事由なくして辭任することを得ず

通常總會は毎年一回一月之を開く
臨時總會は左の場合に於て之を開く
一、理事が必要と認めたるとき
二、監事が産業組合法第三十四條により必要と認めたるとき
三、理事の欠けたるとき
四、産業組合法第二十三條に依り組合員より總會招集の請求ありたるとき

第十六條　總會の招集は少くとも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す

前項の招集者は之に記名することを要す

第十七條　總會は總組合員半數以上出席するに非らざれば開會することを得ず

前項の場合に於ける決議は出席したる組合員の過半數を以て之を爲す

理事若くは監事の選任又は解任定款の變更組合員の除名解散及合併の決議は總組合員の半數以上出席し其四分の三以上の同意あることを要す但し合併に依りて組織變更と同一の結果を生ずべき場合は總組合員の同意あることを要す

第十八條　總會の議長は組合長之に當る、組合長事故あるときは理事の互選に依る監事の招集したる總會の議長は總會を招集したる監事之に當る、其多數なる場合に於ては其互選に依る、總會に於て必要と認めたるときは出席者の互選に依り議長を定むることを得

第十九條　組合員は拾名以上を代理せずして議決權を行ふことを得ず

第二十條　總會に於て決議錄を作り開會の時期場所會議の顚末及出席者の員數を記載することを要す

決議錄には議長及議長の指名したる出席者二名以上之に記名捺印するを要す

第三十條　總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第三十一條　本組合に世話係三名を置き組合員中より組合長之を囑託す世話係は理事の指揮を受け事業執行の輔佐を爲すものとす

第三十二條　本組合に事務員一名を置き組合長之を任免す事務員は理事及監事の指揮を受け庶務に從事す

第三十三條　組合には總會の決議を經て特別の技術あるものを協議員となすことを得

協議員は理事の諮問に應じ又は組合員の事務に付理事に意見を開陳するものとす

## 第四章　事業の執行

### 第一節　通則

第三十四條　本組合の事業年度は曆年に依る

第三十五條　本組合に餘裕金あるときは產業組合中央金庫保證責任岐阜縣信用購買組合聯合會若くは總會の承認を經たる銀行に之を預け入るるものとす

第三十條　事業執行に関する細則は理事之を定む

第二節　販賣

第三十條　本組合に於て販賣するものの種類左の如し

一、米　麦　繭　紫雲英種子　菜種

二、菓工品

三、其他總會の決議を経たるもの

第三十九條　組合は理事の承諾を経るに非らざれば本組合に於て取扱ふものを他に販賣することを得ず

第四十條　理事は適宜の時期に於て各組合員の生産物につき報告を徴し、又は必要なる調査をなすことを得

第四十一條　組合が組合員より生産物を受取りたるときは其品等及数量を査定し理事之を組合員に通知するものとす

品等査定の方法及標準は予め總會の決議を以て之を定む

第四十二條　組合員は其販賣せんとする物につき代價又は販賣の時期を指定することを得ず

第四十三條　組合員は組合に生産物を引渡したる後は何時にても代金の仮渡を請求

することを得
但し其額は時價の十分の八以内に於て理事之を定む
前項の仮渡金に対しては百圓に付日歩參錢以内に於て理事の定めたる利息を支拂ふ事を要す

第四十五條　組合員に配分すべき販賣代金の計算期は毎年總會に於て之を定む、毎年計算期間中に販賣したるものの代金は現金を受取りたると否とに拘はらず、毎計算期末各品等に付き之を計算し組合員が委託したる物の數量に應じて之に配分するものとす、仮渡を受けたる組合員に付きては前項一の場合に於て差引計算をなすものとす

第四十六條　販賣代金の一計算期間中に受取りたるものにして、其期間中に賣却すること能はざる物に就きては其後に賣却したる回品等物の代金中より先づ其代金を配分するものとす

第四十七條　本組合は組合員に拂渡すべき代金又は取扱ひたる數量に應じ總會の定めたる歩合金を徴し代金配分のとき之を差引くものとす
前項の手數料は總會の決議したる範圍内に於て理事之を定む

第四十八條　第一條第二号の業務は別に定むる所の農業倉庫業務規定に依り之を行ふ、前項の規定は總會に於て之を定む

第五章　剰餘金処分並に損失塡補

第四十九條　剰餘金より準備金に積立つべき金額を控除し尚殘餘あるときは配當金特別積立金特別配當金役員賞與金又は繰越金と爲すものとす

第五十條　剰餘金の配當は其剰餘金を生じたる年度の終りに於ける組合員の拂込出資額及準備金並に特別積立金に対する持分額を合算したる金額に應じ其率は年六分以下とす

剰餘金の特別配當は其剰餘を生じたる事業年度内に於て、組合員より本組合に委託したる物の總額に應ずるものとす

但し總會の決議により販賣したるものの價額に対する配當の率は物の種類により之を異にすることを得

前二項の配當は圓位未滿の金額に対しては之を爲さざるものとす

第五十條　損失の補塡は先づ特別積立金を以てし次に準備金を以てす

但し總會の決議により特別積立金及準備金を以て塡補することを得

第六章　加入増口及脫退

第五十二條　新に組合員たらむとする者及出資口数を増加せむとするものは申込書に加入金拾銭又は増口金拾銭を添へ理事に差出すことを要す
但し第一年度に於て加入金又は増口金を徴せず
理事前項の申込を承諾したるときは其旨を申込人に通知し出資第一回の拂込をなさしめたる後組合員名簿に記入することを要す
加入又は増口の効力は第五十條第五十五條の場合を除くの外出資第一回の拂込と同時に発生するものとす

第五十三條　持分を譲渡せむとする場合に於ては理事の承諾を経ることを要す
持分を譲渡せむとする者が組合員に非らざるときは加入金及出資の拂込を為さざるの外第五十二條第一項及第二項の規定を準用す

第五十四條　組合員脱退せむとするときは事業年度末六ヶ月前に其旨を理事に予告することを要す

第五十五條　死亡により脱退したる組合員の相続人が直ちに加入せるときは組合は被相続人に対する持分の拂戻計算を為さず
被相続人と同じ権利を有し義務を負ふものと看做す
但し此場合に於ては加入金を徴せず

第五十六條　組合員は左の事由の一に當るときは、總會の決議により之を除名す
一、出資拂込過怠金の納付を怠り一ヶ月間に其義務を履行せざるとき
二、自己の生産物に非らざる物の販賣を委託したるとき
三、第三十九條の規定に違背して物を販賣したるとき
四、組合の事業を妨ぐる所爲ありたるとき
五、犯罪其他信用を失ふべき所爲ありたるとき

第五十七條　組合員脱退の場合に於ける持分の拂込出資額止むるものとす
但し除名に因る場合に於ては其拂込出資額の半額を、死亡組合員たる資格の喪失其他總會に於て止むことを得ざるものと認めたる事由に依る場合に於ては其持分の全額を拂戻すものとす

## 第七章　組合の解散

第五十八條　本組合解散したるときは理事其清算人となる
但し總會の決議による組合員中より之を選任することを得

(二)　昭和八年度事業報告

一、組合員数及出資口数

| 職業別 | 前年末現在 | | 本年度加入及脱退 | | 本年度末現在 | | 区域内現在戸数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 組合員数 | 出資口数 | 加入人員 | 脱退員数 | 組合員数 | 出資口数 | |

二、出資拂込

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業 | 三四 | 三一八 | 二 | | 三六 | 三一八 | 五九九 |
| 林業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 工業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 九 |
| 商業 | 二 | 三 | 一 | 一 | 二 | 三 | 七 |
| 水産業 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 |
| 其他 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 八 |
| 計 | 三六 | 三二一 | 二 | 一 | 三八 | 三二一 | 六二五 |

前年度末現在　三、二一〇円〇〇

本年度末現在　三、二一〇円〇〇

三、準備金及各種積立金

本年度積立　〇円二〇

本年度処分　〇円二〇

四、借入金

| 借入先 | 前年末現在 | 本年度償還 | 本年末現在 |
|---|---|---|---|
| 農林農工銀行 | 六二〇円九六 | 六〇円九九 | 五五九円九七 |

五、餘裕金

イ、預金（銀行）

ロ、預金運用状況

| 預入先 | 前年度末現在 | 本年度預入 | 本年度引出 | 本年度末現在 |
|---|---|---|---|---|
| 銀行 | 二二〇円〇〇 | 七円九七 | 一二八円二八 | 九九円六九 |

六、事業の状況

本組合は農業倉庫のみの経営なるも、本村の如き純農村を益すること甚大なり

七、損益計算

| 利益 | | | 損失 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | | 科目 | 金額 | |
| 貸付金利息 | 〃 | | 貯金利息 支拂未拂 | 〃 | |
| 割引料 | 〃 | | 借入金利息 支拂未拂 | 二七円六〇 | |
| 販賣歩合金 | 〃 | | 理事及監事報酬 | 〃 | |
| 仮渡金利息 | 〃 | | 諸給料 | 七〇円六五 | |
| 購買益金 | 〃 | | 旅費 | 〃 | |
| 利用料 | 〃 | | 通信運搬費 | 〃 | |

八、農業倉庫事業内訳

| | | | |
|---|---|---|---|
| 預金利息 | 七円九七 | 消耗品費 | 一 |
| 有價證券利息 | 一 | 會議費 | 一 |
| 配當金 | 二四円五五 | 諸稅及負擔金 | 一 |
| 倉庫利益金 | 二一一円六〇 | 會費 | 一四円八八 |
| 〃 | 〇 | 雜費 | 一七円四五 |
| 雜收入 | 一 | 什器減價償却 | 一円八〇 |
| 小計 | 二四四円二 | 小計 | 一三二円三八 |
| 繰越金 | 一 | 繰越損失金 | 九八円一〇 |
| 合計 | 二四四円二二 | 合計 | 二三〇円四八 |
| 差引剩餘金 | 一三円六四 | | |

| 收入 | | 支出 | |
|---|---|---|---|
| 本庫 | 二九四円四四 | 給料 | |
| | | 燃料費 | 一二円五〇 |
| | | 火災保險料 | |
| | | 敷地料 | 二〇円九〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 人夫賃 | 二八円八四 | |
| | 賠償金 | 一四円一五 | |
| | 雑費 | 六円四五 | |
| 合計 二九四円四四 | 合計 | 八二円八四 | |

差引金貳百拾壹圓六拾銭

三、役員氏名

理事組合長　伊藤清次郎　監事　前田平之進
理事　杉野博　監事　日比野萬次郎
理事　片野弥三郎
理事　関戸茂治

## 第三目　池邊信用購買販賣組合

(一)　保証責任池邊信用購買販賣組合定款

### 第一章　總則

第一條　本組合は左の事業を行ふを以て目的とす

一、組合員の産業に必要なる資金を貸付し又貯金の便宜を得せしむること

二、組合員の経済発達に必要なる資金を貸付し又組合員と同一の家に在る者、公共團体又は営利を目的とせざる法人若くは團体の貯金を取扱ふこと

三、加入予約者の貯金を扱ふこと

四、組合員の産業又は経済に必要なる物を買入し、之に加工し、若くは加工せずして組合員に賣却すること

五、組合員の委託を受け其生産したるものに加工し又は加工せずして之を販賣すること

六、農業倉庫法に依り農業倉庫の経営を爲すこと

第二條　本組合は保証責任池邊信用購買販賣組合と称す

第三條　本組合の組織は保証責任とす　保証金額は出資一口に付金拾圓とす

第四條　本組合の区域は岐阜縣養老郡池邊村とす

第五條　本組合の事務所は之を岐阜縣養老郡池邊村大字根古地八十六番地の二に置く

第六條　組合員は本組合の区域内に住居し且つ獨立の生計を営む者に限る　加入予約者の資格又同じ

第七條　組合員又は加入予約者は他の産業組合に加入し又は加入の予約を爲すことを得ず
但し理事の承諾を得たるときは此限りに非らず

第八條　組合原簿に記載したる事項の変更の届出及組合原簿の提出は毎年十二月三十一日に取纏めて其後二週間内に之を爲す

第九條　産業組合法第四十條第二項に依る公告は本組合の掲示場に掲示し且つ大正新聞に掲示して之を爲す

第十條　本組合の財産に対する組合員の持分は左の標準に依り之を定む
一、出資金に対しては出資額に應じ算定す
二、準備金に対しては拂込出資累計額に應じ年度毎に之を算定し加算す
三、特別積立金に対しては本組合より購買したる物の價額に應じ年度毎に算定加算す
但し總會の決議により購買したる物の價額に対する持分算定の率は物の種類により之を異にすることを得
四、農業倉庫減價償却金に対しては本組合解散當時の組合員に限り持分を有し其権利は平等とす

五其他の財産に対しては拂込出資累計額に應じて之を算定す
六本組合に損失あり其未だ塡補をなさざる前持分を拂戻すときは特別積立金に対する持分に按分して控除し、其特別積立金を以て足らざるときは準備金に対する持分に按分して控除し持分を算定す
本組合に損失ありたるときは之を塡補したる財産科目に対する持分に按分して控除し、持分を算定す、第十八條の規定に依る特別積立金を臨時の支出に処分したる場合亦同じ
本組合の財産が出資額より減少したるときは出資額に應じ持分を算定す

## 第二章　出資及積立金

第十條　出資一口の金額は拾圓とす
第十一條　出資第一回の拂込金額は一口に付き金壹圓以上とす
第十二條　第一回後の出資拂込は配當すべき剰餘金より拂込に充つるものの外、出資一口毎に毎年十二月末迄に金壹圓以上宛拂込を爲し五ケ年以内に完了するものとす
第十四條　出資の拂込を怠りたるときは期日後一日に付其拂込むべき金額の二百

分の一に當る過怠金を徴収す

第十五條　本組合は出資總額に達する迄毎年事業年度の剰餘金の四分の一以上を準備金として積立つるものとす

第十六條　加入金増口金過怠金及第七十一條の規定に依り拂戻を爲さざる持分額は之を準備金に組入るるものとす

第十七條　本組合は剰餘金より特別積立金を積立つることを得

本組合は農業倉庫の建築若くは改築修繕又は買入費用に対し公共團体等により受けたる補助金に相當する金額は之を農業倉庫減價償却金と爲すものとす

第十八條　準備金及特別積立金は損失の塡補に充つるものとす

但し特別積立金は總會の決議により之を臨時の支出に処分することを得農業倉庫減價償却金は農業倉庫の減價償却に充つ

第十九條　準備金及特別積立金は産業組合中央金庫保証責任岐阜縣信用購買組合聯合會若くは總會の承認を経たる銀行に預入又は之を以て國債證券勧業債券産業債券若くは農工債券を買入るるの外他に之を利用することを得ず

但し總會の承認を経て事業資金に融通することを得

## 第三章　機関

第二十條　本組合に理事七名監事三名を置く

理事は組合長一名專務理事一名を互選す

第二十一條　組合長は事務を總理し組合を代表す、組合長事故あるときは專務理事之に代り組合長專務理事共に事故あるときは理事の互選に依り其代理者一名を定む

專務理事は組合長を輔佐し組合事務を掌理す

第二十二條　理事の任期は三ヶ年とし、監事の任期は二ヶ年とす

但し再選を妨げず

組合長及專務理事の任期は理事の任期に從ふ

補欠選擧に依り就任したる理事又は監事は前者の任期を繼承す理事及監事は任期滿了後と雖も後任者の就職する迄仍其職務を行ふものとす

第二十三條　辞任其他の事由に依り、理事又は監事に欠員を生じたるときは通常總會の時期まで猶予すること能はざる場合に限り臨時總會を開催し補欠選擧をなすものとす

總會が理事又は監事の解任を議決したるときは同時に其補欠選擧を爲すことを要す

第二十四條　理事及監事は名譽職とす
但し專務理事は有給とす理事及監事は總會の決議に依り報酬手當又は賞與を支給することを得

第二十五條　理事及監事は正當の事由なくして辭任することを得ず

第二十六條　通常總會は毎年一回一月之を開く
臨時總會は左の場合に於て之を開く
一　理事が必要と認めたるとき
二　監事が産業組合法第三十四條により必要と認めたるとき
三　理事が欠けたるとき
四　産業組合法第二十三條に依り組合員より總會招集の請求ありたるとき

第二十七條　總會の招集は少くとも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す
前項の通知書には招集者之に記名することを要す

總會は總組合員の半數以上出席するに非らざれば開會することを得ず

前項の場合に於ける決議は出席したる組合員の過半数を以てし理事若くは監事の選任又は解任定款の変更組合員の除名解散及合併の決議は總組合員の半数以上出席し、其四分の三以上の同意あることを要す
但し合併に因る組織変更は同一の結果を生ずべき場合は總組合員の同意あることを要す

第三十條　總會の議長は組合長之に當る、組合長事故あるときは理事の互選に依る監事の招集したる總會の議長は總會を招集したる監事之に當る、其多数なる場合に於ては其互選に依る總會に於て必要と認めたるときは出席者の互選に依り議長を定むることを得

第三十一條　組合員は十名以上代理せずして議決権を行ふことを得ず

第三十二條　總會に於ては決議錄を作り、開會の時期場所會議の顛末及出席者の員数を記載する事を要す

第三十三條　總會の議事に関する細則は總會に於て之を定む

本組會に信用評定委員六名を置き總會に於て組合員中より之を選任す
信用評定委員の任期は一ヶ年とす
但し再選を妨げず

第二十三條　信用評定委員は總會の決議により何時にても解任することを得、信用評定委員の選任及解任に関しては理事及監事の例に依る

第二十四條　信用評定委員は一月定會を開き、組合員各自の信用を評定し信用程度表を作成す

信用程度表は理事之を保管す

第二十五條　第二十四條の規定は信用評定委員に之を準用す

第二十六條　本組合に世話係五名を置き組合員中より組合長之を嘱託す

世話係は理事の指揮を受け事業執行上の補佐をなすものとす

第二十七條　本組合に事務員若干名を置き組合長之を任免す

事務員は理事及監事の指揮を受け庶務に従事す

第二十八條　組合長は總會の決議を経て特別の技能ある者を協議員と爲すことを得

協議員は理事の諮問に答へ又は組合の事務につき理事に意見を開陳する

## 第四章　事業執行

### 第一節　通則

第二十九條　本組合の事業年度は暦年に依る

第四十條　本組合に餘裕金あるときは産業組合中央金庫保証責任岐阜縣信用購買組合聯合會、若くは總會の承認を經たる銀行に之を預け入るるものとす

第四十一條　事業執行に関する細則は理事會之を定む

## 第二節　信用

第四十二條　組合員より貸付の請求ありたるときは理事は信用程度表及び貸付金の用途を調査し其金額及貸付方法を定むるものとす

第四十三條　理事貸付を爲す場合に於て必要と認むるときは組合員をして保証人を立てしめ又は擔保を供せしむるものとす

第四十四條　貸付金の辨済期限は一ヶ年内に於て之を定む
但し特別の事由あるときは三ヶ年内に於て之を定むることを得
土地倉庫機械器具工場家屋其他の設備に要する固定資金及舊債償還資金に限り特別の事由あるときは十ヶ年内の割賦償還の方法に依り貸付することを得

第四十五條　倉庫部に於て発行したる農業倉庫券に対して爲す貸付は保管物品の時價の十分の八以内とす

前項の貸付期限は受寄物の保管期限を超ゆることを得ず

第四十六條　貸付金の辨済に付ての遅延利息は貸付金の利率に依る

第四十七條　理事は貸付金使用の實況を監査し、貸付の目的に反するものありと認むるときは期限前と雖も辨済をなさしむることを得

第四十八條　貯金の取扱は一回金拾銭以上とす

加入予約者の貯金は一人に付出資一口の金額及加入金額の合計額を超ゆることを得ず

貯金の利息は毎年五月末及十一月末の両度に之を元金に組入るるものとす

第四十九條　貸付金及貯金の利率は左の制限内に於て理事之を定む

一、貸付金に付ては年一割二分以下

二、貯金に付ては年八分以下

## 第三節　購買

第五十條　本組合に於て賣却する物の種類左の如し

一、肥料　農具

二、味噌　醤油　砂糖　塩　酒類　紙類　薪炭

三、其他總會の決議を経たるもの
本組合に於て爲す加工品左の如し
一、肥料の配合

第二十條　理事は組合員の需要を調査し、又は其注文に應じ賣却すべき物及其材料を便宜買入るるものとす

第二十一條　組合員は理事の承諾を経るに非ざれば本組合に於て取扱ふものを本組合外より購買することを得ず

第二十二條　購買の申込多數の場合に於ける賣却の順位又は數量は申込人の購買必要の程度等を參酌して理事之を定む

第二十三條　組合員に賣却するものの代價は市價を標準として理事之を定む

第二十四條　理事の必要ありと認むるときは時價を指定して組合員に注文物件の見積代金の一部を提供せしむることを得

第二十五條　組合員は組合より購買物件引渡の通知を受けたるときは遲滯なく之を引取ることを要す
前項の通知を受けたる日より一週間内に引取りを爲さざるときは物件購買代價の十分の一に當る過怠金を徴収す、此場合に於ては本組合に

於て其賣買契約の解除を爲すことを妨げず

第二十條　組合員は購買物引取と同時に其代金を支拂ふことを要す
但し理事に於て止むことを得ざる事由ありと認むるときは貳ケ月内の延納を承諾することを得
前項但書の場合に於ては百圓につき日歩五錢以内に於て理事の定めたる利息を徴収す

第二十九條　理事代金の延納を承諾する場合に於て必要と認むるときは組合員をして保証人を立てしめ、又は擔保を供せしむるものとす

第四節　販賣

第三十條　本組合に於て販賣するもの左の如し
一、米、麦、藁工品
二、其他總會の決議を經たるもの

第三十一條　組合員は理事の承諾を經るに非ざれば、本組合に於て取扱ふ物を本組合を通せずして販賣することを得ず

第三十二條　組合員前條の規定に違反したるときは過怠金を徴収することを得

第三十三條　理事は各組合員の生産物に付報告を徴し又は必要なる調査を爲すこと

を得

第六十四條　組合が組合員より其販賣せんとする物を受取りたるときは其品等及數量を査定し理事之を組合員に通知するものとす

第六十五條　組合員は其販賣委託物に付代金又は販賣の時期を指定することを得ず

第六十六條　組合員は組合に販賣委託物を引渡したる後は何時にても代金仮渡を請求することを得

但し其額は時價の十分の八以内に於て理事之を定む

前項の販賣仮渡金に対しては百圓に付日歩貳銭五厘以内に於て理事の定めたる利息を支拂ふことを要す

第六十七條　組合員に配分すべき販賣代金の計算期は毎年總會に於て之を定む

毎計算期迄に販賣したる物件の代金は該計算期毎に各品等に付之を計算し組合員が委託したる物の數量に應じて之を配分するものとす

第六十八條　一計算期迄に受取りたる物にして當該計算期までに賣却すること能はざりし物に付ては、其後に賣却したる回品等物の代金中より先づ其代金を配分するものとす

第六十九條　本組合が受託物の販賣を爲したるときは受託者より總會に於て定めた

る販賣歩合金を徴収するものとす

第七十條　受託物中組合に於て精白、表装調製其他特殊の労費を加へたるものに付ては別に手数料を徴収するものとす

前項の手数料は總會の決議したる範圍内に於て理事之を定む

第七十一條　販賣假渡金並に其利息販賣歩合金及前條の手数料は代金配分のとき之を差引くものとす

第五節　農業倉庫

第七十二條　第一條第六號の業務は別に定むるところの農業倉庫業務規定に依り之を行ふ

前項の規定は總會に於て之を定む

第五章　剰餘金処分並に損失の塡補及分担

第七十三條　剰餘金より準備金に積立つべき金額を控除し、尚殘餘あるときは配當金特別積立金特別配當金役員賞與金又は繰越金と爲すものとす

第七十四條　剰餘金の配當は其剰餘金を生じたる年度の終に於ける組合員の拂込済出資額及準備金並に特別積立金に対する持分額を合算したる金額に應じ　其率は年六分以下とす、剰餘金の特別配當は其剰餘金を生じたる事

業年度内に於て組合員が本組合より購買したる物の價額に應ずるものとす

但し總會の決議により購買したる物の價額に対する配當の率は物の種類により之を異にすることを得

第七十五條の二　損失塡補は先づ特別積立金を以てし次に準備金を以てす

但し總會の決議に依り特別積立金及準備金を以て塡補することを得

第七十六條　本組合の財産を以て其債務を完済すること能はざる場合に於て本組合員間に於ける損失分担の割合は其保證金額の割合に應ずるものとす

## 第六章　加入増口及脱退

第七十七條　新に組合員たらむとするもの又は出資口数を増加せむとする者は申込書に加入金拾錢又は増口金拾錢を添へ理事に差出すことを要す

但し第一年度に於ては加入金又は増口金を徴せず

理事前項の申込を承諾したるときは其旨申込人に通知し出資第一回の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載することを要す

加入又は増口の効力は第七十七條第二項第七十九條及第八十一條の場合

を除くの外出資第一回の拂込と同時に発生するものとす

第七十六條　加入予約の申込ありたるときは理事は其許否を決し申込人に其旨を通知することを要す

第七十七條　前條の規定は加入予約者を組合に加入せしむる場合に準用す

第七十八條　但し此場合に於ては加入予約者の貯金は其の全部を出資及加入金の拂込に充つることを要す

第七十九條　加入予約者が第八十二條第四號又は第五號に該當するときは總會の決議により予約の解除を爲すことを得

第八十條　持分を譲渡せんとする場合に於ては理事の承諾を経ることを要す

持分を譲渡せんとする者が組合員に非ざるときは加入金及出資の拂込を爲さしめざるの外第七十八條第一項及第二項の規定を準用す

第八十一條　組合員脱退せんとするときは其事業年度末六ケ月前に其旨を理事に予告することを要す

第八十二條　死亡により脱退したる組合員の相続人が直ちに加入せるときは組合は被相続人に対して持分の拂戻計算を爲さず、被相続人と同一の権利を有し義務を負ふものと看做す

但し此場合に於ては加入金を徴せず

第十二條　組合員は左の事由に因るときは總會の決議に依り之を除名す

一、出資の拂込過怠金の納付貸付金の辨済又は購買代金、若くは利息の支拂を怠り一ヶ月内に其義務を履行せざるとき

二、第五十三條の規定に違背して物を購買したるとき

三、理事の承諾を経ずして組合より購買したる物件を他に販賣したるとき

四、組合の事業を妨ぐる所爲ありたるとき

五、犯罪其他信用を失ふべき所爲ありたるとき

第十三條　組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻は拂込済出資額に止むるものとす

但し除名に依る場合に於ては其拂込出資額の半額を死亡其他組合員たる資格を喪失總會に於て止むことを得ざるものと認めたる事由に依る場合に於ては其持分の全額を拂戻すものとす

## 第七章　組合解散

第十四條　本組合解散したるときは理事其清算人と爲る

但し總會の決議に依り組合員中より之を選任することを得

第八章　附則

第十五條　本組合設立當時の理事及監事を定むること左の如し

但し第一回通常總會に於て之を改選す

第十六條　定款変更に依り増員したる理事の任期は現任理事の任期と同時に満了するものとす

備考　理事　十名　　監事　五名

(二)　昭和八年度事業報告

一、組合員の数及出資口数

前年度末現在　二二一人　八七一口

本年度末現在　二二五人　八七四口

二、拂込出資金

前年度末現在　六、七四二円〇〇

本年度末現在　七、一八六円二八

三、準備金

前年度末現在　七四〇円一三

本年度積立金　二六円一〇
本年度末現在　七六六円二三

四、預ケ金

| 種別 | 前年度末現在 | 本年度預入高 | 本年度拂戻高 | 本年度末現在 |
|---|---|---|---|---|
| 大垣共立銀行 | 七六九円三五 | 一二、五九七円二八 | 一三、〇二六円一〇 | 三四〇円六三 |
| 縣信用組合會 | 一、三〇三、七九 | 五〇、九一七、四八 | 三八、一七七、〇二 | 一四、〇四四、二五 |
| 中央金庫 | 一四三、一六 | 九〇、四八 | | 二三三、六四 |
| 計 | 二、二一六、三〇 | 六三、六〇五、三四 | 五一、二〇三、一二 | 一四、六一八、五二 |

五、貸付金

| 前年度末現在 | 本年度貸付高 | 本年度償還高 | 本年度末現在 |
|---|---|---|---|
| 二四、八三二円五九 | 二三、六四五円四五 | 二三、二五四円一六 | 二五、二二三円八八 |

六、當座貸越金

| 前年度末現在 | 本年度貸越高 | 本年度償還高 | 本年度末現在 |
|---|---|---|---|
| 二四八円八四 | 六、〇三八円四六 | 五、一八六円六八 | 一、一〇〇円六二 |

七、貯金

| 種別 | 前年度末現在 | 本年度受入高 | 本年度拂戻高 | 本年度末現在高 |
|---|---|---|---|---|

八、購買

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 組合員 | 九、五一九円八五 | 四二、四八七円四〇 | 三五、五七〇円六五 | 一六、四三二円六四 |
| 家族 | 七、九八八、九五 | 一六、二五七、一一 | 一二、一二九、三七 | 一二、一一六、六九 |
| 團体 | 四、五四六、七八 | 二、二七七、一五 | 一、九二六、五四 | 四、八四五、三九 |
| 毎月 | 六九、一〇 | 二一八、九〇 | 四六、〇〇 | 二四二、〇〇 |
| 据置 | 二、四〇九、六六 | 一四八、二五 | 一四九、一八 | 二、四〇八、七三 |
| 計 | 二四、五三〇、三八 | 六一、三三八、八一 | 四九、二三、七四 | 三六、〇四五、四五 |

九、棚卸高

| 前年度末現在 | 本年度購買高 | 本年度拂戻高 | 本年度末現在高 |
|---|---|---|---|
| 一五六円八一 | 七八九円六五 | 七九〇円二五 | 一五六円二一 |

一〇、農業倉庫

| 科目 | 摘要 | 金額 |
|---|---|---|
| 建物 | 農業倉庫四棟 事務所一棟 | 一〇、三八〇円〇〇 |
| 備品 | 金庫 自轉車 倚子外一二〇点 | 四〇〇、〇〇 |
| 購買品 | 酒 木炭 傘 足袋其他一六種 | 一八七、三五 |
| 未収入賣却品代 | 購買品賣却代未収入 | 一八八、七六 |

| 収入 | | 支出 | |
|---|---|---|---|
| 本庫保管料 | 一五六円四五 | 敷地料 倉庫四棟 | 五〇七円七 |
| 駆除費 | 五、〇二 | 係員手當 仝 | 一二七、〇〇 |
| 大場支庫保管料 | 九六、六〇 | 人夫賃 仝 | 一〇一、五〇 |
| 駆除費 | 六、二〇 | 駆除費 | 二〇、八〇 |
| 枠辺支庫保管料 | 七〇、八八 | 保険料 | 一四、三〇 |
| 大代支庫保管料 | 一二二、二〇 | 鼠害補償 | 二六、〇六 |
| 駆除費 | 八、五六 | 印刷費 | 一三、二三 |
| | | 雑費 | 一、一三 |
| 計 | 四六六、〇〇 | 計 | 三五四、七九 |

差引金壹百拾壹圓貳拾壹錢　倉庫利益金

二、損益計算

| 利益 | | 損失 | |
|---|---|---|---|
| 貸付金利息 収入 | 一、九九三円五五 | 貯金利息 支拂 | 二、一二九円五四 |
| 未収 | 一〇四 | 未拂 | 一六三、一七 |
| 預金利息 収入 | 五〇四、五八 | 借入金利息支拂 | 二六五、七九 |

| 未収 | | 未拂 | |
|---|---|---|---|
| 倉庫部利益金 | 八六、九六 | 會費 | 一〇六、五九 |
| 配當金 | 一一一、二一 | 總會費 | 二三、〇九 |
| 購買利益金 | 四五、五六 | 雜費 | 二八、七一 |
| 雜收入 | 三一、一四 | 消耗品費 | 五八、三五 |
| 前期繰越金 | 二、五七 | 給料 | 二八、一一 |
| | 一、五〇 | 旅費 | 四三二、九〇 |
| | | 建物見積損 | 二五、六二 |
| | | 備品見積損 | 五六、一七 |
| | | | 四、九二 |
| 計 | 二、七七八、一一 | 計 | 二、三二二、九七 |

差引金四百五拾五圓拾四錢

役員氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 理事組合長 | 松永　弘 | 理事 | 伊藤　昇 |
| 專務理事 | 松永長九郎 | 理事 | 後藤雄三 |
| 理事 | 児玉完治 | 理事 | 内堀喜一 |
| 理事 | 児玉齊治 | 監事 | 岡田民二 |
| 理事 | 横山増吉 | | |

監事　内堀保一　監事　三浦茂市

(一)　保証責任池邊信用購買販賣組合

一、農業倉庫業務規定

第一條　定款第一條第一項第六號により行ふ業務は左の如し

一、受寄物の保管

二、受寄物の調製改装及荷造

三、受寄物の運送又は販賣の仲立

四、受寄物の運送又は販賣の取扱

五、貸付

前項第一號第四號の業務は組合員に非ざる者の爲にも之を行ふ

第二條　本組合に於て寄託を受くる物品は當初の寄託者が自ら生産したる穀物又は繭若くは小作料として受けたる穀物にして其所有に係るものに限る

穀物の品目は左の如し

米　籾　大麦　小麦　裸麦　大豆

第三條　本組合は前條の規定に依る保管に支障なき場合に限り前條第一項の規定に拘らず前條に掲ぐる物品の外左の物品の寄託を受く

紫雲英種子　肥料　藁工品

第四條　寄託申込競合したるときは左の順位により其引受を爲す

一、組合員たる生産者の寄託

二、組合員にして土地に付権利を有するものの寄託

三、組合員に非ざる生産者の寄託

四、組合員に非ざる者にして土地に付権利を有するものの寄託

五、其他

前項の規定に依り同一順位にあるものに付ては其順位は左の品目順に依る

米穀　大麦　小麦　裸麦　大豆　繭　紫雲英種子　肥料　藁工品

第五條　第二條の規定に依る物品の保管上必要あるときは何時にても相當の期間を定め第三條の規定に依り保管する物品の出庫を其寄託者に請求することあるべし

但し此場合に於ける請求の順位は前條の規定により後順位に在るもの

を以て先とす

第六條　受寄物中腐敗又は変質に因り他の受寄物に損害を及ぼす慮ありと認むる物に付ては何時にても其出庫を寄託者又は農業倉庫証券所持人に請求することあるべし

第七條　種類及品位の同一なる穀物は所有倉庫の全部に付混合保管を為す
但し寄託者の請求ありたるときは此限りに在らず

第八條　受寄物に対しては必要に應じ二硫化炭素の燻蒸を行ふ
但し該燻蒸を行ひたるときは其實費は在庫品に対して均一に負担せしむ

第九條　保管料は一ヶ月に付左の如く定め出庫の際受取人より徴収す
但し一ヶ月に満たざる日数に付ても一ヶ月分を徴収す
組合員の寄託に依るもの
一、米　籾混合保管の場合　壹俵に付金貳銭
　　特定保管の場合　壹俵に付金四銭
一、麦類　仝　上
一、大豆　仝　上

一、繭　壹石に付　金貳拾錢
一、紫雲英種子　肥料　壹叺に付金四錢
一、藁工品　拾貫匁に付金五錢
組合員に非ざるものの寄託に依るもの
一、米　籾混合保管の場合　壹俵に付金三錢
特定保管の場合　壹俵に付金五錢
一、麥類　仝　上
一、豆類　仝　上
一、繭　壹石に付　金貳拾五錢
一、紫雲英種子　肥料　壹叺に付金五錢
一、藁工品　拾貫匁に付金六錢

第十條　（但し本條は昭和二年十二月より施行す）縣指令二産第七四號を以て許可保管期間は特別の契約ある場合を除くの外六ケ月とす
但し第二條の寄託物に付ては所有權に移轉なきとき　第二條の寄託物に付ては第二條の規定に依る保管に支障なきときに限り保管更新の求に應ずることあるべし

第十一條　寄託の申込を爲さむとする者は附錄第一號の樣式に準じ寄託申込書を差出すべし

縣又は同業組合に於て檢査を施行したる物品に付ては其等級を申込書の相當欄に記入すべし

第十二條　受託物を入庫したるときは附錄第二號樣式の入庫票を寄託者に交付す

第十三條　寄託物を出庫せんとする者は入庫票又は第十七條の規定に依り發行したる農業倉庫證券を呈示して之を請求すべし

第十四條　混合保管をなしたるものに付ては寄託者又は農業倉庫證券所持人は其物に付權利を有するものの協議に依らず　前條の請求を爲すことを得

第十五條　前條の規定により出庫の請求ありたるときは積込の順序を問はず寄託の數量に應じ之を引渡すものとす

第十六條　寄託物の出入及積卸に付ては寄託者又は農業倉庫證券所持人は倉庫係員の指圖を受くべし

第十七條　保管期間滿了後二週間、又は第五條若しくは第六條の請求を爲したる後一週間を經過するも仍寄託物を受取らざる時は商法第三百八十一條の規定により之を競賣に附することあるべし

第十七條　本組合の發行する農業倉庫証券は附錄第三號樣式の倉荷証券の一種とす

農業倉庫証券は寄託者の請求ありたるとき入庫票と引替に之を發行す但し第三條の規定に依る受寄物に対しては之を發行せず

第十八條　農業倉庫証券發行に付ては手數料として一通に付金拾錢を徵收す

第十九條　寄託者又は農業倉庫証券所持人第十條の規定により保管期間の更新を求むるときは、其入庫票又は農業倉庫証券を呈示すべし保管期間の更新を承諾したるときは其入庫票又は農業倉庫証券に更新年月日及期間を記入すべし

第二十條　入庫票又は農業倉庫証券を滅失したる所持人が其再度交付を請求する場合に於て提供する擔保は本組合の指定する物件又は二人以上の保証人あることを要す

再交付の手數料は入庫票にありては金五錢農業倉庫証券にありては金貳拾錢とす

第二十一條　本組合は寄託を受けたる穀物又は繭に付ては寄託者の委任を受けざる場合と雖も寄託者の爲めに包括火災保険に附するものとあるべし

火災保険金額は受寄物の時價に依り之を定む

第二十條　保険料は實費として出庫の際受取人より之を徴収す

第二十一條　受寄物の火災保険に関する事項は本組合と保険者との特約に依る

火災保険金額は必ず本組合を経由して其支拂を受くべきものとす

第二十二條　本組合は受寄物に付火災　虫害　鼠害　雨漏　水濡　窃盗　紛失又は

縄切等に因り生ずる損害を賠償する責に任ず

但し重大なる過失に基かざる火災又は不可抗力に因る損害に付ては此

限りに在らず

第二十三條　受寄物に付本組合の責に任ぜざる損害ありたるときは遅滞なく其旨を

公告す

前項の公告方法は其損害の程度により適宜之を定む

第二十四條　混合保管に付損害ありたるときは其寄託者又は農業倉庫証券所持人五

名以上寄託者又は農業倉庫証券所持人五名未満の場合は全員の立會を

求めて損害を調査し混合物の價額に應じて混合物に之を分賦す

第二十五條　混合保管をなす受寄物に付ては別に定むる検査規定に依り之を検査し

其品位を査定す

前項の検査は縣又は同業組合に於て検査を施行したる物に付ては之を行はず
但し必要と認めたるときは縣又は同業組合の再検査を受くべきことを求むるものとす

第二十六條　受寄物の調製改装荷造り又は運送の仲立若くは取次を依頼せんとする者は入庫票若くは農業倉庫証券を交付したる後は之を呈示することを要す

第二十七條　受寄物に付き調製改装又は荷造りを為したるときは入庫票若くは農業倉庫証券に其手数料を記入し、受寄物出庫の際受取人より之を徴収す
手数料の額は別に之を定む

第二十八條　受寄物に付運送の仲立又は取次の依頼を受けたる場合に於て船車に依る必要あるときは一定数量に達する迄之を取纏むるものとす
運送の仲立又は取次の手数料は受寄物を運送人に引渡すと共に依頼者より之を徴収す
手数料の額は別に之を定む

第二十九條　受寄物の販賣の仲立又は取次は共同販賣とし競争入札の方法に依る

但し必要に應じ隨意又は特約販賣の方法に依ることあるべし
販賣に関する細則は別に之を定む

第二十條　本組合に於て発行したる農業倉庫証券に対して爲す貸付の金額は時價の八掛以内とし其利率は日歩四銭以内とし其の期限は受寄物の保管期限を越へざるものとす

第二十條　農業倉庫業の収支は別に之を決算す
前項の決算に因り生じたる剰餘金の処分又は損失金の塡補は定款の規定に依る

(二)　有限責任池邊販賣組合

共同販賣規程

第一條　本倉庫に共同販賣委員二名を置き共同販賣に関する事務を取扱はしむ

第二條　共同販賣は左の方法により之を行ふ
一、入札
二、特約　入庫在米中

第三條　入札販賣は毎月一回予め期日を定め之を行ふ

第四條　入札販賣希望者は期日の五日前に入札販賣に附せんとする物品名品質

数量を通知し、且つ同時に倉庫證券又は入庫票を提供すべし、此場合には倉庫證券又は入庫票の預書を交付す入札販賣希望者は入札前日迄に最低値段を指定することを得

第五條　入札希望者は當日入札開票二時間前に物品名　品質　数量及値段を記載したる入札證を差出すべし

第七條　開札は共同販賣委員三名以上立會の下に之を爲す

第八條　特約販賣は毎年一定額以上の購入をなす官衙公署學校工場産業組合に対し之を爲す

第九條　購買の特約をなさんとするものは物品特約期間一年の購入予定数量購入予定期日及價額決定の方法を記載したる書面を以て之を申込むべし

特約販賣を希望する寄託者は予め定めたる期日中に物品名数量及價額を記載したる書類を差出し、且つ同時に倉庫證券又は入庫票を提供すべし、此場合には倉庫證券又は入庫票の預り書を交付す

調製改裝運送仲立販賣取次手数料

一、調製改裝　　米壹俵に付金參拾錢

内訳

調製手数料　金七銭
内俵　金参銭
外俵　金参銭
桟俵　金貳銭
縢縄　金貳銭
横縄　金四銭
不動縄　金四銭
改装手数料　金五銭

一、運送仲立　免除
一、販売取次　免除

(三)　農業倉庫調

一、有限責任池邊販賣組合農業倉庫調

| 倉庫名 | 坪数 本坪 | 坪数 庇坪 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 大巻倉庫 | 四八坪 | 二四坪 | 大巻字は丿割六一二番丿二 |
| 高柳倉庫 | 二〇 | 四 | 大巻字上東敲野五、三五九番丿二 |
| 小坪倉庫 | 三〇 | 六 | 大巻字四段割五、五五二番丿二 |

倉庫長　伊藤清次郎

二、保証責任池邊信用購買販賣組合倉庫

| 倉庫名 | 坪数 本坪 | 坪数 庇坪 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 根古地倉庫 | 三〇坪 | 一五坪 | 根古地字堤外一、五二五番ノ一 |
| 大場倉庫 | 二一 | 五 | 大場字南屋敷一二五番 |
| 大代倉庫 | 二一 | 一〇 | 瑞穂字大代八一四番 |
| 枠池倉庫 | 二一 | 一〇 | 瑞穂字枠池一〇七番 |

倉庫長　松永弘

三、籾貯藏倉庫

| 倉庫名 | 坪数 本坪 | 坪数 庇坪 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 中央倉庫 | 三二坪 | 一二坪 | 大巻字いノ割一七八番 |

右は二組合聯合倉庫にして昭和九年度完成す

## 第九節　金融

### 第一項　本村の金融

本村の金融狀態は、銀行、郵便貯金、郵便爲替、信用組合等により常に圓滑なり　近来都市と云はず農村と云はず産業組合の発達により本村に於ても之が

理解を有するもの増加し従つて利用益ならんの状態なり

第二項　信用組合（保証責任池邊信用購買販賣組合）

一、貸借対照表

| 借方 | | 貸方 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 出資金 | 八、七五〇、〇〇円 | 拂込未済出資金 | 一、二〇〇、八四 |
| 縣聯合會未払出資金 | 三七五、九七 | 縣聯出資金 | 一、〇〇〇、〇〇 |
| 全購聯未払出資金 | 二五二、八八 | 中金出資金 | 一〇〇、〇〇 |
| 中央金庫未払出資金 | 一 | 全購聯出資金 | 五〇〇、〇〇 |
| 準備金 | 八八一、五三 | 建物 | 一〇、三八〇、〇〇 |
| 特別積立金 | 一 | 備品 | 四〇〇、〇〇 |
| 貯金 | | 預金 | |
| 組員定期 | 五、五八〇、五七 | 高田支所 | 一〇九、五〇 |
| 特別 | 一一、一八九、三三 | 今尾支所 | 五九、四二 |
| 當座 | 六、五六五、六九 | 共立銀行 | 八〇〇、六三 |
| 家族定期 | 七、二五一、三〇 | 縣聯定期預金 | 一五、二〇〇、〇〇 |
| 特別 | 五、九一八、〇〇 | 別段預金 | 二六九、三四 |

| 金 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 團体定期 | 一、三〇〇、〇〇 | 貸 | 證書貸付 | 二六、三四五、九八 |
| 特別 | 四、一〇一、七五 | 出 | 當座貸付 | 七八八、〇〇 |
| 當座 | 一四、八二 | 金 | | — |
| 据置 | 二、四五六、九六 | | 貸付金合計 | 二七、一三七、〇〇 |
| 每月貯金 | 一五四、六〇 | | 購買品在高 | 二三六、四八 |
| 貯金 | — | | 販賣品在高 | — |
| 貯金合計 | 四四、五三三、〇一 | | 未收購買品賣却高 | 二四八、七五 |
| 借入金 | 四、二〇〇、〇〇〇 | | 未收販賣代金 | — |
| 未拂購買品代 | 五五、〇二 | | 立替金（檢查料） | 五〇、九二 |
| 未拂販賣品代 | — | | 倉庫部損益 | 五七、六三 |
| 倉庫部損益 | — | | 未收入利息 | 一、〇四 |
| 貯金利息準備金 | — | | 總會費 | 一三、四〇 |
| 借入金利息金 | — | | 會費 | 三六、四五 |
| 貸付金利息 | 七四二、六一 | | 給料 | 二九三、五〇 |
| 預金利息 | 四七四、一三 | | 旅費 | 八、八二 |
| 配當金 | 二〇、四五 | | 貯金利息 | 六一六、九三 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 穀物購買組合出資金 未拂込 | 一四〇、〇〇〇 | 借入金利息 | 一二八、八一 |
| | 一 | 消耗品費 | 一二、三二 |
| | 一 | 雑費 | 四八、三〇 |
| 繰越金 | 一五、八六 | 穀物購買販賣組合出資金 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 雑収入 | 三〇 | 現金 | 一、三五一、四三 |
| 合計 | 六〇、四八一、八一 | 合計 | 六〇、四八一、八一 |

# 第八章　神社宗教

## 第一節　神社

### 第一項　敬神尊祖

抑〻敬神尊祖は我國風にして祖先崇拝は我民風なり。朝野群載にも「我朝は神國なり、敬神を以て先となすべく、如在を以て礼となすべし」と記しあり。一村一郷には必ず鎮守の神ありて氏族の祖先を祀る。郷村は後世必ずしも同一氏族に非ず鎮守の神は必ずしも共同祖先に非ざるも郷民は悉く氏子と稱して社頭に額き報賽の至誠を捧ぐ

### 第二項　祭神種別

國土創造の神を祀れる社は神明神社にして人代の偉人を祀れる社は大巻八の割熱田神社釜段字新田の天神神社にして自然物を祀れる社は瑞穂字大代の大代神社なり、祖先を祀れる神社は明かならざれ共一地方に群居せる氏族は共同祖先を祀り之を氏神として崇敬怠らざりしは瞭かなり、其の後氏子中或は他に移住し或は他の氏族中より移轉せるものもありて其の地方の村民は何氏族の系統たるを問はず之を産生神として誠敬の意を捧くるやうになれり

### 第三項　神社数

醍醐天皇延喜五年藤原時平等勅を奉じて選輯せしめたる延喜式の中に全國の神名三千百三十二座載錄せり所謂式内神社と稱するもの是なり　美濃の三十九座(大一社小三十八社)其の中にあり、石津には二社多藝に二社　多良村大神神社多藝村多岐神社御井神社養老村久々美雄神社　併せて四社あり、美濃神明帳には社數三百四十五座を郡別に擧げ神階を記す、其の中に多藝郡十六社石津郡二十三社とあり、現今岐阜縣には國幣大社一國幣小社一縣社八鄉社百七十六村社二千二百三十境外境内無格社二千八百五十九社外に招魂社二社あり、養老郡内の神社は二百九十八座而して本村には村社十無格社五外に忠魂碑あり、

| 社格 | 奉幣 | 勸請時代 | 字名 | 神社名 |
|---|---|---|---|---|
| 村社 | 神饌幣帛料供進指定 | 寛文二年 二三二二 | 大巻 | 神明神社 |
| | | 正保五年以前 二三〇八以前 | 大場 | 八幡神社 |
| | | 延徳年中 自二一四九 至二一五一 | 根古地 | 仝(摂社)琴平神社 |
| | | 仝 | | 若宮八幡神社(境内社) |
| | | 仝 | | 社宮神社 |
| | | 正保五年以前 二三〇八以前 | 瑞穂 | 神明神社 |
| | | 慶安二年 二三〇九 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 神饌幣帛料供進未指定 | 不詳 | 釜段 | 神明神社 |
| | | 寛文十年 二三三〇<br>萬治元年 二三一八<br>慶長十九年 二二七四<br>寛文五年以前 二三二五以前<br>寶暦五年 二四一五 | 大巻字高柳<br>大巻字小坪<br>大巻字堤<br>大場新田<br>駒野新田 | 仝<br>仝<br>八幡神社<br>仝<br>神明神社 |
| 無格社 | | 明暦二年 二三一六<br>元治元年<br>不詳<br>仝<br>仝 | 瑞穂字柳原<br>瑞穂字枠池<br>瑞穂字大代<br>釜段字新田<br>駒野新田<br>瑞穂字枠池 | 嚴島神社<br>金刀比羅神社<br>大代神社<br>天神神社<br>水神神社<br>忠魂碑 |

第四項 各神社

(一) 神明神社 大巻字八の割

玉垣 神殿 神殿 神明型燈籠 玉垣 拝殿 高麗狗 篝火 春日型燈籠

神殿　神明型燈籠　高麗狗　春日型燈籠　幟竿　燈籠　燈籠
玉垣　篝火
社務所　砲二門　関戸五作頌徳碑

祭神　天照大神
由緒　寛文二年壬寅（みずのえとら）二月九日大牧村鬼頭吉兵衛創立　境内三百六十八坪
境内八幡神社は應神天皇を合祭田神社は日本武尊を祀る　何れも創立年月日不詳氏子百五十戸　例祭十月十日

(二)八幡神社　大場字西堤

神殿　幣殿　金の柵　燈籠　高麗狗　燈籠　燈籠　燈籠

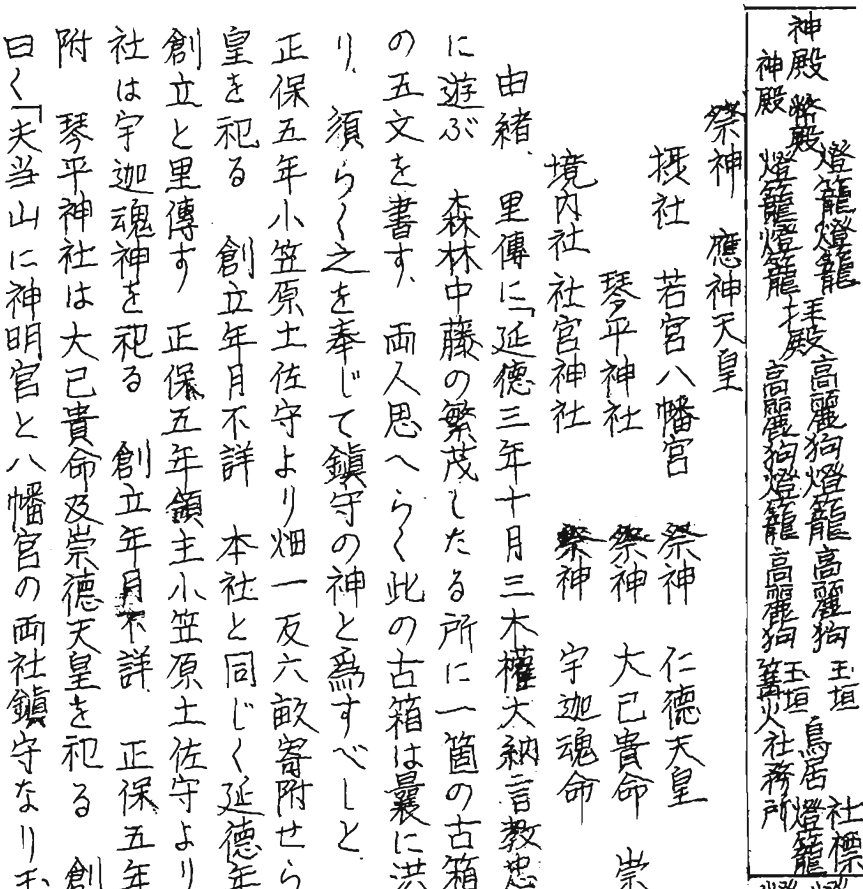
神殿 燈籠 燈籠 高麗狗 燈籠 高麗狗 玉垣 鳥居 社標
神殿 燈籠 燈籠 高麗狗 燈籠 高麗狗 玉垣 鳥居 燈籠 宮橋 燈籠 燈籠 燈籠

故は元より神明宮は新田の氏神八幡宮は本田の氏神なれば各々両田の西北に当つて鎮座し玉へり、故に其の跡今村の人宮田と呼ぶ是なり　然るに明暦年中に当院建立なりて六、七年の星霜を経て後予つくづく思ふ様古法の寺を建立したまひて必ず先ず勧請神を崇るも和光の方便をはなれては仏法たちがたきにや、急ぎ神祠を営み当山の護法と崇ばや、願くば当院永く相続し法燈久しくかゝげて末法万年利物偏増ならん、且国家安穏にして村民豊饒に檀家繁栄ならんことを志願如此竊に思ひ侍るころ当村の住人両三人来りて予に語りて云へる様聊か願ひ申すべきこと候て両田の氏神何れも神田地びくなれば社地自ら狭窄なり是故に神田高く築き社地を濶げ神事安からんことをなん　常々申しあへりしかども村人各々云ひ甲斐なく候まゝに志のみにしてかゝる候はず　冀くば貴院境内は地広く地高にも候へば両宮共に境内に移して永く鎮守として崇め玉ひなんや若し然らば兼ねて両田の氏神と敬ひ奉らんことを是すべて当村氏子同心の願望に候といへり　予思ふ様これぞさながら神明の愚僧が志願をあはれみ玉ひて氏子に託して宣せつるなめりと、すいろに神意もかたじけなく貴く覚え侍るまゝに承諾の詞はこゝろよく申侍るに各々悦でかへりぬ　されども両宮共に其の社地を替へ遷し奉りて当山の鎮守となり玉はんこと小望にあらずと思ひて急に領

家にかくと申上しかば大望即時に許容し給ひぬ　由是貧道聖勵志竭力先づ境内の西南に当り埋池地を闢け堀堀高く築き宮地を新に改造して両宮拝殿軒を並べ光彩修飾本の宮社よりも尚も弥増の事にぞなりぬ　予いよ〳〵信心歓喜の眉を開き一心の丹誠を抽で両御神を勧請して遷宮供養奉り訖ぬ　自爾已来当院に寺号山号を新に加へて八幡山天照寺と名づく」云々

亦傳へて曰く前記天照寺記錄にあるが如く八幡宮と神明宮の両宮軒を並べてありしが新田開発の後神明宮は新田の神なりと是が勧請を本田に請ひしも容るゝ所とならざりしかば夜密に天照寺境内の東南垣を越して奉遷せりと、故に此地（現在天照寺鐘楼南の畑）を「切り抜き」と里傳す　即ち瑞穂に鎮座の神明神社之れなりと云々　棟札左の如し

一、寛文四甲辰（きのえたつ）正月十九日奉再興濃州石津郡子子村八幡神社一宇天長地久諸願成就皆令満足所施主源運社聖誉上人大和尚氏子頭松長兵衛門遷宮萬徳院住持圓公敬白氏子春田次郎兵衛

二、寶暦二壬申（みずのえさる）十二月十三日奉修補濃州多藝郡根古地村八幡宮社頭天長地久諸願成就皆令満足所願主勸運社證誉上人善應大和尚

三、奉修補濃州多藝郡根古地村八幡宮上梁之旨趣抑当社八幡宮者擁護根古地本田

村之氏神　鎮静家國是故永崇尊神威而已　越当山開基聖誉上人者寛文甲辰年（きのえたつ）
両社（神明八幡）移于当寺境内新嚴営社檀顕懇念也　雖尓星霜漸積歳月稍久嚴軒傾破
而雨洗神面歎有餘悲不足故住持起弘願戮有縁之力便令修営社棟傳千不朽也
庶幾此宿樂普士庶人民永敬神恵寺門長久國家安泰子孫繁栄五穀豊登神力演大
光普照無際上消除三垢冥廣済衆厄難龍集元禄十四辛巳稔正月吉辰願主生蓮社
見誉柳絮比丘敬白

四、寶物　神樂獅子何時の世より傳はりしか不詳　往古より霖雨連日にわたり若
くは千天續きて作物に害をなす憂あるときこれを社前に飾るときは霊顯あら
たかにして今に之を傳ふ

氏子八十三戸　年収凡二百円　歳旦祭一月一日　例祭十月十五日　祈年祭　新
嘗祭　境内二百七十九坪

（四）神明神社　瑞穂字和名田

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 神殿 | 幣殿 | 燈籠 | 社務所 | 社標 |
| | | 玉垣 | 燈籠 | 燈籠 |
| | | 燈籠 | 燈籠 | 燈籠 |
| | | 拝殿 | 高麗狗 | 高麗狗 |
| | | | | 幟竿 |
| | | | | 鳥居 |

祭神　天照大神

由緒　慶安己丑（つちのとうし）年正月十九日創建　氏子百戸　境内二百七十二坪　例祭十月十三日

(五)　神明神社　　釜段字亀井崎

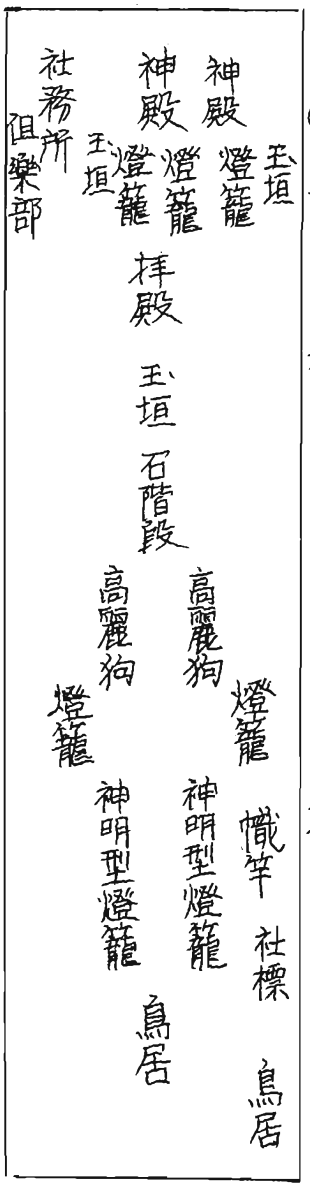


祭神　天照大神豊受姫命

由緒　創立年月日不詳　境内三百十坪　境内八幡神社は應神天皇比咩大神神功皇后を祀る　氏子五十五戸　例祭十月十五日

(六)　神明神社　　大巻高柳新田分字高柳

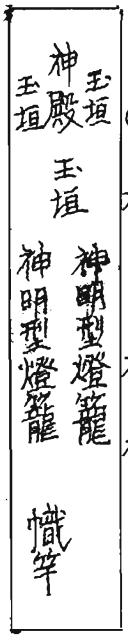


祭神　天照大神

由緒　寛文十年庚戌（かのえいぬ）七月十四日石津郡高柳新田山田正悦伊藤三十郎仝清太夫

創立　明治八年十一月高柳新田外四ヶ村合併して多藝郡大巻村と改稱す　境内三百三十三坪　氏子三十六戸　例祭十月十七日

(七)　神明神社　　大巻字小坪新田

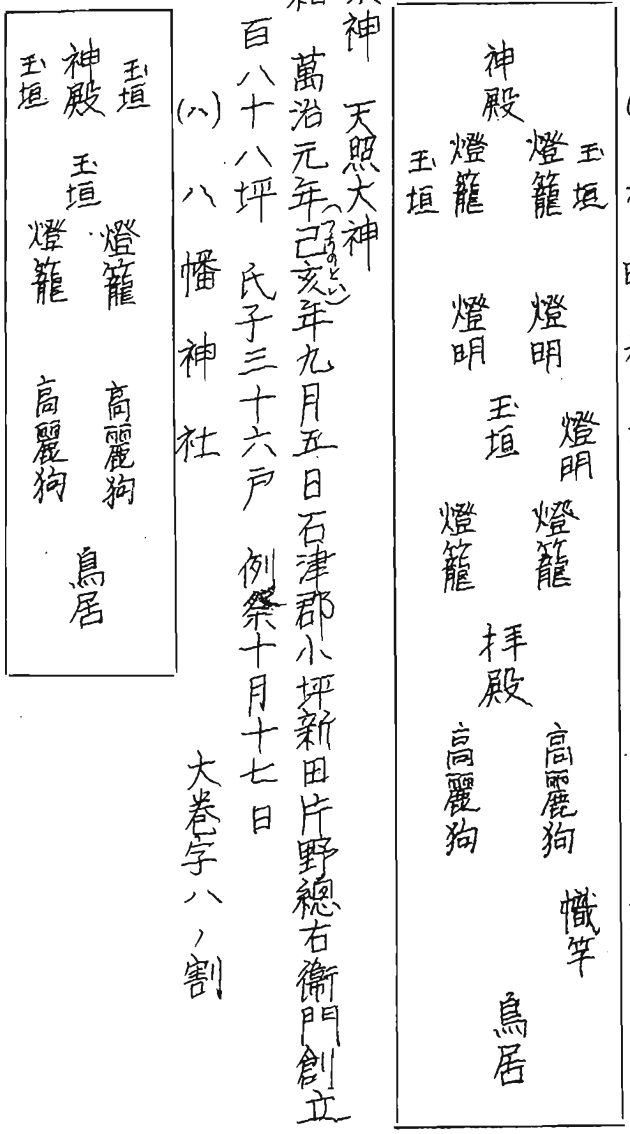


祭神　天照大神

由緒　萬治元年(かのとのとし)己亥年九月五日石津郡小坪新田片野總右衛門創立

境内二百八十八坪　氏子三十六戸　例祭十月十七日

(八)　八幡神社　　大巻字八ノ割




祭神　應神天皇

由緒　慶長十九年甲寅(きのえとら)四月九日安八郡海松村より移轉創立　境内百三十坪

氏子十六戸　例祭十月十日

(九)八幡神社　大場新田字宮屋敷

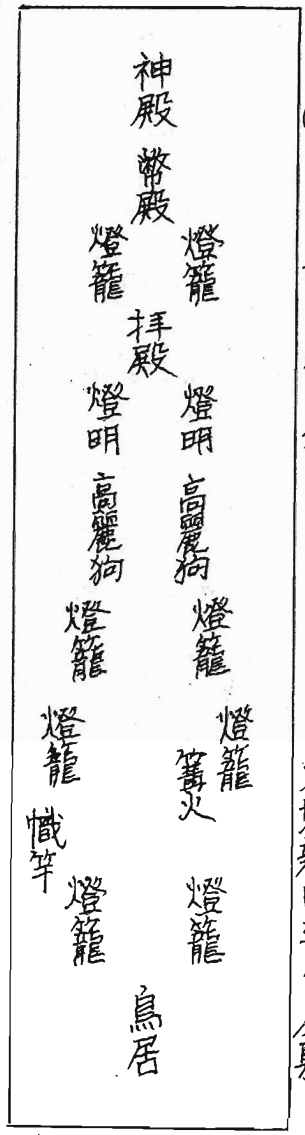


祭神　應神天皇

由緒　創建年月不詳　寛文五年時の領主小笠原土佐守より田一段二畝二十四歩寄附せられたり　境内二百七十二坪　氏子六十一戸　例祭十月十三日

(一〇)神明神社　駒野新田字六段地

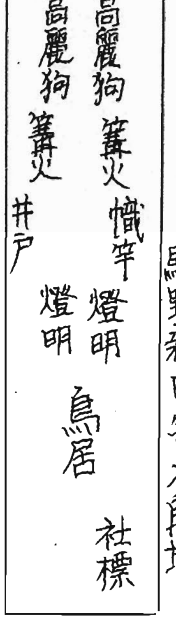


祭神　天照大神豊受姫命

由緒　寶暦五亥(ママ)年八月創立　境内百八十六坪　氏子三十五戸　例祭十月廿日

(二) 嚴島神社　　瑞穂字柳原

祭神　市杵島姫命

由緒　明暦二丙申年二月領主小笠原土佐守護神の旨其神躰を拝受して創建す

(三) 金刀比羅神社　　瑞穂字枠池

祭神　大巳貴命合祀崇徳天皇

由緒　創立年月不詳　寶暦年度洪水の節境内堤頭破壊し爾後絶社なりしが元治元甲子年三月信徒有志を以て讃岐國那珂郡金刀比羅神社の神靈を受けて元社地の方位を卜して再建す　境内二十二坪

(三) 大代神社　　瑞穂字大代

祭神　市杵島姫命、火産靈命　境内三十坪

(四) 天神神社　　釜段字新田

祭神　菅原道眞　創立年月不詳　境内百八坪

(五) 水神神社　　駒野新田字台所地

祭神　速秋津比古命　速秋津比賣命　創立年月不詳　敷地一坪

第五項　忠魂碑

第一目　建設の動機並びに経過

本村に忠魂碑建設の議は十数年前よりありしも実現に至らず漸く昭和三年三月御大典記念事業として計画せられ村長伊藤清次郎氏在郷軍人分會長木村金一氏主唱者となり今年五月に至るまでに数回の協議會を開催し工費三千円の寄附金募集に着手せり

忠魂碑建設趣意書

我國は古來より報國の念盛にして終始一貫変る事なし時に振否無きに非るも能く二千五百有余年間外國の覬覦を許さず國運隆昌以て今日に至れるは先輩誠忠の賜なり　追懐すれば日清役台湾役日露役西比利亜役に於て本村出身将卒は家を忘れ父子を顧みず唯君國に盡すの一念より厳粛なる軍律の下に在りて酷暑に耐へ極寒を冒し弾丸雨飛の裏に身命を挺して軍務に努め又戦の目的を遂し國威を発揚したり　吾人今日の治平に住するの幸福も蓋し其恩恵にして唱ふるに詞なく謳ふるに物なし　特に鉾戈に斃れ疾病に死し護國の神となりたる将士の偉勲は烈として日月の如く終始吾人の念頭に髣髴せり　茲に於て其の英霊を慰め其鴻恩を謝する爲同志相計り地を本村小学校の一隅に選び忠魂碑を建設し長へに感謝の意を表すると共に将来に向って忠孝思想の薫化に資する所あらんとす、希くは全村挙って賛襄せられて但に報恩の誠を後世に傳へられんことを懇

願する所以なり
昭和三年五月

発起人
池邊村長　伊藤清次郎
仝分會長　木村金一

斯くて昭和三年十二月廿四日縣知事金澤正興より校地一部(十四歩)使用の件許可せられ仝年十二月三十一日より着工工事は順調に進みたり

第二目　落成並びに除幕式

工事は昭和四年三月三十一日大体落成せり　碑は砲弾型にして碑長三米直径〇七四五米なり表面忠魂碑及裏面御大典記念養老郡池邊村有志者昭和三年十一月は陸軍大将一戸兵衛閣下の書なり　仝碑除幕式は五月一日盛大に挙行されたり
總工費金額千四百八十五円八十四銭なり

第三目　忠魂碑に祀れる英靈

| | | |
|---|---|---|
| 法名　釋義岳 | 陸軍歩兵一等卒 | 菱田五作　明治二七、一二、二二 |
| 法名　釋淨暁 | 陸軍歩兵一等卒 | 片山吉弥　二八、七、二五 |
| 法名　釋義岳 | 陸軍歩兵上等兵 | 中村佐太郎　三七、八、二三 |
| 法名　釋正了 | 陸軍歩兵一等卒 | 伊藤庄七　三八、三、一一 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 法名 | 釋喜誠 | 陸軍歩兵一等卒 | 児玉喜作 | 三八、八、三 | |
| 法名 | 釋正信 | 陸軍歩兵一等卒 | 田中松弥 | 三八、九、一 | |
| 法名 | 釋久信 | 陸軍歩兵伍長 | 吉田久松 | 三八、三、七 | |
| 法名 | 釋秀淨 | 陸軍輜重兵上等兵 | 菱田平五郎 | 三八、三、一五 | |
| 法名 | 釋賢良 | 陸軍工兵一等卒 | 杉野直吉 | 三七、一一、一 | |
| 法名 | 釋常樂 | 陸軍歩兵一等卒 | 杉野嘉市 | 三七、九、四 | |
| 法名 | 釋義慶 | 陸軍歩兵上等兵 | 松永要吉 | 三七、一一、二六 | |
| 法名 | 義勇院聖信賢三居士 | 陸軍歩兵伍長 | 後藤賢三 | 三八、三、七 | |
| 法名 | 釋華賢 | 陸軍歩兵一等卒 | 加藤幸七 | 三七、一二、三〇 | |
| 法名 | 釋義顯 | 陸軍歩兵一等卒 | 飯田清治 | 三八、三、二 | |
| 法名 | 釋教宣 | 陸軍騎兵上等兵 | 光野助一 | 大正八、八、四 | |
| 法名 | 釋休和 | 陸軍歩兵上等兵 | 寺倉和夫 | 昭和七、二、二一 | |
| 法名 | 釋良善 | 陸軍歩兵伍長 | 横山秋蔵 | 七、四、一 | |

## 第二節　奉安殿

### 第一項　建設の動機並びに経過

奉安殿建設は多年の懸案にして本村民一同の宿望なりき　昭和三年末御大典記念事業として建設の議出づるや翌年二月の村會にて満場一致可決　仝年六月五日金八百六十円の見積を以て工事請負を契約せしも敷地の関係上着工遅れ漸く昭和六年十二月九日建設認可を受け翌七年一月一日地鎮祭執行翌八年一月三十一日竣功落成式は五月二十八日挙行す

第二項　總工費並びに圖面

總工費一千円内金貳百貳拾壱円五拾八銭は職員児童の寄附金なり　奉安殿は鉄筋混凝土神明造平家建總建坪一、四三坪なり　次に図面を掲げん

# 側面図

〔1/50〕

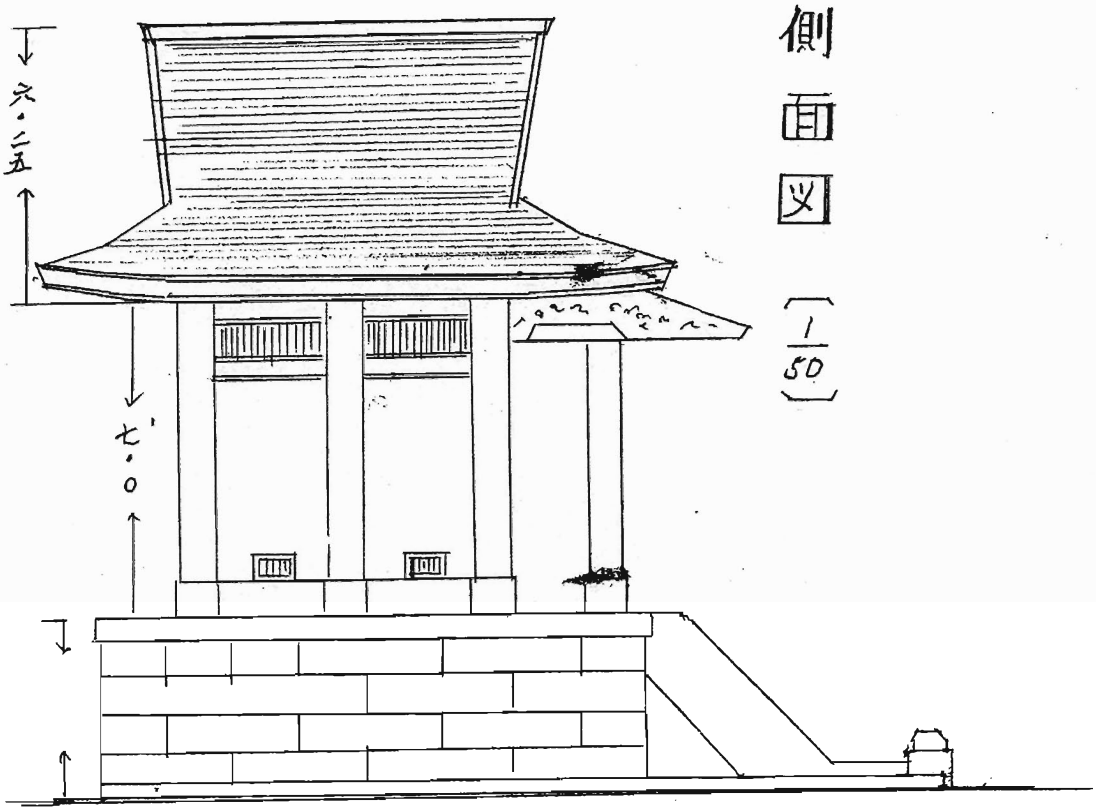

# 平面図 (1/50)

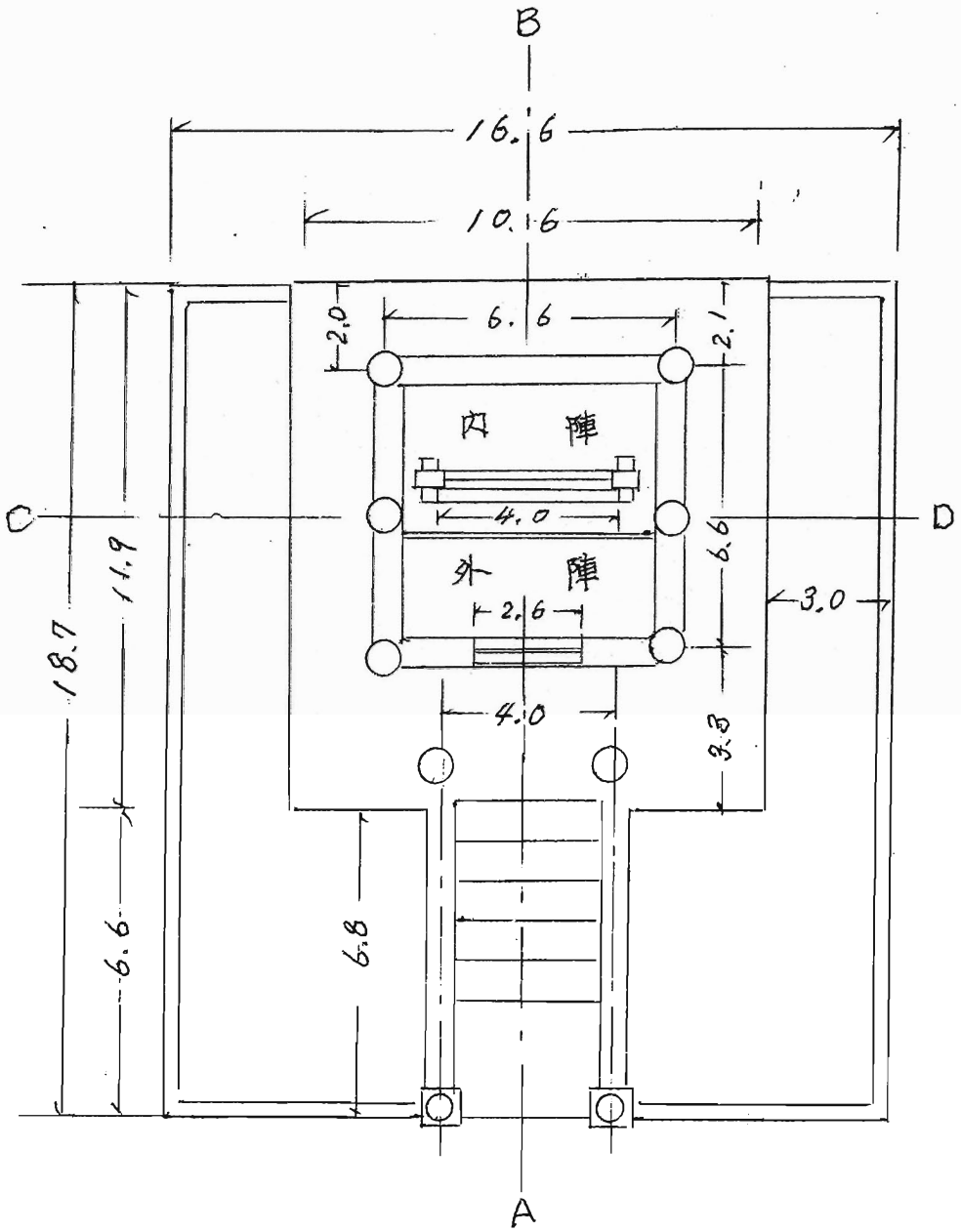

## 第三節　宗教

### 第一項　總説

本村民は僅少のキリスト教徒天理教徒を除く外全部佛教徒にして一般に宗教的信念厚し

### 第二項　佛教の傳來

我國古より朝鮮及支那と交通せしため自然に佛教も昔より移入せし事ならん□□によれば継體天皇十六年(紀元一一八二年頃)梁の司馬達佛像を齎し大和の國に來りしことあり次に我國々家の問題として佛教を議せしは欽明天皇十三年(紀元一二一二年頃)百濟國聖明王佛像及経論を獻せしに始まり當時議論沸騰して採否決らず物部蘇我両氏の爭ありし後物部氏仆れて崇佛黨の勝利となれり

### 第三項　佛教の隆替

物部氏の滅亡は佛教興隆の端を開き聖徳太子に依りて法隆寺四天王寺の創建となり爾後の天皇も佛教の興隆を計り給ひ諸國に佛像を安置せしめ又堂塔の創建を命じ給へり　聖務天皇は天平十三年に諸國に國分寺創設の詔を下し賜ひ不破郡青野には行基菩薩をして國分寺を創建せしめ給ふ　行基又養老に養老寺海津郡城山村に行基寺を建立す　御歴代天皇にして法皇となり佛教の興隆を計り

給ひし御方三十六帝あり皇子皇后の御法体其の数多く朝廷厚く佛教に帰依し給ふ、降って鎌倉時代に至り親鸞聖人眞宗を開創し八代目蓮如上人弘教に努めしより窮屈なる天台眞言の法圓を脱して他力本願の念佛門に轉宗せり其の後教如上人大谷派本願寺創設により東西二派に分れたり

第四項　宗派別寺院数

本村寺院は眞宗大谷派四ヶ寺淨土宗二ヶ寺一院眞宗大谷派説教場一なり

第五項　寺院一覧表

| 宗派 | 寺院名 | 所在地 | 住職氏名 | 檀家数 | 信徒数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 淨土眞宗大谷派 | 智通寺 | 大巻字東への割 | 館　登 | 一三〇戸 | 六七〇人 |
| 淨土宗 | 天照寺 | 根古地字城屋敷 | 水谷寅空 | 三二戸 | 一五〇人 |
| 淨土眞宗大谷派 | 明圓寺 | 根古地字三の割 | 藤原亮快 | 一〇〇戸 | 五〇〇人 |
| 淨土眞宗大谷派 | 稱名寺 | 根古地字三の割 | 松永靜圓 | 九八戸 | 四七〇人 |
| 淨土眞宗大谷派 | 西運寺 | 大場字北屋敷 | 中村大典 | 三〇戸 | 一四〇人 |
| 淨土宗 | 林照院 | 瑞穂字大代 | 佐藤光蓮 | | 一三〇人 |
| 淨土宗（鎮西派） | 洞雲寺 | 大巻 | 森島芳契 | | 一〇人 |

第六項　寺院由緒行事並事業

| 寺院名 | 寺院由緒 | 寺院年中行事 | 寺院の事業 |
| --- | --- | --- | --- |
| 智通寺<br>阿彌陀<br>佛 | 寛正四癸未三月上多度村横屋館賢西創建<br>抑当寺は往昔天台宗の法刹にて開基は了<br>澄阿闍梨姓は藤原氏大和國宇田郡の産也<br>比は人皇六十六代一條院御宇正暦四年(癸巳)<br>年三月菩提心を発し比叡山に登り源信僧<br>都を戒師とし文珠院に住す　長元七年(戊戌)<br>八月七十八歳にて正念往生を遂ぐ　開基<br>了澄より第十七世賢西に至る　賢西は当<br>國石津郡横屋郷の産にて姓は平氏也　氏<br>賢西は天台の精舎を門弟賢淳に譲り其身<br>は眞宗に皈す　時是天文七戊(戌)年也　氏人<br>の系統は恒武天皇の後胤平の参議恒盛之<br>末経館信濃守平恒雄の末裔にて賢西曽祖<br>父母方の由縁あるを以て横屋に居住する<br>こととなれり　天正四年子八月朔日往生 | 正月　一日　修正會<br>正月　二日　仝<br>正月　三日　仝<br>二月廿三日　聖徳太子御祥月<br>三月　十日　戦病死者追弔會<br>三月廿四日　慧灯大師御祥月<br>三月廿五日　春季彼岸會<br>一週間　春永代経<br>三十日間<br>四月　七日　釋尊降誕會<br>四月　八日　仝<br>七月　一日　初穂供養<br>二日　経<br>三日　仝<br>七月十四日　盂蘭盆會 | 一、婦人會春秋両度<br>二、児童夏季学校<br>三、毎月両度休暇中説教<br>四、佛教會<br>五、水曜日学校<br>六、託児保育<br>七、免囚保護 |

す　夫より第二世賢空第三世空誓第四世宗信第五世了山第六世智玄第七世祐圓第八世円智第九世円慶第十世義順第十一世義環第十二世義法第十三世登と相承す

寺地　第三世空誓に至り寛永五辰(たつ)年安八郡今尾へ易地

第四世宗信に至り寛文元丑(うし)年大牧村へ易地

本尊　霊夢に依りて感得したる、丈は二尺の阿彌陀如來也

天照寺

阿彌陀佛

恵信僧都作と傳ふ

寺院名　八幡山寶池院天照寺

明暦四戊戌(つちのえいぬ)年二月中開基聖譽恕迪と云へる僧常陸國関宿城主小笠原土佐守当國高須城へ移城の際城主に從ひ此の地に來り一宇を創立す、当天照寺縁起に曰く（開山

七月十五日　盂蘭盆會

七月十六日　仝

七月上旬　謝恩會

七月三十日　明治天皇追弔

三十日間　夏永代経

八月　一日　先祖代々供養

一週間　秋季彼岸會

三十日間　秋永代経

十二月二十五日　大正天皇追弔

十二月二十五日より二十八日まで　報恩講

毎月十四日　善導大師御命日

毎月廿四日　宗祖圓光明照大師御逮夜

旧二月十五日　釋尊涅槃會

春季彼岸會

聖譽筆)抑当院境内は昔時徳永法印の御舊
跡なり　此故に今時も村民呼びて御城屋
敷と稱す　然るに寛永年中に小笠原土佐
守殿常州関宿より当國高須へ御處替への
後正保五年(戊子)の春斯の屋敷を御菩提寺
円心寺へ寄附し給ふ　是時の主務聖譽隠
居地に思食充て賜はりぬされば愚老その
かみ常州より已來当國に至る迄御菩提寺
に住し侍りて年久しかけける其の間に懇
情の御いつくしみ特に厚く蒙るといへど
も今既に齢七十に餘りて寺務老の身に堪
へがたく思侍るまゝに斯の屋敷はあらか
じめ恩賜の地なれば草庵をも結びて隠居
仕度の旨時々申上しかども更に許容し給
はざりしが或時たまたま斯の處を御覧せ
られこゝぞ幽閑の地にして老僧閑居には

永代祠堂法會
旧四月(三日間)宗祖大師御忌會
旧四月八日釋尊降誕會
旧四月十三日釋尊法會
會並放生會
旧四月八日夏安居會より旧七月七日まで
旧七月十三日盆會並より十五日まで施餓鬼會
旧七月十日　正観世音菩薩祭
秋季彼岸會並に永代祠堂法會七日間
十月(三日間)御十夜法要

よき屋敷なりされども若し洪水もあらん
節安住しがたかるべしとて仰せられけるに其の後幾程もなく役人に仰せて先づ地形を高く築て四方の堀を蓮池とし桜を植へ杉を養て境内をかざり一宇の小堂を営造し給ひて寶池院と号せらる　維時明暦四年戊戌(つちのえいぬ)の春造畢ずる間無爲に供養を遂げ畢ぬさて寶池院と名づくるゆへいかんとなれば往昔常州関宿御領知の時御菩提寺末院として寶池院と云ふありしが何時の頃よりか頽廃して其の跡のみ今残れりされば今此の境内に蓮池あるに依りて彼の院号を此の地へ移して蓮池の名をかりて寶池院とは申侍る　かくて堂内正面の檀上に御厨子を居えて彌陀の尊像並に御当家先祖代々安國院殿一品徳蓮社崇譽道

和大居士(徳川家康)台徳院殿正一位大相國公(徳川家忠)大猷院殿贈正一位大相國公徳川家光)御位牌を安置し奉り玉ひて即ち当院境内竹木並畑二段余茶園畑等を御寄附悉く皆御免除成し下され永代の僧糧に充て賜る者なり

当山両宮の由緒氏子への勧誡並に山号及寺号の由來

夫當山に神明宮と八幡宮の両社鎮守なり給ふこと由緒なきにあらず　其故は元より神明宮は新田の氏神八幡宮は本田の氏神なれば各々の両田の西北に當つて鎮座し玉へり　是故に其の跡今村の人宮田と呼ぶなり、然るに明暦年中に當院建立なりて六、七年の星霜を経て後予つくづく思ふ様古徳の寺を建立したまひて必ず先づ

勧請神を崇るも和光の方便をはなれては佛法たちがたきにや愚老あに是を思はざらんや　急ぎ神祠を営み当山の護法と崇ばや願くば当山永く相續し法燈久しくかゝげて末法萬年利物偏増ならん且國家安穏にして村民豊饒に檀家繁栄ならんことをと志願如此縷に思ひ侍るころ当村の住人両三人來りて予に語りて云へる様聊か願ひ申すべき事候て参列仕れりと云ふ　何條の事にかと云へば知し食して候両田の氏神何れも神田地びくなれば社地自ら狭窄なり是の故に神田高く築き社地を潤げ神事安からんことをなん常々申しあへるかども村民各々云ひ甲悲なく候まゝに志のみにしてか及候はず冀くは貴院境内は地廣く地高にも候へば両宮共に境内に移して永く鎮守として崇め玉ひなんや　若し然からば兼て両田の氏神と敬ひ奉らんことを是すべて当村氏子同心の願望に候と云へり　予思ふ様これぞさながら神明の愚僧が志願をあはれみ給ひて氏子に託して宣せつるなんめりと、すぐろに神慮もかたじけなく貴く覚へ侍るまゝに承諾の詞はこゝろよく申侍るまゝに各々悦てかへりぬ　されども両宮共に其の社地を替へ遷し奉りて当山の鎮守となり玉はんこと小望にあらずと思ひて急に領家にかくと申上しかば大望即時に許容し給ひぬ　由是負道里營勵志竭力先づ境内の西南に当り埋池地を開け堀堀高く築き宮地を新に改造して両宮拝殿軒を並べ光彩修飾本の宮

社よりも尚弥増の事にぞなりぬ。予いよ〳〵信心歓喜の眉を開き一心の丹誠を抽てゝ両御神を勧請して遷宮供養奉り訖ぬ。自爾已來当院に寺号山号を新に加へて八幡山天照寺と名づく。両宮此の境内に移り給し由來如此。

抑神者依人敬増威人者依神之徳添運といへり然れば毎年当社神事の朝には氏子相あつまり一心の精誠をこらし御神楽を奏ら廿神供を備へ社殿に小破□あらば早く村人立會し励志修補を加へらるべし。つねづね心を直ふして崇敬奉り人々は常に神明和光の御守護を蒙るゆへに今生は自ら息災安穏にして壽福増長し子孫繁昌のよろこびをつたへ後世には無為常住の寶國に生れ一切能満足ならんこと不亦楽乎　誰の人か二世安楽を願はざる　然るに若し末の世に至りて上に記せし当山縁起をも不知人鎮守氏神の由緒をも不辨輩ありてたま〳〵宮社に修理を加ふといへども志まことなくかへりて寺領社領をかすめて聊も私欲□□ん思ひ或は竹木をあらし社領をけがし或は神事を等閑して祭禮如法ならず或は佛の蓮池神の御手洗において恣に殺生しなんとする如此邪見放逸の輩らは必ず神明佛陀の御あはれみにはづるべきゆへに現世には萬事の家産不如意にして災禍自ら來り福徳永く去りて貧苦を子孫に及ぼし当來たちまちに三途にしづみ永く生死のすもりならんは不亦苦乎　何れの輩か三世不得をおそれざるべき返々もこの

ことわりを辨へて直心至誠にして佛神を崇敬奉るべきことぞかし、聖徳太子の御詞には、計雖為眼前之利潤終當佛神之罰正直雖非一旦之依怙必蒙日月之哀と誠なるかな心ある人深くこの心を存すべきなり　故に今當寺縁起並鎮守由緒等を當山開基恩納聖誉粗勒竟樹逢傳來葉云ふこと爾たり

干時寛文九年己酉仲春佛日　當山開基深蓮社聖誉恕運書

當寺正観世音菩薩縁起

抑檀上御厨子の内に安置し奉る観世音菩薩は往昔源氏の祖先多田満仲公は武家の棟梁にして武功日々に新たに栄耀月日に盛なり、然れども倩世間の無常を感じ殊に佛法の深理を尊信せられけるが其の頃叡山の高僧恵心僧都の御教化を蒙り帰依浅からざりしが或時僧都に請ひたまひけるは某時々御教化を蒙り往生浄土の安心決定すと雖猶衆生濟度の為且は子孫繁昌の為大悲菩薩の尊像一体彫刻ましまし〳〵我に授與し玉はゞ現当の所願成就なりと願ひ玉ひける、僧都の曰く善哉公の信願豈虚うせんやと　年月幾許ならずして此の尊像を彫刻ましまして與へ玉ひけるに満沖公三拝頂戴歓喜し荘厳を鏤め尊敬し玉ひし此の霊像なり、頃は人皇六十二代村上天皇の御宇丹波國大江山に鬼人住かをなして書は山に出で夜は里に出で多くの人民を殺害す、天皇大いに御心を悩し玉ひ武家の棟梁た

る滿仲公へ鬼人征伐の勅命ありければ速に勅命を奉ぜらるゝと雖も其征伐の難儀を煩ひ玉ひ此の尊像に誓願をかけ萬民身命の安からんことを深く禱念し玉ふて此の尊像を奉じて山に登られければ不思議なるかな尊躰より光明を放ちたまへば數百の鬼人共身体しびれ動くことを得ざれば速かに鬼人退治の功を奏し玉ひき、其の後源氏の末裔當國舊高須城主小笠原家に傳り城中に安置し給ひけるが爰に當寺開山聖誉恕迪上人は小笠原太守公と師檀の契約深かりしが或時太守公仰せらるゝには当家に傳る所の大悲の尊像城中に安置するときは諸人参詣自由ならず却つて大悲の慈念叶ふ可からず此の故に老僧に附與す以往當家に代り恭敬禮念又諸人に結縁せよとの尊命を蒙り当寺に安置せられし尊像なり

| 寺院名 | 寺院由緒 | 寺院年中行事 | | 寺院の事業 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 明圓寺 | 大永三年藤原亮道實如上人に歸依し薙髪して淨栄と稱す其の節授與ありし六字名號現存す<br>境内二百五十六坪<br>宗是の宣布につとめ門信徒の信念を鼓吹し王法爲本眞俗二諦の教導に全力を注ぐ | 毎月 | 三日経 | 一 | □□□□ |
| 阿彌陀如來 | | 三月 | 春季永代経 | 二 | □□□□ |
| | | 三月 | 春季彼岸會 | | □□□□ |
| | | 八月十五日より十七日まで | 盆會 | 三 | □□□□ |
| | | 九月 | 秋季彼岸會 | | □□ |
| | | 九月 | 秋季永代経 | 四 | 日曜学校 |

稱名寺

阿彌陀
如來
木佛尊
像にて安
阿彌作

創立　文永年中の創立にして当時天台宗にて開基を信覚と稱す　(二)願生法師(三)願誓法師(四)了信法師(五)了円法師(六)覚信法師(七)祐信法師(八)等乘法師(九)法導法師(十)法入法師の十代ありたり、十一世善西に至り眞宗に轉屬するに到り松永稱名寺と号し世襲とはなれり　善西は從一位權大納言三木教忠公の二男童名仁津幾入道にして三木家の出なり、三木家は藤原鎌足の後裔房前の時に起る、三木家よりは代々出家顯れ住方成瀬明禪其他あり其後顯眞なるもの天台座主となり重愉も亦權僧正となり禪智房と号し天台座主となりたり、其の頃三木家は河内國に住せり、

十二月二十五日より十二月卅八日まで報恩講

正月　一日　修正會
　　三日　仝
　　三日　仝
正月廿五日　源空上人御忌日
二月十五日　禪迦牟尼佛御入滅
二月廿二日　聖徳太子會
二月又は三月一週間　春季永代經
三月　三日　天親菩薩御忌日
三月十八日より廿四日まで　春季彼岸會
三月廿四日　惠燈大師御祥月會
三月廿五日　仝
三月廿七日　善導大師御忌日

一、寺院の布教
(イ)本山定例説教
大正四年十二月より毎月三日づつ現今は毎月十八日より二十日まで本山差向使僧をもて開く
(ロ)二十八日講
万延元年九月より毎月一回開く
(ハ)婦人會
往古の女房講を改め昭和八年四月より毎月一回開く

承久三年六月光親善信戒師となり出家して法名を西信と号す。權大納言正二位長隆權大納言從二位長宗長忠相續きて出家せり。

三木權大納言從一位教忠延德三年十二月十五日出家をなし明德三年十月三日美濃國子子子（現今の根古地）にて卒す（年七十二）故に稱名寺は明に其頃の子子子現今の根古地にありしものなり。然るに教忠の子光忠明德二年河内國にて生害せし故教忠の孫賴季父生害の時出走阿波國池田三好家に屬す、賴季の子久季彈正少弼從四下となり松永小隼人と号し長男久通左衛門佐從五下となり元亀三年大和國多門城に居し仝四年正月信長に屬し天正五年十月十日生害せる爲次男久吉祖父教忠の墓所

四月　七日　現如上人
八日　御祥月御佛事
四月廿七日　道禪禪師御忌日
四月　廿日　戰病死者追弔會（靖國神社例祭）
六月　十日　源信和尚御忌日
六月十六日　前住職祥月會
七月　七日　星祭（七夕）
七月十四日　盂蘭盆會
七月十六日　初穗經夏の御文拜讀
七月十八日より十九日まで　明治天皇

二、文書傳導
(イ)揭示傳導　法語金語等を揭示す
(ロ)一枚摺
(ハ)施本
三、社會教化事業
(イ)佛教會
(ロ)水曜日學校
(ハ)報德會
(ニ)免囚保護
(ホ)眞宗婦人會
(ヘ)其他

叔父善西の寺なる濃州子子村稱名寺にて出家善了と号す
阿波國藤原性家紋引両三階松を以て松永稱名寺と号するに至りたり、
眞宗開基　前記の如く出家せる者多々ありしが善西の時本願寺實如上人御判なる本尊彌陀繪を大永三癸未(みずのとひつじ)年四月五日に願主となり下附を受け全く眞宗に歸し世襲とはなれり、元和八壬戌(みずのえいぬ)年四月十六日宣如上人御判なる木佛尊像を中心として基礎漸く定れり、本惠心僧都の作なる阿弥陀佛木像一躰安置せり、慶安二己丑年晩夏廿二日御裏宣如上人なり、古書によるにこの一躰は美濃國石津郡根古地村惣道場物也と示し別に又是は往古廿六ヶ村惣道場の木佛也別に御家老御添輪所持仕候と

| | |
|---|---|
| 七月廿一日 | 御祥月會 |
| 八月又は九月一週間 | 前坊守祥月會<br>秋季永代經 |
| 九月廿一日より廿七日まで | 秋季彼岸會執行 |
| 十月十八日 | 龍樹大師御忌日 |
| 十月廿三日 | 戰病死者追弔會(靖國神社例祭) |
| 十一月廿八日 | 見眞大師御正當忌 |
| 十二月廿五日 | 大正天皇御月會 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 西運寺 | | | |
| 寺院名　光攝山西運寺 | あつて当時の念佛宗の模様を窺ふに足れり<br>(十)善西－了賢－了純－性本－唯信－了善－隆圓－卓立－純亮－圓立－泰圓－隨圓－圓城－圓諦－圓登－大圓－立圓の眞宗十七世を過ぎて(稱名寺開基より廿八世眞宗開基より十八世)当住静圓の代となりたり<br>寺地　最初は堤外境内に小堂を建てたりしが元和年中水難の為安八郡今尾村に移住し寛永年中同郡中郷村に移り寛永十一年再び当地に歸住す、堤外寺屋敷は正保五年二月小笠原土佐守検地除地なりき<br>本堂は明治五年再建なるも濃尾の大震災に大潰せざりしは奇といふべし<br>境内二百五十二坪 | 毎月　三日経 | 十二月廿五日　見眞大師初逮夜　廿八日　報恩講日中<br>十二月廿一日　除夜法要<br>十二月　四日　眞宗開基　善西法師忌<br>毎月七日逮夜八日御忌日　廿七日逮夜廿八日御忌日 |
| | | | 一、農業期保 |

林照院

阿弥陀佛

寛永十四丁丑年（ひのとうし）当國安八郡墨俣村中本山満福寺第十七世祐意法子了念開山仝年初冬廿一日木佛本尊安置享保四年二月五日

撞鐘御免

境内三百四十九坪

当院は元柳照庵と稱し寛文年中の開基にして道心者了無なるものありて頗る道心あり佛堂を造立し念佛を修業せんと欲す茲に於て同村根古地天照寺開山聖誉怒迪大和尚深く隨喜し檀信徒に謀佛堂を創立し淨土宗念佛道場とし此に住せしむ　此れ本庵の創立にして世代を経ること八代なり　明治御維新の際廃佛毀釋の風潮に推され太政官布告の無檀無錄の寺は廃寺

一月五日より八日まで　嚴修

二月　春季永代経

三月　春季彼岸會

八月十五日より十七日まで　盆會

九月　秋季彼岸會

九月　秋季永代経

旧二月十五日　釋尊涅槃會

三月（三日間）　彼岸會

四月（一日間）　御忌

四月（三日間）　永代祠堂法要

七月（一日間）　初穂経

八月（三日間）　永代経法要

九月（三日間）　彼岸會

十一月　御十夜法要

育園開設

すべしとの布告に依り廃寺となれり、尤も其の当時は本寺天照寺に於ては先々代即十三代芝堂大和尚代にして如何なる手續にて廃庵を履行せしかは今となりては不明なるも佛堂佛像は依然有之不相変尼僧住居し第七代佐藤蓮香弟子現八代の住職佐藤光道代に至りて信徒も大いに増加し信徒との協力により佛堂等も再建し宅地及田地の寄附を受け面目を一新せり依て寺号公稱の議起り昭和四年三月東京市浅草区南元町林照院へ寺号移轉を交渉し其の筋の許可を得て昭和七年二月九日寺号移轉を完了せり　依て柳照庵を林照院と改む

洞雲寺
観世音

寺院名　捷軍山洞雲寺
京都市鶴山町の勝地を卜（ぼく）し聖徳太子自ら

七月十日　捷軍観世音は一世

本尊を彫刻して一寺を建立し玉ひ捷軍山
洞雲寺と稱しが後寺僧浄土宗に歸し惣
本山智恩院の末寺となる、其の後星霜を
経るに從ひ寺運昔日の盛隆を見る無く明
治維新の廃佛の役に遭ひ靈佛も又雨露を
蒙り給ふの悲運に及ぶ、時明治三十八年
森島芳契靈佛の徳を慕ひ京地に參籠して
大発願して自己の居宅を捨て官に乞ふて
寺名を移轉し今日に至るものなり
寺寶捷軍聖觀世音　木造丈三尺三寸立像
一体、当觀世音は同村下池に沈みし大木
あり里人靈木として夫れにふるゝをもた
たりありとして恐れて近づかざりしを以
て里人に乞ひ受け觀音の像を彫刻せしも
のなり　然るに何等の異変も無く且つ大
木も思はざる人手を要せずして殆ど自ら
の高徳智
恩院大僧
正の開眼
供養を得
しものに
付き其の
日を記念
として例
年大供養
を奉修す
るものな
り

水中を出でしは沈木に精ありしものか

第七項　キリスト教

昭和二年開設　日本聖公會大垣聖公會の所屬にして高柳講義所と稱す、教會堂なる修徳館は大正十年一般公衆の精神修養の道場として建築したるものなり管理者は信者なる山田貞策氏なり、毎月十四日岐阜又は大垣より牧師出張して日曜学校を開き附近の子供並びに一般人に講義をなす　現在の信者は三人なり

池邊村郷土誌　上巻　終

昭和九年十月三十日　印刷
昭和九年十一月　三日　発行

〔非賣品〕

編輯兼
発行者　養老郡池邊尋常高等小学校

養老郡池邊尋常高等小学校内
右代表者　山幡庄平

養老郡池邊尋常高等小学校内
印刷者　山幡庄平

養老郡池邊村大字瑞穂
印刷所　池邊尋常高等小学校